

国の施策等に関する提案・要望

令和8年（2026年）6月

熊本県

平素から、熊本県政の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県は、国の手厚い御支援を賜りながら、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に取り組む中、令和7年8月豪雨に見舞われました。昨年末には「令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン」を策定し、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて一層の取組みを進めているところです。

本年は「熊本地震から10年」の節目です。これまでの復興の歩みをしっかりと振り返り、防災・減災への備えなど、得られた教訓を再認識するとともに次世代に継承し、世界に誇れる「防災先進県くまもと」の確立を進めて参ります。

また、TSMCが、建設中の新工場において最先端半導体への計画変更を表明するなど、半導体製造拠点として、本県への期待がますます高まっています。

日本の経済安全保障の要としての地位を確立するためにも、半導体関連産業の集積による経済効果を県内全域に波及させ、「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた産学官連携推進拠点の整備や人材育成の取組みを進めるとともに、道路や鉄道等の必要なインフラの整備、渋滞対策や地下水保全、農畜産業との両立といった喫緊の課題の解決にも全力で取り組んで参ります。

様々な取組みを推進し、私たちの目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」を実現するためには、国の御支援が不可欠です。

国におかれましては、このたびの要望に対し、特段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和8年6月

熊本県知事

木村 敬

熊本県議会議長

内野 幸喜

目 次

令和 7 年 8 月 豪 雨 関 連

令和7年8月豪雨からの復旧・復興に向けた支援	1
------------------------	---

令和 2 年 7 月 豪 雨 関 連

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	4
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	7
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	9
流水型ダム事業を契機とした球磨川流域の地域振興への支援	11
令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた支援	12
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	16

熊 本 地 震 関 連

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	18
------------------------	----

半 導 体 産 業 集 積 関 連

地域未来戦略の展開に向けた支援	20
くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援	22
半導体を中心とした産業クラスター形成促進への支援	25
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	26
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援	28
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	30
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化に向けた支援	32
阿蘇くまもと空港の機能強化	34
半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援	36
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	37
外国人材の適正な受入環境の整備	38
教育環境の整備と人材確保	41
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	43

内 閣 府

地方創生の推進	45
防災・減災、国土強靱化の推進	47
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	52
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	54
被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等	55
災害救助法における「被災した住宅の応急修理」の制度見直し	56
女性の社会参画の加速化	58
あさりの産地偽装対策に対する支援	59
地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保	60
こどもを安心して産み育てる施策の充実	61
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	63

総務省

地方税財源の充実確保

66

法務省

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた施策の推進

70

文部科学省

質の高い教育の提供

71

特別支援教育に係る環境整備

73

誰一人取り残さない教育環境の実現

75

魅力ある学校づくりの推進

76

高校教育改革の実現に向けた支援

78

学校給食費の抜本的な負担軽減

80

GIGA スクール構想の推進

81

教育環境の整備

82

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

83

安心して私立学校で学べる教育環境の実現

84

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

86

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

87

選手育成と地域のスポーツ振興

88

厚生労働省

医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援

89

長寿で安心して暮らせる施策の充実

90

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

94

こどもの歯の健康づくりに対する支援

102

公務員獣医師の確保

103

医療用医薬品等の安定供給への対策

104

被災者見守り・相談支援等事業の実施要件の緩和

106

農林水産省

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現

107

環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援

113

農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化

114

中山間地域農業・農村の持続的な発展に向けた総合的な支援

118

燃料・肥料・飼料等生産資材の安定供給及び価格高騰対策

122

海洋環境の変化に伴う赤潮被害対策等への支援

125

経済産業省

地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化

127

FIT期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化

130

燃料油価格高騰に伴う生活者・事業者に向けた支援

132

国土交通省

公共事業予算の安定的な総額確保	134
土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等	135
阿蘇山直轄砂防事業の促進	136
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援	137
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	138
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	140
住宅耐震化の推進	141
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援	142
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援	143
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	145
熊本港の整備推進	146
八代港の整備推進	147
天草エアラインへの支援	148
天草地域におけるナショナルサイクルルートの指定	149

環境省

ゼロカーボン社会の実現	150
水保病対策の推進／水保・芦北地域の振興	152
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	155
有明海・八代海等の再生	156
国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援	158
プラスチックの資源循環等の促進に向けた支援	159

警察庁

治安基盤の整備充実	160
-----------	-----

要望先省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
令和7年8月豪雨からの復旧・復興に向けた支援	1					○		○	○		○	○	○			
球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	4					○		○			○		○			
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	7		○			○		○					○			
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	9		○			○		○	○		○		○			
流水型ダム事業を契機とした球磨川流域の地域振興への支援	11		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	
令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた支援	12	○	○			○		○	○			○	○	○		
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	16					○		○					○			
熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	18		○			○		○	○		○		○			
地域未来戦略の展開に向けた支援	20	○	○			○		○				○				
くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援	22	○	○			○		○	○			○	○			
半導体を中心とした産業クラスター形成促進への支援	25	○	○			○						○				
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	26	○	○									○				
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援	28									○						
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	30	○	○					○				○	○			
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR 豊肥本線輸送力強化に向けた支援	32	○	○			○		○				○	○	○		
阿蘇くまもと空港の機能強化	34						○	○		○	○	○	○			
半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援	36	○	○			○		○					○		○	
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	37	○	○			○		○				○				
外国人材の適正な受入環境の整備	38	○					○		○	○						

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
教育環境の整備と人材確保	41								○			○				
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	43											○			○	
地方創生の推進	45	○	○		○	○		○								
防災・減災、国土強靱化の推進	47	○	○			○		○			○		○			
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	52	○	○			○		○					○			○
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	54		○						○							
被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等	55		○													
災害救助法における「被災した住宅の応急修理」の制度見直し	56		○													
女性の社会参画の加速化	58		○			○				○		○				
あさりの産地偽装対策に対する支援	59		○								○					
地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保	60		○					○								
子どもを安心して産み育てる施策の充実	61		○			○										
子どもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	63		○			○			○							
地方税財源の充実確保	66		○			○		○				○				
部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	70					○	○									
質の高い教育の提供	71								○							
特別支援教育に係る環境整備	73					○			○							
誰一人取り残さない教育環境の実現	75								○							
魅力ある学校づくりの推進	76								○							

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
高校教育改革の実現に向けた支援	78								○							
学校給食費の抜本的な負担軽減	80					○			○		○					
GIGA スクール構想の推進	81								○							
教育環境の整備	82					○		○	○							
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	83								○							
安心して私立学校で学べる教育環境の実現	84								○							
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	86								○							
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	87								○							
選手育成と地域のスポーツ振興	88								○							
医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援	89		○							○						
長寿で安心して暮らせる施策の充実	90									○						
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	94		○						○	○						
こどもの歯の健康づくりに対する支援	102									○						
公務員獣医師の確保	103								○	○	○				○	
医療用医薬品等の安定供給への対策	104	○								○						
被災者見守り・相談支援等事業の実施要件の緩和	106									○						
食料安全保障の一翼を担うまもと農林水産業の実現	107	○				○					○					
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	113										○					
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化	114					○					○					

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
中山間地域農業・農村の持続的な発展に向けた総合的な支援	118										○					
燃料・肥料・飼料等生産資材の安定供給及び価格高騰対策	122										○					
海洋環境の変化に伴う赤潮被害対策等への支援	125					○					○				○	
地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	127	○	○			○		○		○		○				
FIT期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化	130											○			○	
燃料油価格高騰に伴う生活者・事業者に向けた支援	132		○							○	○	○			○	
公共事業予算の安定的な総額確保	134					○		○			○		○			
土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等	135		○					○					○			
阿蘇山直轄砂防事業の促進	136							○					○			
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援	137					○							○			
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	138							○					○			
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	140												○			
住宅耐震化の推進	141							○					○			
並行在来線(肥薩おれんじ鉄道)に対する支援	142					○		○					○			
地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援	143					○							○			
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	145												○			
熊本港の整備推進	146												○			
八代港の整備推進	147												○			
天草エアラインへの支援	148							○					○			

令和7年8月豪雨からの復旧・復興に向けた支援

【総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 公共土木施設等の早期復旧
 - (1) 公共土木施設等の復旧等に係る予算の確保
 - (2) 「補助災害復旧事業債」の被災年度以降の起債充当率の拡充
- 2 農地・農業用施設や山地等の復旧に係る予算の確保
- 3 文化財等の復旧に対する技術的支援を含めた全面的な支援
- 4 復旧・復興に向けた取組みに係る財政負担の最小化に向けた支援
- 5 被災市町村の人員体制強化に向けた支援の継続

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 被災地の迅速な復旧・復興のための公共土木施設等の災害復旧等に係る予算の総額確保をお願いしたい。
(2) 地方の財政負担の最小化のため、「補助災害復旧事業債」について、過年の充当率（90％）を、現年（100％）と同様の充当率としていただきたい。
- 2 被災した農地・農業用施設や山地等の復旧に向けて、農地等災害復旧事業及び治山事業、林道災害復旧事業等の災害関連事業に必要な予算の確保とともに、市町村道など他事業との調整により事業が長期に及ぶことが見込まれるため中長期的な財政支援をお願いしたい。
また、豪雨等の災害への備えとして、災害応急用のポンプの調達、設置、運転等に要する経費についても、災害関連事業の補助対象に追加していただきたい。
- 3 文化財復旧への技術的支援の継続に加え、国指定文化財の災害復旧に係る国庫補助率の更なる嵩上げ、国登録文化財の被災修復に係る国庫補助項目の拡充、日本遺産構成文化財の被災修復に係る国庫補助制度の創設といった全面的支援をお願いしたい。
- 4 被災地域において、引き続き令和7年8月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを着実に進めるため、国庫補助の隘路となるニーズを単独事業で実施する場合の特別交付税などによる財政支援をお願いしたい。
- 5 被災市町村の再生に向けた人員体制強化のため、令和9年度以降も引き続き人的支援等を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 玉名、熊本、上益城、宇城、八代、天草地域では、河川氾濫による市街地への浸水や土石流・がけ崩れなどによる宅地への土砂流入などの被害が多く発生し、県内の広範囲で甚大な被害をもたらした。国道266号、国道218号や県道氷川八代線等では法面崩壊や道路決壊等が多数発生し、現在も全面通行止めとなっている箇所が残っており、住民生活に支障をきたしている。
被災した公共土木施設等については、本格復旧に向け国の災害査定が完了し、今後、復旧工事を進め、一日も早い完成を目指しているところである。一方で、被害箇所が膨大であり、地形条件も厳しいことから、一部においては本年度中の復旧工事の着手が難しい状況にある。

○公共土木施設被害の概要（令和8年2月6日の査定結果）

種別	河川	道路	砂防	その他	計	R2年7月豪雨
箇所数(箇所)	951	954	149	27	2,081	3,620
被害額(億円)	205	168	33	14	420	812

2 農林畜水産業において県内の広範囲にわたって被害が生じ、被害額は熊本地震及び令和2年7月豪雨次ぐ、約861億円に及んだ。

国における激甚災害指定や営農継続をはじめとした特段の支援策より、産地の復旧も進んでいるところであるが、農地や農業用施設や山地等の復旧については、事業が長期に及ぶことが見込まれており、中長期的な支援が必要である。

3 国重要文化財祇園橋（天草市）や国史跡八代城跡群（八代市）をはじめ、熊本県民の宝である県内の文化財が被災し、復旧のためには、長い年月と多額の経費を要するとともに高い専門性が必要となる。文化庁の国庫補助事業（令和7年度文化財補助金（第1次補正予算））を活用し、被災した文化財の復旧を開始したところであるが、令和8年度以降も継続して技術的な支援を含む全面的な支援を受けられるかが課題である。

【参考】主な文化財等の被害状況（国指定・県指定・国登録・市町村指定・未指定文化財47か所で被害（令和7年12月19日最終））

種類	名称	主な被害状況
国指定特別史跡	熊本城跡（熊本市）	一部土砂崩れ
国指定史跡	宇土城跡（宇土市）	北側法面の一部崩落
国指定重要文化財	祇園橋（天草市）	欄干の一部崩壊
日本遺産構成文化財/市指定・未指定	めがね橋（八代市）	一部損壊

4 熊本県及び被災市町村では、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨に加え、令和7年8月豪雨からの復旧・復興も重なり、財政運営は一層厳しさを増す状況。度重なる大規模災害から一日も早い復旧・復興が実現できるよう、国庫補助の隘路となるニーズを単独事業で実施する場合の特別交付税などによる財政支援をお願いしたい。

5 県内各市町村の多くが被災し、また、被災していない市町村においても技術職員の配置が少なく計画的な採用も出来ていないなど、県内での技術職員の確保・調整について困難な状況が継続している。

総務省による全国を対象とした中長期派遣調整等の御尽力により、令和8年度分の中長期派遣要望については、おおむね充足の目途が立ったが、平成28年の熊本地震や令和2年7月豪雨などの過去の例を見ても、災害からの復旧・復興には、多大な労力と時間を要することが見込まれるため、令和9年度以降の人員確保に関し、引き続きの支援が必要。

（被災地における令和8年度中長期派遣の状況） 【令和8年4月1日時点】

被災市町村	要望数	派遣数
6市町	30人	15人

※ 応援職員派遣で充足できなかった要望数については、被災市町村において任期付職員を採用する等の対応※注により、最終的な未充足数は0人となった。

※注：任期付職員採用7人、民間委託4人、その他4人

<被災の状況>



県道囲砥用線（筒川の堤防）（美里町）



県道宇土不知火線（宇城市）



県道氷川八代線（八代市）



国道266号（上天草市）



木葉川（玉東町）



一の谷川（美里町）

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」の早期実現に向けた、流水型ダム建設を含む球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」）の着実な実施

- 1 ダム本体工事の早期着手など流水型ダム建設の着実な推進
- 2 国の対策メニューの着実な実施
- 3 県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援

【提案・要望の内容】

1 ダム本体工事の早期着手など流水型ダム建設の着実な推進

「流水型ダム」について、県としても国に最大限の協力を行うので、引き続き、本体工事に向けた取組みを着実に進め、目標とする令和17年度完成はもとより、可能な限り工期短縮に努めていただき、一日も早い安全・安心の実現に向けた事業の推進のため、令和9年度の本体工事着手に必要な予算を確保いただきたい。

また、安全・安心を最大化するとともに、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」の助言を踏まえ、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るため、更なる環境への影響の最小化及び環境保全措置の具体化並びに川辺川の環境再生や創出に向けた取組みについて検討を進めていただきたい。

さらに、事業の推進に際しては、今もなお、様々な御意見が寄せられており、住民に対する丁寧な説明をお願いしたい。加えて、県が実施する流域市町村や流域住民と一体となっていく「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」への対応を、引き続きお願いしたい。

2 河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施

- (1) 「流水型ダム」をはじめとする国事業については、鋭意取り組んでいただいているところである。引き続き、令和2年7月豪雨で被災した地域の日も早い安全・安心の確保のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地嵩上げ等の取組みを迅速かつ着実に進めていただきたい。
- (2) 「市房ダム再開発」について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進していただきたい。
- (3) 土砂・流木流出防止や水源涵養機能を高めるなど、流域治水に資する森林整備・保全対策を強化していただきたい。また、近年、土砂流出に伴う河床の上昇や、川の濁りの長期化が発生していることから、調査・検討を含めた総合的な治山・砂防対策をお願いしたい。特に川辺川流域において、重点的な対策の実施をお願いしたい。
- (4) 地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」に向けた取組みを推進していただきたい。
- (5) 河川環境の保全・再生など自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組みを推進していただきたい。
- (6) 流域のあらゆる関係者の協働のもと、流水型ダムを含む「緑の流域治水」の各取組みを推進するため、流域住民等の理解を深める周知・広報等の取組みについて更なる推進をお願いしたい。特に、今後本格化するダム関連工事に伴う大型ダンプの通行に係る安全対策を徹底するなど、地域への影響緩和について、説明を含む丁寧な対応をお願いしたい。
- (7) これらの対策を推進するため、国土強靱化の取組みに必要な予算・財源については、令和7年6月に策定された第一次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の資材価格・人件費の高騰等を適切に反映した上で、当初予算を含め、継続的かつ安定的な予算措置をお願いしたい。

(8) 水系として一貫した河川整備が実施されるよう、引き続き、河川整備計画（県管理区間）との連携をお願いしたい。

3 河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県、市町村対策メニューへの技術的、財政的支援

(1) 県、市町村が取り組む次の対策メニューについて、支援対象の拡大等をお願いしたい。

- ① 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう、支援対象の拡大等の積極的な支援をお願いしたい。
- ② プロジェクトに掲げる雨庭などの雨水貯留、浸透施設の整備について、経済的比較に関わらず流域貯留浸透事業の対象とし、補助率の嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的支援をいただきたい。
- ③ 「田んぼダム」の取組みについて、自然災害への備えとして有効な手段であり更なる普及拡大を図る必要がある。取組面積拡大及び取組の継続性を確保するため実施農家への負担軽減につながる支援を拡大頂きたい。
流域治水と連携した森林整備及び治水施設の整備を着実に推進するため、事業実施に必要な十分な予算確保をお願いしたい。
- ④ 「被害最小化」に向け、球磨川流域において、これまで県では水災保険料に対する補助を実施しているが、流域の治水安全度を踏まえると、引き続き、水災保険への加入を促進する必要がある。水害リスクの高い地域における水災保険料補助等に対する財政的支援をお願いしたい。
- ⑤ 球磨川と支川の合流部で内水氾濫が発生する箇所について、内水被害軽減に向けた積極的な支援をお願いしたい。

項目	現行制度等	要望内容
①宅地嵩上げ	事業名：土地利用一体型水防災事業 交付対象：現に存する住家又は現に建築の 工事中の住家のみが対象	○交付対象の建物用途の拡充による支援
②雨水貯留・ 浸透施設	事業名：流域貯留浸透事業 交付対象：通常の河道改修方式と比較して 経済的で4要件のいずれかに該当する事業 補助率：1/3	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
③農林水産分野の取組み	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野の取組みを推進するための財政的支援
④水災保険加入促進	なし	○水災保険料補助に対する財政的支援
⑤内水対策	防災安全交付金（下水道）等	○被害軽減に向けた積極的支援

(2) 令和7年6月に策定された第一次国土強靱化実施中期計画に基づき継続的かつ安定的な財政支援及び、流域治水の一環として新たに取り組む県、市町村対策メニューの着実な実施に必要な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 令和2年7月豪雨は、球磨川流域で観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により52名が亡くなられ、家屋流失、国道や鉄道などの17橋梁が流失する等、甚大な被害が発生。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。

- 令和3年12月、河川整備基本方針を「気候変動」と「流域治水」を踏まえたものに変更。河川整備基本方針検討小委員会においては、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と配分流量が示された一方で、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対し、水位は、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位を超過することも明らかとなった。
- これを受け、令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みを推進していく必要があり、令和4年8月に策定した河川整備計画にも流域治水を具体的に盛り込んだ。
- 現在もなお、16名の方々（R8.4末時点）が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住まいの再建と球磨川流域の安全・安心の確保に資する取組みを加速化する必要がある。
- 県では、令和6年12月に、「復旧・復興プラン」を、「緑の流域治水」の更なる推進による1日も早い安全・安心の実現と、若者が“残り・集う”産業・雇用の創出を柱とする「新時代共創復興プラン」として改訂した。
- 「流水型ダム」関連では、環境アセスメントの一連の手続きが令和6年11月に完了し、その後、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」において、更なる環境への影響の最小化及び環境保全措置の具体化並びに川辺川の環境再生や創出に向けた取組みについて検討が進められている。
- 引き続き、「流水型ダム」をはじめとする「緑の流域治水」の推進と、五木村・相良村振興、被災市町村の復興を着実に推進するため、広く県民に「流水型ダム」を含む「緑の流域治水」の理解醸成を図るとともに、安定的な予算の確保が必要である。



「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」会議の様子

被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 令和2年7月豪雨における洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

【提案・要望の内容】

- 1 令和2年7月豪雨における洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 球磨川水系流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減を図るまでに相当の時間を要する地域等において、個別に高台移転や治水対策後水位を踏まえた高さまでの宅地嵩上げ等の安全対策を希望する住民への支援制度を創設いただきたい。
 - (2) 宅地嵩上げ安全確保事業については、河川事業とまちづくり事業による嵩上げを一体的に実施する必要がある。令和5年度からそれぞれの事業主体が協定を締結し、本格的に工事に着手しており、引き続き必要な予算措置及び技術的支援に特段の配慮をお願いしたい。
 - (3) 八代市坂本町や芦北町をはじめとする、球磨川中流域での輪中堤・宅地嵩上げの実施に当たり、整備後の内水対策、避難路整備等の新たな課題に対する技術的支援等について、引き続き、特段の配慮をお願いしたい。
 - (4) 国道219号及び対岸道路をはじめとするインフラ復旧事業に取り組んでいただいているが、市町村が行うまちづくり関係事業との連動も含め、住民をはじめ地域関係者への丁寧な情報提供及び工期短縮に努めていただきたい。
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮
 - (1) 人吉市における2地区の被災市街地復興土地区画整理事業をはじめ、各市町村の復興まちづくり計画に位置付けられた取組みを着実に進めるため、引き続き、予算の確保及び技術的アドバイス等の支援をお願いしたい。
 - (2) 復旧から復興に向けた取組みの進展に伴い、市町村の復興まちづくり拠点施設整備や新たに整備される遊水地の平常時の利活用等のハード対策のほか、地域コミュニティの維持・再生に必要なまちづくり組織の設立及び人材の育成・確保、球磨川流域の資源を活用した持続可能な地域づくり等ソフト対策への支援をお願いしたい。
 - (3) 球磨川流域市町村では、将来の災害に備えるため、地域防災拠点の整備に向けた検討が進められているところもあり、早期整備に向けた特段の配慮をお願いしたい。
 - (4) 将来の市町村の財政負担軽減のため、災害公営住宅家賃低廉化事業について、引き続き、十分な予算措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨における洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した球磨川流域市町村においては、住民の意向を踏まえながら、新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みが進んでいる。しかし、流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減までには相当の時間を要するため、更なる人口減少や地域の衰退が懸念されている。当該洪水からの1日も早い生活再建や市街地及び集落再生を進めるためにも、高台等への移転や安全対策等を行う住民に対する支援が必要である。
 - (2) 球磨村や八代市坂本町、芦北町などの球磨川中流域は、数戸から数十戸の集落が多数点在し、集落同士が1 km以上離れている箇所もある。そのような点在する集落の宅地嵩上げに当たっては、国道219号や公民館等の公共施設を一体的に嵩上げ、従前の地域コミュニテ

ィを維持していくことが必要である。令和5年2月の球磨村神瀬地区を皮切りに嵩上げ事業に着手しているが、引き続き、球磨川流域の事業推進を図ることが必要である。

- (3) 球磨川中流域では、輪中堤・宅地嵩上げが計画されているが、後背地の内水対策や高台への避難路整備など、治水対策後に新たに生じる課題についても、流域住民への不安に丁寧に対応していく必要がある。
- (4) 発災から6年となり、インフラ復旧事業とともに、市町村が行う復興まちづくり関係事業も進んでいる。それらを含めた復興まちづくりの全体像について、住民はじめ地域関係者への幅広い説明が求められている。

2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

- (1) 球磨川の“かわまちづくり”とも連携して取り組む人吉市における2地区の被災市街地復興土地区画整理事業については、共に令和6年度に仮換地指定を完了し、現在、造成工事が本格化している。被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、目標とする令和10年度の事業完了に向けて、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援が必要である。

併せて、人吉市の被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市防災推進事業等の復興事業について、熊本地震と同水準の交付税措置の継続や予算確保が必要である。

- (2) 令和2年7月豪雨から6年となり、人吉市では新たに復興まちづくりデザイン会議が設置され、公民連携まちづくりに向けた取組みが開始するなど、各市町村で「復興まちづくり計画」に位置付けられた事業が本格化しているところである。また、被災市町村では令和2年7月豪雨を契機とした人口減少が深刻化していることから、復興まちづくり事業が急務となっている。現在、各市町村では、かわまちづくり等と連携した拠点施設整備や流域治水プロジェクトに基づき整備が予定されている遊水地の平常時の利活用の検討が進められている。このほかにも山江村では、令和2年7月豪雨からの創造的復興、持続可能なむらづくりの実現を目指し、地域振興拠点「栗の駅」の整備をはじめとした地域活性化に向けた事業の検討が進められているが、財政基盤の脆弱性から、交付金等による支援が必要である。

拠点施設の整備と併せて、地域コミュニティの維持や復興を加速化するためには、まちづくり組織の設立や核となる人材の育成・確保等を早期かつ強力に進めることが必要である。

また、球磨川流域では復興の旗印として、国・県・流域12市町村が連携し、交流人口の増加や防災力の強化を図るための取組みも始動したところである。

- (3) 球磨川流域市町村では、令和2年7月豪雨における洪水を見据えた防災・減災に資する拠点整備が必要であり、球磨村では策定予定の賑わい拠点施設整備計画において検討されていることから、早期整備に向けた特段の配慮が必要である。
- (4) 災害公営住宅については、国からの財政支援をいただき、各市町村で事業が進められた。入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、引き続き、各市町村の財政負担軽減のため十分な予算措置が必要である。



〔青井被災市街地復興土地区画整理事業
における宅地造成工事の状況〕

新たな流水型ダムにおける水源地域の振興

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

- 1 五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び新たな振興策の推進と川辺川上流域の安全・安心の確保
- 2 流水型ダムの建設地となる相良村の振興への特段の配慮
- 3 水源地域整備計画に基づく事業への必要な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び新たな振興策の推進と川辺川上流域の安全・安心の確保
(1) “ひかり輝く” 新たな五木村振興計画に基づく国事業については、鋭意取り組んでいただいているところであり、引き続き、国・県・村が一体となった取組みを進めていただきたい。中でも、村から要望が強い平場の確保や付替村道の整備などの生活再建基盤整備や、平場利活用の検討について、特段の配慮をお願いしたい。併せて、県及び五木村が実施する村の振興に必要な事業に対し、引き続き、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。
(2) 川辺川上流域に住む五木村民の安全・安心を一日も早く確保するため、必要な河川整備や土砂・流木対策についても、引き続き、国・県で一体となった取組みを進めていただきたい。
- 2 流水型ダムの建設地となる相良村の振興への特段の配慮
相良村の振興については、村から提案があった振興策の実現に向け、国・県・村が一体となった取組みを目に見える形で進めていただきたい。特に、県及び村が実施する各種基盤整備等の事業に対し、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。
併せて、流水型ダムの整備に係る環境影響等についても、引き続き、五木村・相良村に対して丁寧な説明をお願いするとともに、更なる環境影響の最小化に向けて取り組んでいただきたい。
- 3 水源地域整備計画に基づく事業への必要な予算の確保
水源地域となる五木村・相良村においては、水源地域整備計画の前提となる川辺川ダム事業が貯留型ダムから流水型ダムに変更されたことに伴い、令和7年6月には、6事業を追加する等の計画変更を国土交通大臣が決定。計画に基づく両村の事業を着実に推進するために、水源地域対策特別措置法第9条に基づく、補助率のかさ上げの特例措置等を踏まえ、必要な予算の確保をお願いしたい。

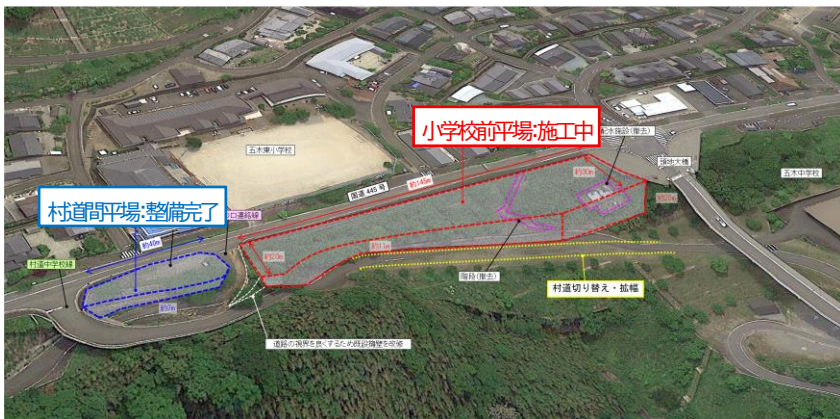
【現状・課題】

- 昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表以降、湛水区域の多くを占める五木村では、村民の村外移転等による人口減少と少子高齢化が著しく進んでいる（R8. 1時点＝人口：909人、高齢化率：51％）。
- 一日も早く人口減少に歯止めをかけるため、引き続き、新たな振興計画に基づく取組みを、国・県・村が一体となって強力に推進する必要がある。
- 二度の方針転換により、長年ダム問題に翻弄され続けてきた五木村においては、令和6年4月21日の村民集会において、村長が、流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つことを表明。同年7月に、『“ひかり輝く” 新たな五木村振興計画』の一部改訂等に関する確認式』を開催し、村、県、国の三者で、流水型ダムを前提とした新たな振興計画の内容を確認した。
- 令和9年度のダム本体基礎掘削工事着工を見据え、県・五木村による村の生活再建事業を着実

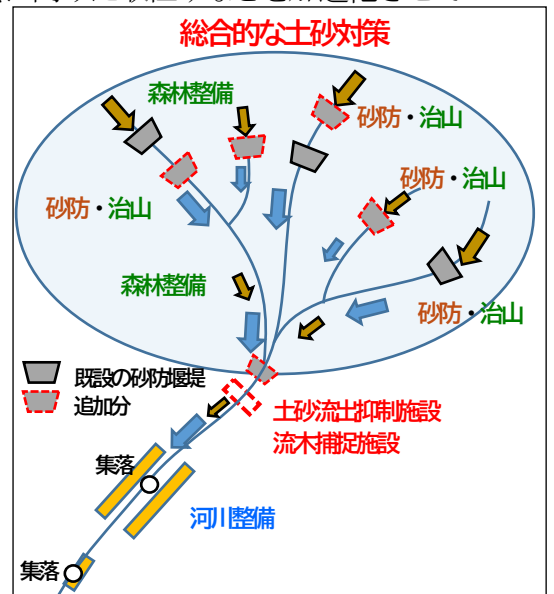
に進めるためにも、引き続き、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。特に、令和8年度には、義務教育学校開校に伴い、新しい校舎等の整備が進められるが、昨今の物価高騰等を踏まえると、村の財政負担が著しく増加する見込みである。

- 国交省において、五木村との協議が整った箇所から工事实施いただいている平場の整備については、住まいの確保に加え、企業誘致や産業・観光振興など、様々な地域振興を実現するうえで不可欠な基盤である。このため、五木村では平場利活用の検討が進められているが、整備にあたっては、村の優先順位などの意向を十分に踏まえて対応いただくなど、特段の配慮が求められる。
- ダム問題で大きな影響を受ける相良村においては、清流川辺川を子々孫々まで残してほしいという村民の思いが強いことから、環境や景観に最大限配慮するとともに、国・県・村が一体となって、村から提案のあった190項目にわたる振興策について迅速かつ着実に取組みを進める必要がある。
- 加えて、村では、地域の宝である川辺川を核とした各種拠点整備をはじめ、地域活性化に向けた多様な取組みが進められているが、財政基盤の脆弱性から、交付金等による支援が必要である。
- また、令和6年11月に環境アセスメント手続きが完了したが、五木村・相良村では、土砂（ヘドロ）の堆積・粉塵・臭気・生物への影響など新たな流水型ダムの影響を心配する声が根強いことから、河川環境へ最大限配慮するとともに、国・県が一体となり、村及び村民に対して、丁寧に説明・情報提供する必要がある。
- さらに、水源地域整備計画については、追加した事業に基づき、川辺川上流域をはじめとした水源地域における安全・安心な生活環境の確保や地域振興に向けた取組みなどを加速化させていく必要がある。

【五木村振興の主な取組み】

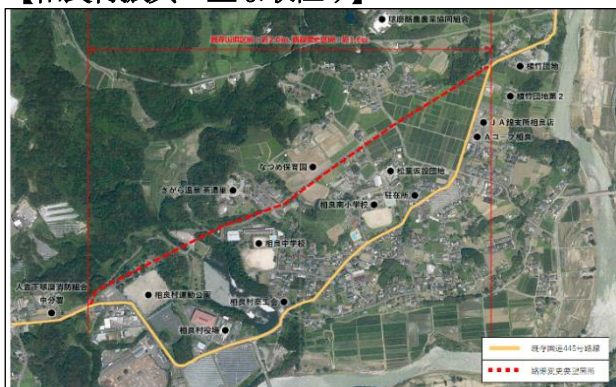


五木東小学校前の平場整備予定地 (R7～)



川辺川上流域の総合的な洪水対策、土砂・流木対策 (イメージ)

【相良村振興の主な取組み】



国道445号のバイパス整備



川辺川魅力創造事業 (廻地区) の交流拠点 (イメージ)

流水型ダム事業を契機とした球磨川流域の地域振興への支援

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

球磨川流域における地域の未来を見据えた新たなモデル構築への支援

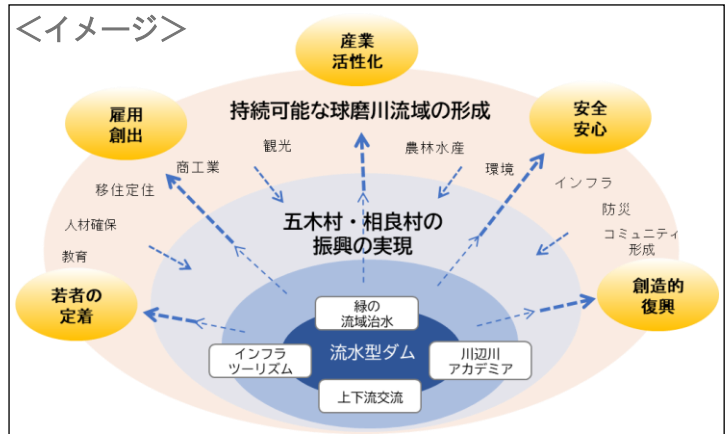
【提案・要望の内容】

- 球磨川流域は、国・県・市町村をはじめ、あらゆる関係者が参画してダムを含む「緑の流域治水」に取り組んでいる。県としては、流水型ダム事業を、球磨川流域の安全・安心の実現に向けた中心的な事業として位置づけるだけでなく、地域の未来を見据えたモデルを構築し、創造的復興につなげていきたいと考えているため、国におかれても、関係省庁が一体となった後押しをお願いしたい。
- また、ダム事業の経済効果を流域全体に、効果的かつ広域的に波及させるための国・県・市町村等が連携した仕組み・体制を構築し、取組みが円滑かつ持続的に進められるよう、技術的助言等に対して継続的な支援をお願いしたい。
- 特に、ダム事業により多くの村民が移転した五木村及びダム本体の建設地である相良村については、両村への経済効果の最大化に向けた必要な措置等、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 球磨川流域の令和2年7月豪雨からの復旧・復興は「インフラの復旧・すまいの再建」から「地域の再生・発展」へと段階が移行してきており、県では「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」に基づき、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」を目指し、安全・安心の確保や産業・雇用の創出に向けた取組みを進めている。
- しかし、令和2年7月豪雨により被災した球磨川流域市町村は、県内都市部で起きた熊本地震（H28発災）以上に、災害を契機とした人口減少や産業衰退の危機に直面している。
- そのため、創造的復興の実現に向けては、環境に極限まで配慮された日本最大規模の流水型ダム事業に伴う経済効果を流域全体に最大限波及させ、『持続可能な球磨川流域の形成』を目指すことが不可欠である。一方で、球磨川流域においては、小規模自治体も多いことから、国・県・市町村等、流域のあらゆる関係者が連携して取り組むことが必要。
- また、「緑の流域治水」の取組みの核となるダム事業については、国において令和9年度の本体着工に向けて、鋭意取り組んでいただいているところであり、着工に向けた準備段階から、地域がダム事業の経済効果を最大限享受できる体制・仕組みを整えておくことが重要。
- 特に、持続可能な球磨川流域の形成に向けては、昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表から60年間の長きにわたりダム問題に翻弄され続けてきた五木村、ダム問題で大きな影響を受ける相良村への波及効果の最大化を図ることで、両村の振興を加速化していく必要がある。

<イメージ>



令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた支援

提案・要望事項【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、観光庁】

- 1 鉄道の早期復旧に向けた支援
 - (1) JR肥薩線の復旧に対する支援
 - (2) くま川鉄道の代替バス運行に対する支援
- 2 被災地の産業復興に対する支援
 - (1) 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」等による被災企業等の復興に係る予算の確保並びに中小企業信用保険法による「災害関係保証」の特例期間延長
 - (2) 農林水産業関連施設の早期復旧に向けた所要額の確保
 - (3) 観光関連産業の復興に向けた支援の継続
- 3 学校施設の安全安心な復旧に向けた財政支援
- 4 地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための財政支援の継続
 - (1) 復旧・復興事業に対する継続的な財政支援
 - (2) 人口減少市町村への確実な地方財政措置
- 5 固定資産税等の特例期間の延長

【提案・要望の内容】

- 1 (1) JR肥薩線の鉄道復旧については、国、県、JR九州による協議を重ね、令和7年4月にJR九州と合意書を取り交わしたところである。ついては、復旧に向け、次の支援をお願いしたい。
 - ① 復旧までに各種の施策（観光列車の導入や駅の再整備等）を実施するために多額の費用を要することから、運行再開の数年前に「地域公共交通再構築実施計画」を認定いただくとともに、復旧までの施策にも社会資本整備総合交付金を活用させていただくなど、国による強力な財政支援をお願いしたい。
 - ② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ、財政的な負担が極めて大きいため、地方債の適用などの財政支援の拡充をお願いしたい。
 - ③ 復旧後の持続可能な運行を確保するために、「社会資本整備総合交付金」の対象経費の幅広い適用や過疎債の特別な配慮など、国による強力な財政支援をお願いしたい。
- (2) くま川鉄道は令和8年上半期に全線復旧する予定であるが、全線復旧するまでの間、代替バスの運行を継続する見込みであることから、引き続き運行経費に対する財政的支援をお願いしたい。
- 2 (1) 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の事業実施にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。加えて、中小企業信用保険法による「災害関係保証」の特例期間について、令和9年3月以降の延長をお願いしたい。
- (2) 農林水産業の復旧・復興に向けて、令和9年度以降も事業に取り組む必要があるため、復旧・復興に必要な予算の確保等をお願いしたい。
- (3) 被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、「人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略」に基づき、地域資源を活かした観光地域づくりなどを実施してきたが、引き続き

き被災地復興の取組みを要することから、国による継続的な支援をお願いしたい。

- 3 被災を契機として義務教育学校へ再編する学校施設については、新築復旧による復旧相当額を措置するなど特別な財政支援をお願いしたい。
- 4 本県及び市町村が行う安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置をはじめとする財政支援をお願いしたい。
 - (1) 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として球磨川流域復興基金を創設して各種支援策を実施しているが、県及び被災市町村においては財政負担が生じている。引き続き、県及び財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に向けた取組みが着実に実施できるよう、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。

(主な事業)

木造仮設住宅利活用等支援事業、すまいの安全確保支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業など
 - (2) 令和8年度から、令和7年国勢調査等に基づき地方交付税が算定されるが、人口減少が著しい被災市町村では減額が懸念される。被災市町村では、現在も復旧・復興事業が継続し、引き続き多額の所要一般財源が見込まれる一方、一部の自治体では、被災前の人口を前提とした行財政運営から実態に即した規模へ移行する必要があるが、急激な縮小は困難であり、段階的な移行が必要である。こうした自治体に対して、令和8年度以降も地方交付税の確実な措置がなされるよう御配慮いただきたい。
- 5 復興関連の公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者や事業再開できない被災事業者に対して、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地特例、被災代替家屋特例、被災代替償却資産特例による軽減を図る必要があるため、特例期間の延長をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 (1) ① J R肥薩線の復旧を巡る協議の状況

J R肥薩線の概算復旧費は約235億円(令和4年3月23日J R九州公表)であり、球磨川第一橋梁・第二球磨川橋梁の流失、鎌瀬駅～渡駅間で土砂流入・道床流出等、被災件数は450件である。

復旧に向け、国、県、J R九州で構成する「J R肥薩線検討会議」を令和4年3月から令和7年3月にかけて11回開催し、河川や道路の公共事業との連携による復旧費の圧縮及び復旧後の在り方の検討を行った。また、県・地元市町村で構成する「J R肥薩線再生協議会」を、令和4年4月から令和7年3月にかけて10回開催した。

令和7年4月1日に、県及びJ R九州の間で、鉄道での復旧について最終合意書を取り交わした。2033年の運行再開に向けて、「J R肥薩線復興アクションプラン」に位置付けた各種の施策(観光列車の導入や駅の再整備等)を実施中である。
- ② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必

要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。

項目	現行制度等	要望内容
鉄道軌道整備法に基づく民間 鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの 財政支援拡充

③ 2033年の再開後は「上下分離方式」により、地元自治体において鉄道施設等を保有し、維持管理費を負担する予定。

2 (1) 公共事業の影響など、やむを得ない事情によって令和9年度以降の申請とならざるを得ない事業者や、令和7年度までに交付決定した事業者の中に建設資材や設備の供給遅れなどにより令和8年度中に復旧が完了しない事業者が存在することが想定されることから、すべての被災事業者の再建が完了するまで必要な予算を確保し、事業を継続する必要がある。

同様に、中小企業信用保険法による「災害関係保証」を利用した「熊本県金融円滑化特別資金(豪雨分)」については、なりわい再建支援補助金の自己負担分や補助金支給までのつなぎ資金として活用する事業者が存在することが想定されるため、「災害関係保証」の特例期間を延長する必要がある。

(2) 農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及び、現在も国から措置いただいた支援策を活用し、緑の流域治水の理念の下、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいるところであり、長期間を要する復旧工事を着実に推進するための十分な予算の確保が必要である。

(3) 被災した宿泊施設のうち、復旧を目指していた施設は全て再開を果たしたが、延べ宿泊者数は被災前の水準まで戻り切れておらず、被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、未だ復興には至っていない。

これまで多くの観光送客を担ってきたJR肥薩線の復旧までには相当の期間を要する見込みであり、その間、令和8年9月に再開するくま川鉄道など、地域資源を生かした誘客・周遊促進施策の展開により、観光関連産業の復興につなげる必要がある。

3 球磨村では令和2年7月豪雨により渡小学校が被災したことを契機として、球磨村内3校の小中学校を再編し、令和6年4月に既存施設を利用した施設分離型の義務教育学校「球磨清流学園」が開校した。今後計画される施設一体型の義務教育学校を建設する場合においては、被災した渡小学校の新築復旧相当額を措置するなど特別な財政支援が必要である。

4 本県は、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加する見込み。被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

人口減少が進む市町村においても、行政需要は直ちに減少するものではないため、安定的な財政支援が必要である。

5 今後も、公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者や事業再開できない被災事業者が見込まれることから、固定資産税等の特例期間の延長により、被災者及び被災事業者の負担軽減の必要がある。

課税年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
被災住宅用地特例 〔固定資産税を1/6 都市計画税を1/3〕	復興推進 地域外	法による特例期間		税制改正 による延長		税制改正 による延長		特例期間の延長
	復興推進 地域内	法による特例期間				税制改正 による延長		特例期間の延長
被災代替家屋特例 〔固定資産税・都市計画税 被災家屋の 床面積相当分を1/2〕	全域	法による特例期間				税制改正 による延長		特例期間の延長
被災代替償却資産特例 〔固定資産税 代替取得した償却資産の 課税標準額を1/2〕	全域	法による特例期間				税制改正 による延長		特例期間の延長

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備に係る予算の総額確保
- 2 復興係数及び復興歩掛の継続
- 3 球磨川に架かる橋梁5橋及び道路復旧方針に基づく両岸の国道・県道・市町村道の災害復旧事業について、国の直轄権限代行による一日も早い完成
- 4 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 復旧・復興工事を着実に進め、安全・安心な社会基盤の形成を図るため、円滑な施工体制の確保に必要な復興係数及び復興歩掛の継続等の今後の取扱いについては、令和7年8月豪雨の影響の有無を含め、現場実態を十分考慮頂きたい。
- 3 球磨川に架かる橋梁5橋並びに両岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光を支える重要な道路であり、道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある創造的復興と一日も早い完成をお願いしたい。
- 4 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で3,620箇所、約812億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計20箇所、約120億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保が重要である。



被害状況（令和2年7月時点）



復旧状況（令和7年7月完了）

県管理の川辺川（相良村）における復旧状況

2 平成28年熊本地震に伴う工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下等を受け設定された復興係数及び復興歩掛について、令和7年8月豪雨災害等もあり、今年度も終了を猶予していただいているところである。

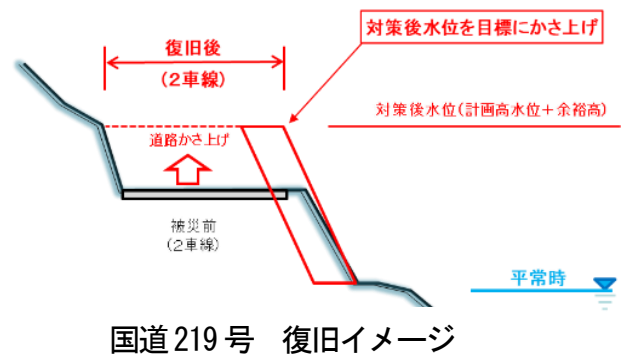
今後、令和7年8月豪雨に係る復旧工事も本格化し、資機材確保の難航や、作業効率低下が懸念されることから、復興係数及び復興歩掛の継続等の判断にあたっては、その影響を十分注視していく必要がある。

3 豪雨により被災した球磨川に架かる橋梁10橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町村道約100kmについては、国による直轄代行として復旧事業に取り組んでいただいている。

橋梁の本復旧については、令和7年度末までに5橋（西瀬橋、沖鶴橋、天狗橋、松本橋、坂本橋）の復旧工事が完成しており、残り5橋についても国により、復旧工事が進められている。

国道219号では、令和8年2月には八代市渡町～坂本橋間が完成し、一般車両の通行が可能となった。さらに、九州縦貫自動車道の坂本PAを活用したスマートインターチェンジが国の準備段階調査に着手されるなど、創造的復興へ向けての取組みが着実に進められている。

しかしながら、国道219号及び対岸道路では、未だ多くの区間で一般車両の通行が制限されており、一日も早い全線復旧が望まれている。



神瀬橋施工状況
(令和8年3月)

4 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和8年度は、八代復興事務所に職員37人を配置していただいている。

今後も気候変動の影響により、大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続
- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続
 - (2) 大切畑ダムの復旧事業に係る財政支援の継続
 - (3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業に係る財政支援の継続
 - (4) 益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）に係る財政支援の継続等

【現状・課題・要望内容等】

- 1 復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。
熊本の将来の発展に向けて、創造的復興を加速するため、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。
- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 熊本城の復旧事業
復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は令和34年度（2052年度）となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

項目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続	①建造物保存修理事業：90% （通常 65%＋災害復旧 20%嵩上げ＋5%嵩上げ） ②史跡整備事業：75% （通常 50%＋災害復旧 20%嵩上げ＋5%嵩上げ）	熊本城の復旧終了まで、災害復旧 20%と5%嵩上げの継続的な財政支援

- (2) 大切畑ダムの復旧事業
令和7年度までにダム堤体工事が概ね完了し、今後はダム周辺の復旧・整備を進めていく予定である。ダム全体の復旧が完了する令和9年度まで、引き続き国からの支援をお願いしたい。
- (3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業
入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。
また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

(4) 益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために進めてきた益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線4車線化、約3.2km）は、事業着手時からの計画どおり、令和8年3月に全線での供用を開始した。並行して進めてきた無電柱化についても、令和8年度中の完了を目指し、事業の推進を図っている。

また、県が町に代わって施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約28.3ha：484画地）は、令和6年度に仮換地指定を完了し、これまでに全体の約6割にあたる造成済の宅地を権利者へ引き渡している。

町においても、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、令和8年2月には都市計画道路第二南北線の一部が供用された。そして、これら道路ネットワークをはじめとするインフラ整備と合わせて、これまでに町役場新庁舎、復興まちづくりセンター「にじいろ」、交通広場や震災記念公園などが供用されており、今後も公民連携によるにぎわいづくり施設等の整備が計画されている。

熊本地震からの創造的復興を果たすためにも、確実な予算措置と、技術的アドバイス等の支援をお願いしたい。

【復興まちづくり事業の進捗状況】



益城中央被災市街地復興土地区画整理事業



益城中央線街路整備事業

地域未来戦略の展開に向けた支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- 1 「戦略産業クラスター計画」に基づく拠点整備やインフラ整備等に対する支援
- 2 「地域産業成長プラン」に対する支援
- 3 地域の実情に応じた更なる地方財政措置

【提案・要望の内容】

1 九州地域の半導体産業のクラスターを戦略的に形成し、「新生シリコンアイランド九州」を実現するためには、半導体関連企業の集積が進む本県が先陣を切って「くまもとサイエンスパーク」等の整備・推進を図ることが重要である。「くまもとサイエンスパーク」や「熊本県立大学半導体学部（仮称）の設置」をはじめとする拠点整備や、円滑な企業活動等に必要不可欠な道路や空港アクセス鉄道などのインフラ整備を含めた本県の取組みを高市内閣が掲げる地域未来戦略における「戦略産業クラスター計画」に位置付けていただき、これらの取組みに対する強力な財政支援等をお願いしたい。

また、半導体関連産業以外にも、本県では造船関連産業やライフサイエンス関連産業のクラスター形成に向けた取組みを進めており、これらの取組みについても同様に「戦略産業クラスター計画」に位置付けていただき、強力な財政支援等をお願いしたい。

2 地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上と販路拡大に向け、地域産業成長プランを「半導体産業と半導体ユーザー産業」、「食のみやこ熊本県」の創造とライフサイエンス産業、「観光交流関連産業」の3分野を対象に策定している。地方の伸び代を最大限いかすため、本プランに基づく施策に対する強力な財政支援等をお願いしたい。

3 地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上と販路拡大に向け、地方交付税における地域未来基金費が創設されたところ。本県では半導体関連産業の集積が進む中、1、2のとおり様々な拠点整備やインフラ整備といった投資事業をはじめ、更なる財政需要が見込まれることから、令和9年度以降もこれらの需要に対応できるよう地域の実情に応じた十分な地方財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

1 本県では、「新生シリコンアイランド九州」の実現に向け、産学官連携拠点となる「くまもとサイエンスパーク」の整備を進めている。また、半導体関連産業のクラスター形成を一層促進し、当該集積地への投資を呼び込むためには、企業活動等の円滑化に向けた環境整備が重要である。このため、従業員の重要な通勤手段の一つであるJR豊肥本線の輸送力強化や、国内外からの出張等ビジネス往来に必要な、空港とJR豊肥本線を繋ぐ空港アクセス鉄道の整備など、周辺インフラ整備を一体的に推進する予定である。加えて、「熊本県立大学半導体学部（仮称）」の設置など、人材の確保・育成に直結する取組みも予定しており、これらは高市内閣が掲げる地域未来戦略における「AI・半導体」分野の戦略産業クラスターの形成に資するものである。

また、本県では、荒尾・玉名地域や天草地域を中心に造船関連産業が集積している。なかでも荒尾・玉名地域には、国内屈指の大型船建造拠点であるジャパンマリニュナイテッド有明事業所が立地しており、現在、次世代船舶として期待される大型アンモニア燃料船の建造が進められているほか、将来的な生産能力拡大に向けた設備投資等についても検討が進められている。これらの取組みは地域未来戦略における「造船」分野の戦略産業クラスターの形成に資するものである。

加えて、本県では、空港周辺地域を拠点として、医療をはじめとする本県の強みであるライフサイエンス分野を中心に、ビジネス創出の好循環（エコシステム）の形成を目指す「UXプロジェクト」を推進している。今年度中には同プロジェクトの中核拠点となるUXイノベーションハブを整備する予定としており、今後も引き続き半導体・自動車関連に続く新たな産業基盤の創出に向けた取組みを進めることとしている。これらの取組みは地域未来戦略における「創薬・先端医療」、「合成生物学・バイオ」分野等の戦略産業クラスターの形成に資するものである。

- 2 本年2月の知事定例記者会見において、地域産業成長プランを策定すること、想定する対象3分野を発表したところ。1つ目の「半導体産業と半導体ユーザー産業」は、熊本が半導体を支える「世界の拠点」になりつつあり、半導体を使う産業も振興して県経済を牽引する姿を目指す。2つ目の『食のみやこ熊本県』の創造とライフサイエンス産業」は、農業算出額全国5位、生産農業所得全国2位という熊本のポテンシャルを最大限に活用した農林畜水産業の付加価値向上・販路拡大を通じて食のみやこ熊本を目指すことに加えて、国内有数のワクチン、医薬品製造企業が立地する医療分野などライフサイエンス産業の更なる発展を目指す。3つ目の「観光交流関連産業」では、熊本県内各地にある豊富な資源を活用して観光の高付加価値化を図るとともに、スポーツツーリズムやコンテンツ産業などの振興、交通アクセスの充実等によって県内の周遊を促して、地域経済の活性化、そして持続的な観光関連産業を軸とした地域づくりを目指すこととしている。
- 3 地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上と販路拡大に向け、地方交付税における地域未来基金費が令和8年度に創設されたが、本県では半導体関連産業の集積が進む中、様々な拠点整備やインフラ整備といった投資事業をはじめ、更なる財政需要が見込まれる。半導体関連産業の集積など本県特有の課題に令和9年度以降も対応できるよう、地域の実情に応じた十分な地方財政措置を講じていただきたい。

くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

- 1 くまもとサイエンスパークの核となる産学官連携の新たな拠点整備に対する支援
- 2 半導体関連産業や半導体を使うユーザー企業の集積に対する支援
- 3 半導体人材育成に特化した大学・研究機関等に対する支援
- 4 熊本県立大学の半導体学部（仮称）設置による人材育成に対する支援

【要望内容】

くまもとサイエンスパークの実現を図り、九州全域への波及、ひいては日本経済の活力向上及び経済安全保障強化の一翼を担うため、既存の交付金・補助制度の継続・拡充及び国家戦略特区制度の活用による規制緩和等に加えて、下記事項のとおり、補助制度の創設・拡充、規制緩和や税制優遇等、国からの格別な御支援をお願いしたい。

- 1 (1) くまもとサイエンスパークの核となる、産学官連携の新たな拠点の整備に係る民間事業者及び自治体が行う用地取得・工事費用等への財政支援制度の創設をお願いしたい。
(2) 新たな拠点の円滑かつ迅速な整備に向けて、土地利用に関する開発要件の緩和とともに、開発事業者に対する投資促進税制や自治体独自の課税減免等への減収補てん等の税制優遇を併せてお願いしたい。
- 2 (1) 国が推進する半導体の安定供給の確保に向け、本県に立地するJASSEM、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング等の今後の追加投資に対して、必要な補助制度の継続及び優先採択等による積極的な支援をお願いしたい。
(2) 半導体の安定供給を確保するため、既に補助制度を措置いただいている前工程だけでなく、後工程生産拠点への財政支援制度の創設をお願いしたい。
(3) 新産業の創出につながる研究開発、産官学連携、人材育成を推進するため、AI、自動運転、ロボット、遠隔医療等の将来的な社会実装が期待される分野の半導体ユーザー企業の集積に係る財政支援の創設をお願いしたい。
(4) 企業の集積にあたり必要となる迅速かつ円滑な産業用地の確保に向けて、自治体による用地整備について特例的に認められている首都圏や近畿圏以外の地域でも収用適格事業の対象としていただきたい。
- 3 産学官連携を目指す国内外の大学・研究機関の立地やクリーンルーム等の学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備及び県内大学等が半導体人材の育成・供給のために行う施設整備等に対する財政支援の新設及び拡充をお願いしたい。
- 4 特に、熊本県立大学では、半導体学部（仮称）の令和9年4月開設を目指し、認可申請を行っている。当該学部において充実した研究と実践的な教育を実施することで、半導体に関する専門知識と技術並びに半導体に関わる様々な分野についての横断的な知識を修得した人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、次の事項について格別のご支援をお願いしたい。

〔参考〕熊本県立大学の半導体学部（仮称）設置構想案（令和7年9月策定）

- ・令和9年4月に半導体学部（仮称）を開設
- ・定員60人／1学年（※既存の総合管理学部（文系）の定員を60人／1学年減）

- (1) 学部転換により新設される理系学部の教育・研究に直接必要な機材・備品購入費に対する新たな国庫補助制度の創設をお願いしたい。

- (2) 近年の物価高騰や人件費の上昇等も踏まえ、普通交付税の算定について、基準財政需要額の学生1人当たりの算入単価の大幅な引上げを行うこと。

【現状・課題】

本県では、これまでのくまもと半導体産業推進ビジョンや新大空港構想の理念を踏まえ、令和7年3月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定した。ビジョンでは、「半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積」「新たな産学官連携拠点」「イノベーション創発エリア」の整備」「パークマネジメント法人」の設立」「半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致」「学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備」という5本の矢を掲げ、くまもとサイエンスパークの実現を図り、本県のみならず、九州全域へ波及させ、日本の経済安全保障の一翼を担うことを目指している。

現在、サイエンスパークの実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金や地方大学・地域産業創生交付金など、各省庁の既存の交付金・補助制度を有効に活用しながら、個別の取組みを着実に進めているところであるが、新たな産学官連携拠点の整備や更なる半導体関連企業等の集積、大学・研究機関の誘致等の新たな展開につなげていくためには、これまで以上の国からの強力な支援が必要である。

- 1 くまもとサイエンスパークの実現に向けては、技術革新の促進や人材確保等の観点から極めて重要であるため、半導体関連企業の製造拠点の集積だけでなく、産学官連携による取組みが不可欠。そのため、現在、民間事業者と協定を結び民間事業者が主体となり、プレーヤーの集積、人流の促進、イノベーション創発の拠点となる新たな産学官連携拠点の整備を進めているが、地価の上昇等の影響により、その拠点整備に係る費用が大きな課題となっている。また、当該拠点を早期に整備するため、土地利用に関する各種手続きを円滑かつ迅速に進めていく必要がある。



(参考)「イノベーション創発エリア」の概要

- 2 日本が目指すべき安全安心な未来社会を実現するため、Society 5.0を実現するキーデバイスとなるべく医療、自動運転、スマートファクトリー、スマートシティ向けのイメージセンサの量産技術を確立し量産していく必要がある、このことは経済安全保障の観点からも重要である。そのため、引き続き、半導体関連企業への追加投資を促進することが必要である。

また、半導体は、前工程企業・後工程企業、装置メーカー、それらのサプライチェーンを構成する川上から川下まで、裾野の広い産業であり、それら多岐にわたる半導体技術の新産業の創出につなげ、社会実装していくためにも、AI、自動運転、ロボット、遠隔医療等の分野の半導体ユーザー企業の集積も今後の取り組むべき課題となっている。

加えて、産業用地の確保に向けた自治体による用地整備について、首都圏や近畿圏の地域のみが収用適格事業の対象として特例的に認められており、県や市町村が迅速かつ円滑な工業団地整備を進めていくためには、適用地域の拡大が必要。

3 半導体関連産業が拡大する一方、それらを担う人材不足は課題となっており、今後、さらに顕在化していくことが予想されている。そのため、くまもとサイエンスパークの実現に向けては、半導体分野を担う人材の確保・育成は喫緊の課題であり、半導体関連企業の集積だけでなく、県内大学における半導体人材の育成・供給力を高めるとともに、大学・研究機関の誘致を積極的に進めていく必要がある。加えて、企業と連携して、産学連携教育を積極的に行い、実践的な能力の高い人材を輩出していく必要がある。

4 このような状況の中、県が設立団体となっている熊本県立大学においても、新たに「半導体学部（仮称）」を設置することを目指し、文部科学省への認可申請中である。

熊本県立大学においては、実践的な能力の高い人材に加え、新技術を切り開く創造力と広い視野を備えた人材を継続的に育成するため、AIから回路・エレクトロニクス・物性・製造・ビジネス・環境問題に至るまで、半導体に関わる広範囲な分野を体系的に理解することで、新たな半導体の応用分野を切り拓き、社会課題を半導体の力で解決できる人材の育成を予定している。

既存3学部に加え、4つ目の学部を新設することとなり、新たな教職員の配置や新施設の整備が必要となる。

なお、半導体学部（仮称）設置に合わせて既存3学部のうち総合管理学部（文系）については、280人／1学年の定員を60人／1学年削減し、220人／1学年とする予定。

熊本県立大学半導体学部（仮称）設置構想案 ※構想案であり、今後設置認可申請の審議の中で変更があり得る。

学部学科名 半導体学部半導体学科（仮称） ※既存の3学部に加えて新設	入学定員 60名/学年 <small>※総合管理学部の定員を280名→220名に変更（大学全体の入学定員に変更なし）</small>
開設時期 令和9年(2027年)4月1日	教員体制 16名
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 現在の学部構成 文学部 90名 環境共生学部 110名 総合管理学部 280名 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 半導体学部（仮称）設置後の学部構成 文学部 90名 環境共生学部 110名 総合管理学部 220名 半導体学部（仮称） 60名 </div> </div>	養成する人材像 半導体に関する専門知識と技術ならびに半導体に関わる様々な分野についての横断的知識を修得し、実践的な教育と研究を通じて、地域社会と国際社会の発展に貢献する人材
授与する学位の名称 学士(半導体学)	

半導体を中心とした産業クラスター形成促進への支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】

半導体産業クラスターの形成促進に向けた産学官連携拠点の整備や中小企業振興、新産業創出等の環境整備に対する支援等

【要望内容】

本県の半導体関連産業を確実に発展させるためには、半導体を中心とした産学官連携による人材育成や新産業の創出、中小企業の更なるサプライチェーン参入、スタートアップ企業の集積等を戦略的に推進し、我が国を代表する産業クラスターの一つとして産業の競争力を高めていくことが不可欠である。その中心的な拠点として、本県は「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けて取り組んでおり、既存生産拠点への必要な補助事業の継続とともに、新たな産学官連携拠点の整備や、今後集積が期待される後工程生産拠点や大学・研究機関も補助対象とする補助制度の創設等、財政的支援をお願いしたい。また、自治体と連携した民間事業者による産学官連携拠点の整備における税制優遇・規制緩和をお願いしたい。

また、半導体を中心とした本県の産業競争力の強化に向けては、産学官連携拠点の整備と並行して、大企業だけでなく中小企業がスタートアップ・ベンチャーなど様々なステージの企業が活躍し、AI、自動運転、ロボットなど半導体と掛け合わせた新しい産業が次々と生み出されていく環境整備が必要である。

本県では、中小企業の産学連携や企業間連携の活性化を目指し、中小企業のコア技術のデータベース整備、将来の技術予測を踏まえた適切なマッチングを行う目利き人材の育成・確保に取り組んでいる他、新産業創出に向けた産学連携のための大学・企業向けの体制整備支援スタートアップ・ベンチャー支援に取り組んでいる。

これらの連携先となる産業支援機関や公設試験研究機関等の機能強化を含め、総合的な環境整備のための財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、これまでの半導体産業の集積という強みを生かし、令和7年（2025年）3月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定し、更なる地域の経済・産業の発展を目指している。

この「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」は、単に半導体関連企業の更なる集積のみならず、産学官連携によるイノベーション拠点の民間活力を活用した整備、大学、研究機関の共同研究の促進と誘致による人材育成、スタートアップ企業の支援、新技術による地域課題の解消を目指しており、政府が推し進める「強い経済」の実現に向けた産業クラスター形成に合致する取り組みである。本県の「くまもとサイエンスパーク」を中心とする取り組みへの財政支援、官民連携による産学連携拠点の土地利用に関する開発要件の緩和、中小企業やスタートアップ・ベンチャー企業が活躍するための総合的な環境整備に対する財政支援など、格別の御支援をお願いしたい。

熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、経済産業省】

- 1 地場企業の半導体サプライチェーン参入に向けた支援
- 2 中堅・中小企業が人材不足等の課題に対応し成長していくための省力化及び生産性向上に関する支援
- 3 中堅・中小企業が成長するための支援機関に対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 TSMC進出を始めとする半導体関連企業の集積に伴う地場企業の取引拡大に向けて、地場企業の半導体関連の技術力向上に繋がる研究開発や設備投資への支援の継続をお願いしたい。また、TSMCをはじめとする大手半導体関連企業及びそのTier 1、Tier 2との取引拡大を目的とした展示会の開催や技術マッチングプロジェクトの実施について、支援をお願いしたい。
- 2 JASM第1工場の令和6年末の稼働等を受け、本県で顕著化している人手不足等の課題解決のため、中堅・中小成長投資補助金（中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金）の継続及び拡大をお願いしたい。また、企業の成長フェーズに応じた支援をお願いしたい。
- 3 半導体関連企業の集積が進みつつある本県において、半導体分野等における目まぐるしい技術発展に中堅・中小企業が追従し、TSMCなど大手半導体関連企業やそのTier 1、Tier 2との取引を拡大するためには、公設試験研究機関（熊本県産業技術センター）による中堅・中小企業への技術支援が重要であり、公設試験研究機関が行う最新機器導入に対する補助金の創設もしくは地域未来交付金の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 2024年4月の民間調査によると、TSMCが日本進出を発表した2021年11月以降、国内でTSMC関連取引を開始した企業は一定の増加が見られるものの、そのほとんどが関東の企業であり、九州の企業は6社にとどまっている。また、株式会社九州フィナンシャルグループ（2026年1月27日記者会見）の推計では、熊本県の電子デバイス産業・周辺産業における年間の原材料等総調達額に対する県内調達額は約14.9%（616億円／4,124億円）にとどまっている。これらの調査は、地場企業にとってTSMCなど大手半導体関連企業のサプライチェーンへの参入障壁が高いことを示すものであり、県内の商工団体等からも参入に向けた支援強化の要望を受けている。

TSMCなど最先端技術を有する大手半導体関連企業と取引をするためには、地場企業が最先端技術に見合う技術力を獲得する必要があるため、そのための研究開発や設備投資に対する一層の支援が不可欠である。

加えて、地場企業の半導体サプライチェーンの参入は、県経済の更なる活性化だけでなく、経済安全保障の観点からもサプライチェーンの強靱化に繋がり、国内の半導体の安定供給に大きく寄与するものである。行政としても、地場企業の手半導体関連企業との取引拡大に向けた取組みの強化が必要である。

2 JASM第1工場の令和6年末の稼働等を受け、県内の中堅・中小企業、とりわけ製造業においては、人手不足が顕著化しており、その解決には、最新設備の導入やDX化による省力化及び生産性向上が重要である。また、新たに定義された中堅企業等を対象とした中堅・中小成長投資補助金は、採択倍率が約3.8倍とハードルが高く、県内企業では7社のみの採択であった（採択倍率及び採択社数は、1～4次公募の合計）。

3 県の公設試験研究機関である熊本県産業技術センターでは、県内中小企業に対する技術支援を行っているが、財源確保の問題で機器更新が進まず耐用年数を超えて使用しているものが200機以上あり、また必要な仕様を満たしていない機器もある。一方で、機器導入には地域未来交付金を一部活用しているものの、ハード事業経費に総事業費に対する割合等の制限があり、必要な機器導入を進められていない。

当センターでは、TSMC進出決定後、半導体関連の技術相談件数は増加傾向にあり、県内半導体サプライチェーン網の強化等のために最新技術に対応した機器を導入し、目まぐるしい技術発展に追従していく必要がある。

	2021年	2024年	増減	2024年 構成比
	(社数)	(社数)	(社数)	(%)
北海道	0	0	0	0.0%
東北	26	26	0	5.5%
北陸	3	3	0	0.6%
関東	194	229 [▲]	+35	48.6%
中部	11	14 [▲]	+3	3.0%
近畿	38	38	0	8.1%
中国・四国	8	8	0	1.7%
九州・沖縄	147	153 [▲]	+6	32.5%
合計	427	471 [▲]	+44	100%

(TDB Business View 2024年4月10日記事、
TDB熊本支店特別企画 2021年11月19日記事を基に作成)

産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援

提案・要望事項

【厚生労働省】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設における半導体関連産業の人材育成や拠点化への財政支援の継続

【提案・要望の内容】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設である下記の2施設に対して、引き続き国の手厚い財政支援をお願いしたい。

- 1 熊本県立技術短期大学校における半導体関連産業の人材育成に要する経費（ソフト経費（講師人件費、外部講師謝金等）、ハード経費（設備整備等））の十分な予算確保
- 2 熊本県立高等技術専門校の拠点化のためのハード経費に対する、離職者等職業訓練費交付金（運営費交付金）や職業能力開発校設備整備費等補助金（施設整備費等補助金）の十分な予算確保等

【現状・課題】

県内産業界における人手不足が深刻となる中、産業人材の育成・確保は喫緊の課題であり、本県では、熊本県立技術短期大学校及び熊本県立高等技術専門校において、熊本の将来を担う産業人材の育成に取り組んでいるところである。本県の産業人材育成のため、ひいては我が国の経済安全保障の一翼を担う人材育成のため、下記の施設等の早急な整備に向けて、引き続き国の手厚い財政支援をお願いしたい。

- 1 熊本県立技術短期大学校においては、令和6年4月の半導体技術科の設置に伴い、令和7年度まで施設整備や実習設備の導入等を進めてきた。当校は、半導体技術科を含む各学科から半導体関連企業に必要とされる即戦力の実践技術者を輩出しており、今後も、産業界が求める人材の育成に向けた専門性の高い教育を行っていくうえで、実習設備の計画的な更新や指導力の強化等は必要不可欠である。
- 2 昭和38年に整備した熊本県立高等技術専門校においては、老朽化が激しく、設備も時代に適応しておらず、現場のニーズに即した高度な技術習得が困難な状況となっていることから、令和5年度から令和14年度を工事期間として、敷地内に技能検定の安定的実施や技能者の能力向上に資する技能振興センターの整備と合わせ、職業能力開発施設の拠点として同専門校の再整備を実施しているところである。

これから事業完了予定である令和14年度にかけては、自動車車体整備科などの実習棟の新築や設備の更新等を計画しており、国庫補助の十分な措置がなければ計画的な事業の施行は困難である。

＜今後の計画＞

(単位：千円)

施設名等		令和8年度	令和9年度	令和10～15年度
技術短期 大学校	主な整備 の内容	・サーバーシステム 等	・ネットワークシステム ・機械系コンピュータ システム ・学生貸与ノート パソコン更新 等	・本部棟等屋上防水改修 工事 ・本部棟等内部等改修 工事 ・旋盤 等
	所要額(国費)	7,115	95,000	精査中
高等技術 専門校	主な整備 の内容	・自動車車体整備科 実習棟新築工事 ・自動車リフト等 実習機器整備等 ・洗浄用工具類等	・2DCAD用ノート パソコン ・温水ワッシャ ・ホットジェット溶接機 等	・電気配管システム科 実習棟新築工事 ・屋外トイレ・シャワー棟 新築工事等
	所要額(国費)	131,562	14,000	精査中

※所要額＝総事業費×補助基準面積等となるため、令和10年度以降は設計後に算出

＜これまでの国費の所要額及び内示額の推移＞

(単位：千円)

施設名等		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
技術短期 大学校	所要額	207,747	268,052	70,887	35,439
	内示額	207,747	230,071	70,887	7,115
高等技術 専門校	所要額	116,491	236,572	41,217	146,191
	内示額	102,141	55,927	31,217	131,562

経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の 集積促進に向けた道路整備推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、経済産業省、国土交通省】

1 中九州横断道路の整備推進

2 半導体関連産業の集積に伴う交通渋滞解消に向けた道路整備への財政的支援

【要望内容】

- 1 国家プロジェクトである半導体関連産業の生産性をさらに高めるとともに、その効果を全国に波及させるため、中九州横断道路「大津熊本道路」、「熊本環状連絡道路」の整備加速化をお願いしたい。また、「大津道路」の事業推進、及びこれらに関する予算の重点確保について、特段の御配慮をお願いしたい。
- 2 半導体関連産業の集積に伴う物流の効率化・人流の円滑化を図るため、県及び周辺市町では、セミコンテクノパーク周辺の道路整備を短期・集中的に進めている。これらの整備に必要な予算の確保のため、令和5年度に新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の所要額の配分など、引き続き、国による最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 中九州横断道路は、本県のみならず九州全体の産業や地域の活性化、観光振興に資する路線であり、沿線地域では半導体関連産業の集積が進んでいる。令和7年4月に「熊本環状連絡道路」が事業化され、令和7年10月には熊本西環状道路（池上工区）が開通するなど、半導体関連企業の集積地と熊本市中心部、熊本港等が結ばれる道路ネットワークの整備が大きく進展している。さらに、令和8年4月には、「大津西～下硯川」間の有料道路事業が決定しており、整備の加速化が期待される。国家プロジェクトであるTSMCの進出を契機として新生シリコンアイランド九州を実現させ、経済の安全保障につなげていくために、重要な道路ネットワークである中九州横断道路の整備を更に加速させる必要がある。
- 2 世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺地域は、従前より、通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生しており、そうした中、当該地域では、JASMの第1工場が令和6年12月から量産を開始し、さらに第2工場についても国内初となる3ナノメートルの先端半導体を生産する計画が発表された。今後も更なる企業集積が進展し、周辺道路では交通渋滞の更なる悪化が懸念される。

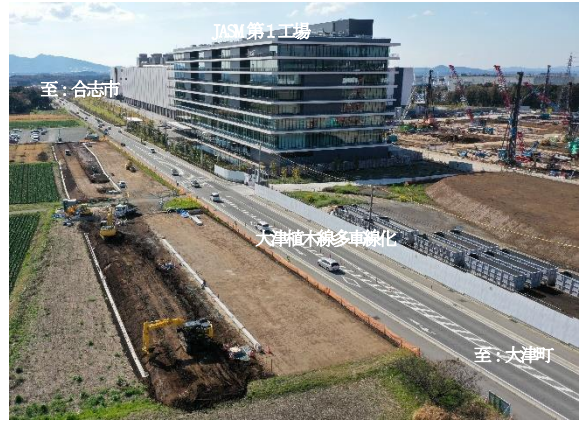
国には、令和5年度に道路などの必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設していただき、最大限の財政支援をいただいている。

県としては、当該地域の交通渋滞解消に向けた抜本的対策として優先して取組みを進めている菊陽空港線（令和8年度までに、合志インターチェンジアクセス道路及び県道大津植木線（原水工区）について、令和10年度内の供用に向け着実に整備を推進している。

引き続き、県と市町が一体となり周辺の道路整備を概ね10年以内を目途に集中的に進める必要があると考えており、安定的な財源の確保が極めて重要である。



セミコンテクノパーク周辺の渋滞状況 (大津植木線)



大津植木線 (原水工区) 整備状況

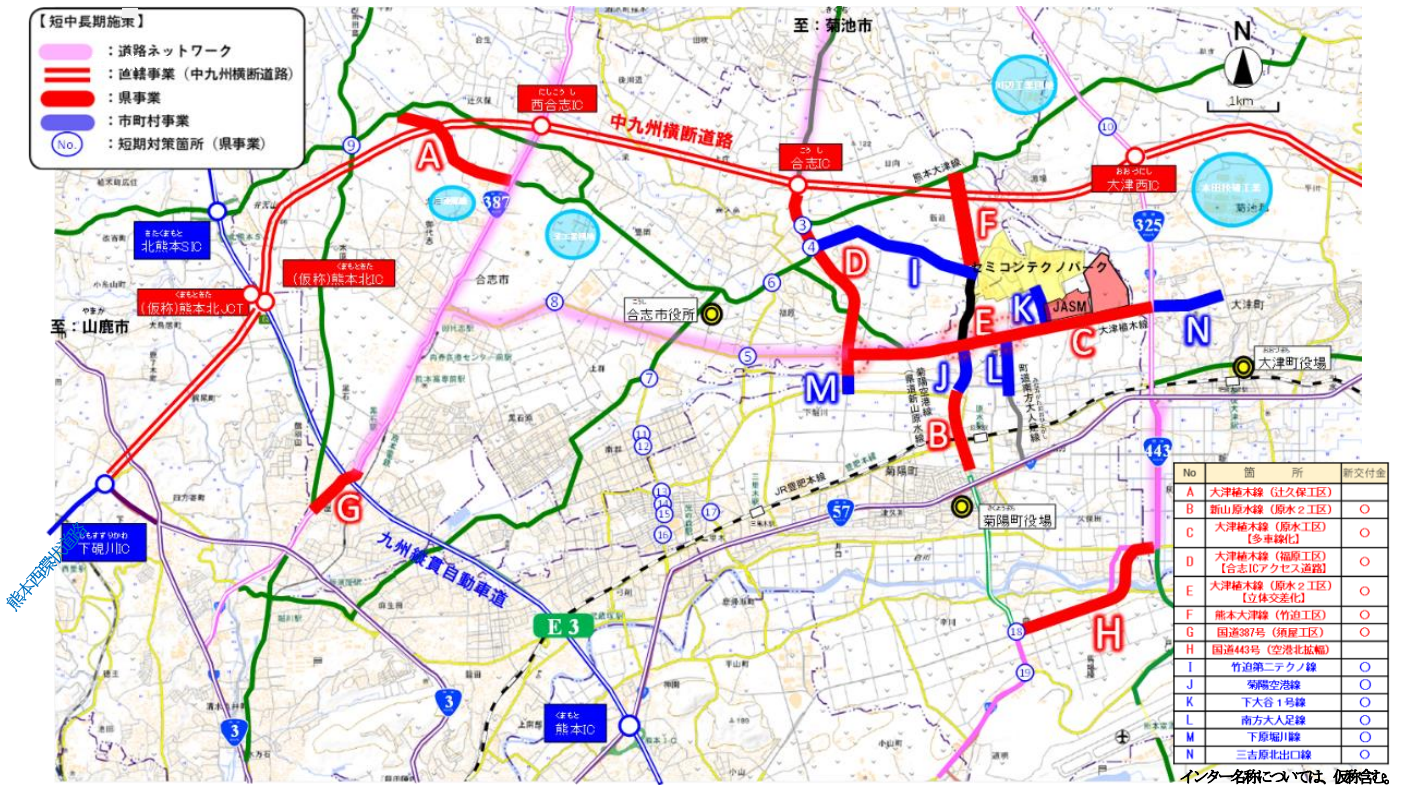


大津植木線多車線化及び合志ICアクセス道路 着工式 (令和7年9月23日)



新山原水線 (羽場空港線) 整備状況

半導体産業集積地 (セミコンテクノパーク) 周辺の道路整備



阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及び JR豊肥本線輸送力強化に向けた支援

要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、観光庁】

令和8年度の鉄道事業許可申請に向けた阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化に対する最大限の財政支援

【提案・要望の内容】

半導体関連産業の集積やインバウンドの拡大により増加する航空旅客への対応、企業活動の円滑化には、九州、国内はもとより、海外とのアクセス強化が重要である。

そのため、半導体関連産業集積地と空の玄関口である空港を繋ぐ空港アクセス鉄道の整備に加え、今後の半導体関連産業の投資拡大等により増加が見込まれる人流に対応するため、JR豊肥本線の輸送力強化を実施することとしている。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備とJR豊肥本線輸送力強化は、半導体関連産業の集積による国家経済安全保障に強く寄与するものであり、半導体関連産業の復活を目指す国家戦略の成功に欠かせないインフラであることから、次のとおり最大限の財政支援をお願いするとともに、鉄道事業許可に向けた技術的助言をお願いしたい。

- ① 本事業を地域未来戦略の戦略産業クラスター計画に位置付けた上で、インフラ整備のための新たな財政支援制度の創設など、必要な財源の確保をお願いしたい。
- ② 上記財源を活用し、「空港アクセス鉄道等整備事業費補助」における大臣認定に基づく嵩上げ措置のほか、JR豊肥本線の輸送力強化についても、「幹線鉄道等活性化事業費補助」などによる最大限の財政支援をお願いしたい。
- ③ 「地域未来交付金」の活用も見込んでいるが、鉄道整備には多額の費用を要するため、交付上限額の撤廃や対象経費の柔軟な運用をお願いしたい。
- ④ 国際観光旅客税を活用した「空港アクセス鉄道整備費利子補給金」について、本事業を対象としていただくとともに、本事業が国家経済安全保障に強く寄与するものであることから、利子補給率の嵩上げなど手厚い支援をお願いしたい。
- ⑤ 本事業は多額の県負担が生じることから、地方財政措置の充実をお願いしたい。

【現状・課題】

- ・令和7年度の阿蘇くまもと空港の旅客数は、約385万人と過去最高を更新し、特に国際線旅客数は約64万人と、TSMC本社が立地している台湾と結ぶ路線の充実等により、前年度から3割以上増加した。
- ・空港運営会社である熊本国際空港(株)は、2051年度の旅客数目標値を622万人と見込んでおり、今後も増加傾向は続くものと考えれば、空港アクセスの充実が不可欠な状況である。
- ・また、JASMやソニー等が立地するセミコンテックパーク周辺では、従前より通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生している状況。渋滞解消に向けては、JR豊肥本線と、最寄り駅からの通勤バスが重要な通勤手段の一つとなっているが、JR豊肥本線は、朝夕の通勤、通学時間帯での混雑が常態化している状況。JASM第2工場やソニー新工場などの企業の更なる集積や住宅の開発等が異次元の規模・スピードで進んでいることから、早急にJR豊肥本線の輸送力強化を図る必要がある。
- ・このような状況の中、昨年11月にはJASMやソニー等で構成する「くまもと半導体グリーンイノベーション協議会」から本県に対し、半導体産業を支える重要な交通インフラの柱の一

つとして空港アクセス鉄道整備とJR豊肥本線輸送力強化について要望書が提出されており、対応は急務である。

【事業概要】

〔空港アクセス鉄道整備計画の概要〕

整備内容：JR豊肥本線肥後大津駅から阿蘇くまもと空港まで鉄道を整備延伸

(R8年度：鉄道事業許可申請、R9年度：整備着手予定)

整備延長：約6.8km

概算事業費：約610億円

〔JR豊肥本線輸送力強化の概要〕

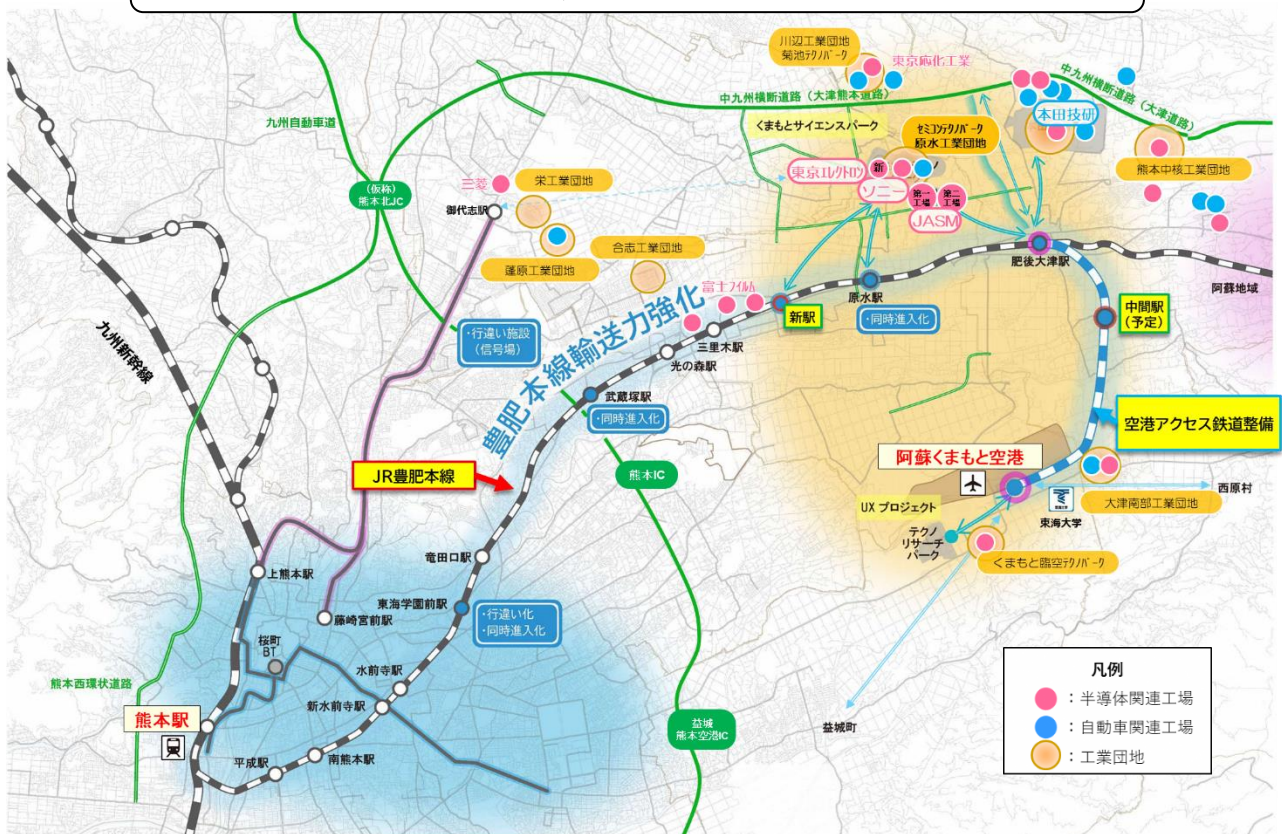
整備内容：高速交通体系の形成に向けた武蔵塚駅、原水駅の同時進入化、東海学園前駅の行違い化と同時進入化、一部区間の複線化等をJR九州と検討中。

概算事業費：約60億円

【各種データ（半導体関連産業集積地周辺の状況）】

- ・豊肥本線平均通過人員 4,902人/日→13,769人/日(S62→R6年度)
- ・阿蘇くまもと空港利用者数 約370万人→約385万人(R6→R7年度)
うち国際線 約48万人→約64万人(R6→R7年度)
※空港利用者数は過去最高
- ・阿蘇くまもと空港国際線定期便数 6路線週44便(R8年3月末)
- ・セミコン通勤バス利用者数 約10万人→約32万人(R3→R7年度)
- ・空港ライナー(ジャンボタクシー)利用者数 約6万人→約17万人(R3→R7年度)
- ・豊肥本線沿線人口の増加率(H27→R7年度) 合志市：10.0%、菊陽町：8.8%、大津町：8.7%

各交通拠点と企業集積地間の交通ネットワーク将来像



阿蘇くまもと空港の機能強化

提案・要望事項 【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- 1 空港機能強化の一環としてのC I Q体制の充実・強化
- 2 航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援
- 3 航空需要に即した航空燃料の安定供給体制の確保

【提案・要望の内容】

阿蘇くまもと空港では、T SMC進出による波及効果や空港運営会社によるエアライン誘致の加速化等により空港利用者数が急速に増加するとともに国際空港貨物輸送の拡大にも期待が寄せられている。更なる路線拡大や空港運営の円滑化のため、以下について支援をお願いしたい。

- 1 増加する出入国者の円滑な手続きや国際航空貨物の取扱い拡大のため、C I Q（税関、出入国管理、検疫）について、人員増や自動化ゲート（顔認証ゲート）等の機器導入、また、空港での在留カード即時発行体制の整備等、体制の充実・強化をお願いしたい。
- 2 阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材が充足する状況になく、新規路線誘致の障害となっているため、引き続き、国による積極的な支援をお願いしたい。
- 3 航空会社に復便や新規就航の意向があるにも関わらず、航空燃料の供給不足や、給油事業者の人員不足により実現しないケースが多々発生していることから、引き続き、航空需要に即した航空燃料の安定供給に必要な措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、T SMCの熊本進出の影響等により東アジアを中心に国際路線ネットワークが急速に拡大し、令和8年3月末時点で6路線・週44便と過去最大の就航便数となった。

一方で、複数機の到着、出発が重なる時間帯には入国審査に係る待ち時間が1時間を超える事例が常態化し、時には2時間を超えるケースも発生している。これにより利用者に多大な疲労やストレスを与えるだけでなく、後続の二次交通等にも影響を及ぼしている状況。

今後、空港運営会社は、将来目標（2051年度国際線17路線、利用者数175万人）を達成するため、エアライン誘致を更に加速化させることとしており、また、現在、J A S M第2工場の建設が進行しており、更に国内外の人流・物流の増加が見込まれるため、入出国審査の人員増や自動化ゲート（顔認証ゲート）の設置等による体制強化をお願いしたい。

更に、県内への在留資格者も増加傾向にあり、阿蘇くまもと空港は在留カード交付空港の指定を受けていないため、中長期在留者及び受け入れ企業等に負担が生じていることから、阿蘇くまもと空港での在留カード即時発行の体制の整備をお願いしたい。

また、県産品の輸出拡大の取組を行うにあたり、航空貨物の輸出に際しては、動物検疫や植物検疫の実施が必須となることから、荷主やフォワーダーからの要請に対し、柔軟な対応が可能となるよう人員体制の充実も必要である。

2 航空機地上支援業務（グラウンドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材が充足している状況になく、阿蘇くまもと空港においても国際線の復便や新規就航の支障となるケースがある。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、引き続き関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

3 地方空港においてはコロナ禍からの国際航空路線の復便・新規就航（以下「復便等」）が行われているところであるが、航空燃料の供給量の不足により石油元売会社から航空会社への航空燃料の供給が困難なケースや、給油事業者の人員不足が原因で機体への給油が対応できないケースが生じている。阿蘇くまもと空港においても、燃料供給が新規就航や増便の課題となるケースが発生している。

燃料不足や人員不足が原因でこれに対応できないことは、経済成長のけん引役として期待されるインバウンド需要の回復を妨げ、空港利用者の利便性を阻害することになるため、国においては、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給と人員育成に向けた助成が可能となるよう、引き続き、必要な措置を講じていただきたい。

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、環境省】

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への財政的支援

【提案・要望の内容】

半導体の国内安定供給の基盤を強化するため、集積に伴い増加する工場からの排水を処理する熊本セミコン特定公共下水道事業について、令和5年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、所要の財政措置をお願いしたい。

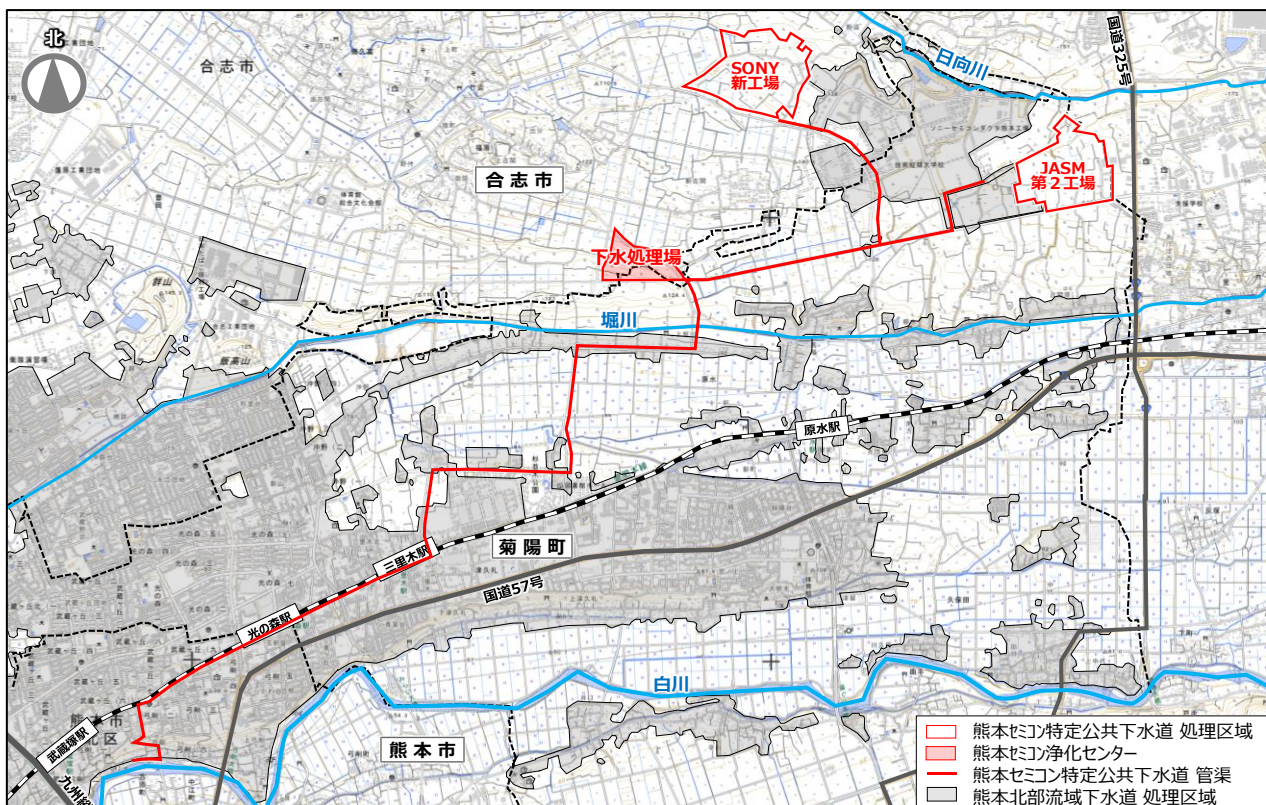
【現状・課題】

世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺地域では、JASMの第1工場が令和6年12月から量産を開始し、令和7年秋に建設が開始された第2工場では、国内初となる回路線幅3ナノメートルの最先端半導体の量産計画が明らかになった。また、本県に立地するソニーや東京エレクトロンなどのほか、関連企業の進出も相次ぎ、今後、更なる半導体関連産業の集積に伴い工場排水の増加が見込まれている。

一方、既存処理場の能力不足が懸念されていることから、工場排水に対応する新たな処理場の整備が必要になる。

そのため、令和5年度から工場排水を処理するための下水道事業である特定公共下水道事業について、当該箇所への新規採択を認めていただき、令和6年度末から事業に着手をしたところ。

事業実施に際して、企業の操業までの限られた期間で大規模な下水道施設の整備が必要となる。このような状況を勘案し、国において、令和5年度必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設いただいております。引き続き、最大限の財政支援が不可欠である。



半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給に伴う浄水場等の整備に対する財政支援

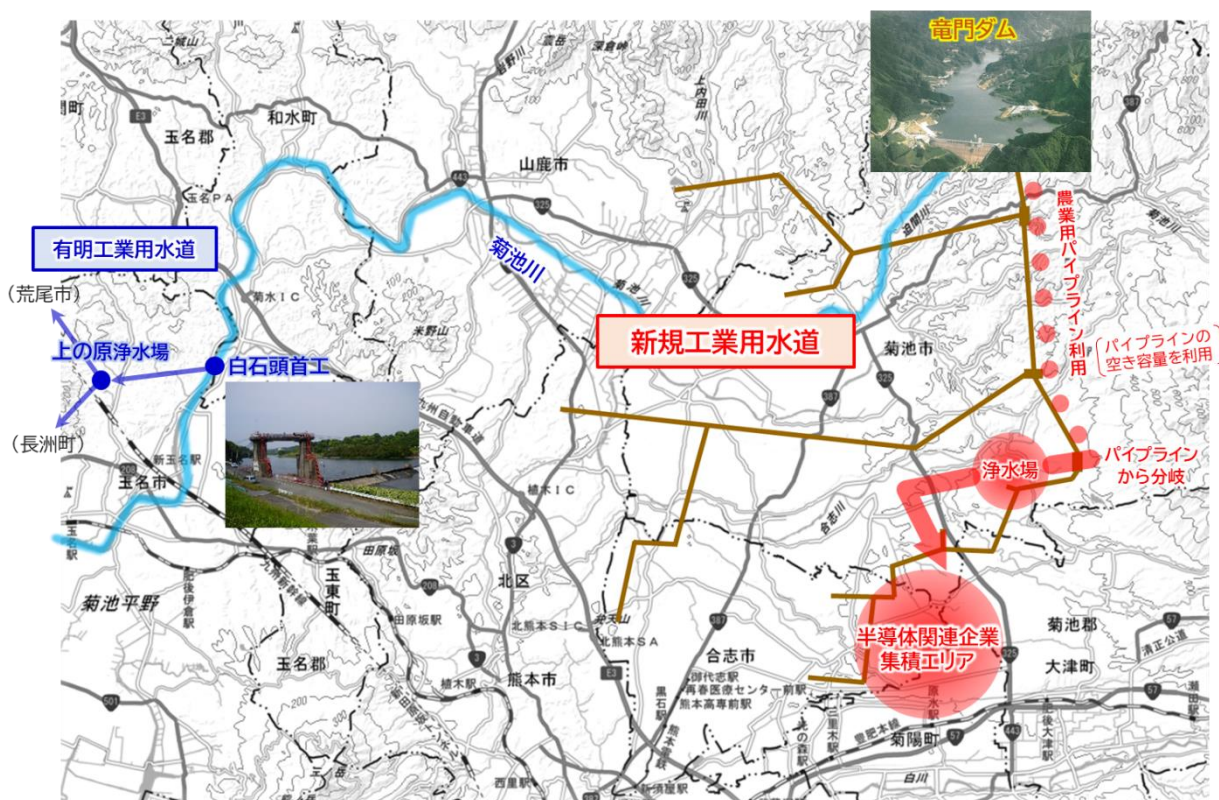
【提案・要望の内容】

半導体の国内安定供給に資する工場の進出に伴い、地下水のみに頼らない豊富で低廉な工業用水の新規供給に必要な浄水場の建設、管路整備等の大規模施設整備に対して、令和5年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、引き続き格別の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 J A S M第1工場が立地する熊本県北部においては、J A S M第2工場やソニーグループの新工場の建設など半導体関連企業集積の動きが活発化。一方で、局地的な地下水採取量の大幅増加による地下水位低下等への影響が懸念されている。
- 2 こうした中、河川水を水源とする有明工業用水道の未利用水を活用した工業用水供給を事業化し、現在、浄水場建設工事や管路布設工事等を進めている。
- 3 既設の農業用パイプラインの利用によりコスト縮減や工期短縮を図るものの、浄水場等の整備には多額の初期投資を要し、民間活力を利用しても供給単価が高額となることから、国による継続的な財政支援が不可欠。
- 4 地域産業構造転換インフラ整備推進交付金において、本県が行う工業用水道の整備が支援対象とされており、半導体の安定供給確保に向けた国家プロジェクトの一環として、引き続き、国を挙げての最大限の財政支援をお願いしたい。

【事業イメージ】



外国人材の適正な受入環境の整備

提案・要望事項

【内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- 1 増加する在留外国人に対し、県や市町村が実施する日本語教育等に対する継続的で十分な財政支援
- 2 多文化共生社会実現に向けた市町村の受入環境整備への支援
- 3 共生社会の推進に向けて、地域の特色を活かした政策立案のための情報提供
- 4 外国人材の適正な受入管理体制づくりへの支援・協力
- 5 外国人材の就労に係る在留資格認定証明書交付申請の審査体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

- 1 TSMCの熊本進出に伴い、台湾をはじめとする外国人の来熊が増加しており、今後も更なる増加が見込まれていることから、県や市町村が実施する日本語教育等の取組強化が必要であり、国による継続的で十分な財政支援をお願いしたい。特に、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進補助金については、申請額に対する国庫補助内示額が大幅に不足しているが、多文化共生を推進する大事な時期であること、地域においては多文化共生を推進する人材の育成・確保が必要であることを踏まえて、拡充されるようお願いしたい。
- 2 在留外国人の増加により、県内の各市町村において、外国人が安心して働き生活していくための受入環境整備や、外国人との多文化共生への取組みを積極的に推進することが求められており、国による支援をお願いしたい。
- 3 地域の実情に即した政策立案とその効果的な展開の必要性が増す中、市町村毎の外国人材の就労状況や、外国人材が多く在籍する企業等の情報が把握できず、外国人材に対して、効果的な情報発信ができないなどの課題が生じている。地域の課題に沿って、特色を活かした政策を立案するため、一定数の外国人材を雇用する企業情報や特定技能1号への移行の際の都道府県をまたぐ住居地の異動における転出・転入状況等、関係省庁が保有する情報の提供をお願いしたい。
- 4 熊本県においては、人手不足等により各産業の重要な担い手として今後も外国人材の増加が見込まれる。県民も外国人材も安全・安心な共生社会を実現するためには、外国人材の適正な受入管理を行うことが必要である。については、国と県の連携のもと、育成就労制度の円滑な移行をはじめ、適切な就労環境の整備や外国人材のトラブルの未然防止、また、問題発生時に速やかに対応等できるよう、国の機関の参加・協力をお願いしたい。
- 5 半導体関連産業や在住台湾人向けサービス等に従事するために入国する台湾をはじめとする外国人材の在留資格認定証明書交付申請の審査について、円滑かつ迅速になされるよう体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 県内では地域日本語教室設置市町村数が17で停滞している現状である。このため、令和8年度からは、日本語教育の関係者や外部有識者、行政で構成する総合調整会議で全体調整しながら、生活日本語サポーターの養成・掘り起こしや人材バンク構築、日本語教室空白地域でのモデル日本語教室開催、「やさしい日本語」の啓発などを複合的に展開し、より「外国人が地域に溶け込める」また、「地域住民が外国人を受入れやすくなる」環境づくりを推進する。この取組みは、文科省の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進補助金を活用しており、継続的な財政支援が必要である。

○地域日本語教育の総合的な体制づくり補助金（国庫1／2、県1／2）

（単位：千円）

	事業費A	内示額B	B/A	備考
令和8年度	13,999	4,045	28.9%	

- 2 県内における在留外国人の数は32,372人（R7.12月末時点）と過去最高を記録し、今後も増加を続ける見込み。県では、地域住民と在留外国人がともに安心して生活できる多文化共生のまちづくりを進めるため、市町村による「外国人受入連絡協議会」の設置支援を実施している。今後、県及び市町村におけるこうした取組に係る負担が増大する見込み。

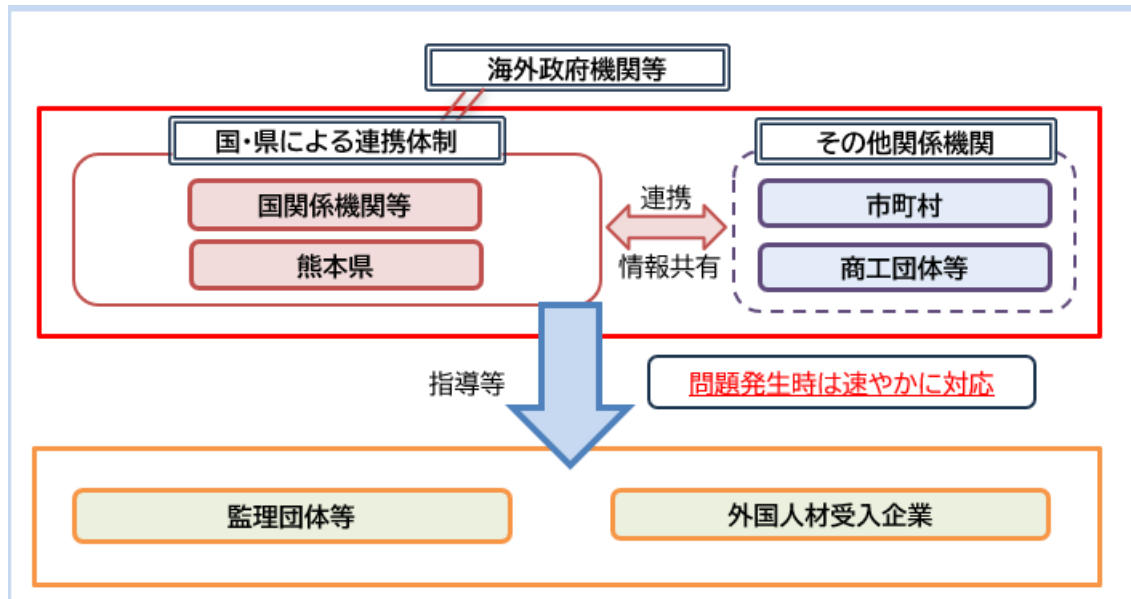
【法務省入国管理局 在留外国人統計】（単位：人）

	H30.12	R1.12	R2.12	R3.12	R4.12	R5.12	R6.12	R7.12
全国	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395
熊本県	15,576	17,942	17,751	16,686	20,660	25,589	29,385	32,372
(外国人割合)	0.89%	1.03%	1.02%	0.97%	1.19%	1.50%	1.73%	1.93%
ベトナム	4,877	6,178	6,396	5,804	6,251	6,714	7,038	7,015
インドネシア	498	690	690	652	1,577	2,675	3,628	5,032
フィリピン	2,286	2,661	2,536	2,523	3,044	3,754	4,091	4,409
中国	3,842	3,856	3,645	3,238	3,201	3,363	3,444	3,543
ミャンマー	202	301	322	358	720	1,119	2,077	2,542
ネパール	349	424	507	581	1,069	1,351	1,726	2,151
台湾	294	295	221	183	349	1,549	1,919	1,982
カンボジア	355	498	575	542	1,112	1,380	1,578	1,603
韓国・朝鮮	1,078	1,096	999	892	949	1,069	1,091	1,111
タイ	298	347	326	304	377	434	460	467
米国	356	367	352	363	394	429	449	450
英国	110	117	99	103	108	111	116	126

- 3 上述のとおり県内の外国人数は今後も増加する見込み。在留外国人数に関する情報として、国籍・地域毎、在留資格毎、都道府県毎の情報、外国人労働者に関する情報として、職業安定所毎の情報が公開されているものの、集計範囲が広く、実際に在住外国人に向けて情報発信等を行う際に、効果的にアプローチできていないため、市町村毎等の情報公開が必要である。

- 4 国においては今年1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を公表されたほか、令和9年度からは育成就労制度が導入されるなど、外国人材をめぐる制度は大きな転換点を迎えている。熊本県においても日本人も外国人も安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人材を取り巻く課題に対する取組みを進めている。外国人の受入れに関する現状として、入国手続きや不法就労等の取締りを行う出入国在留管理局、技能実習生の受入れを行う監理団体を監督する外国人技能実習機構、受入企業の指導を行う労働局等それぞれの機関が対応している。今後は、国の動向も踏まえ、日本人も外国人も安全・安心な外国人材の受入れ環境づくりに向け、国の機関等と県が連携して取り組むことが必要と考えている。については、国家戦略特区の家事支援外国人受入事業における第三者管理協議会を参考に、国と県による連携体制づくりに取り組むことを想定している。

【連携体制イメージ】



5 熊本労働局によると、令和7年10月末時点の県内外国人労働者数が調査開始以来過去最高を記録するなど、外国人労働者は増加している。在留資格認定証明書交付申請の審査について、就労を目的とした在留資格の場合、雇用先企業の経営状況や事業計画の確認のため、相応の日数を要している。本県においてはTSMCをはじめとする半導体関連企業等の進出により外国人材が今後も増加する見込みであるため、令和7年1月から国家戦略特区（「産業拠点形成連携“絆”特区」）を活用し、半導体・IT関連産業の外国人材が入国する際の在留資格審査期間を短縮する事業を開始した。今後もJASM第2工場の立地等による半導体産業の更なる集積が進むほか、関連産業や在住台湾人向けサービス等の他の産業に従事するために入国する台湾人をはじめとする外国人材の増加も見込まれるため、在留資格認定証明書交付申請の円滑かつ迅速な審査体制の充実・強化が必要である。

【就労を目的とする主な在留資格の在留資格認定証明書交付申請に係る処理期間（日数）】 出典：出入国在留管理庁

在留資格	令和7年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
技術・人文知識・国際業務	48.9	64.9	62.8	55.1	52.6	57.5	58.8	63.2	64.1	
特定技能1号	56.9	63.5	67.0	65.0	63.1	68.5	71.6	75.1	69.0	
企業内転勤	31.5	34.0	30.8	56.0	31.3	41.3	38.5	40.6	42.7	

教育環境の整備と人材確保

提案・要望事項

【文部科学省、経済産業省】

- 1 外国人児童生徒の教育環境整備に対する財政支援
- 2 児童生徒急増市町における公立学校施設の教育環境整備に対する支援
- 3 県立高校における産業人材の育成に対する財政支援
- 4 私立学校の外部スタッフの配置に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 公立学校においては、外国人児童生徒に対応するための教職員の配置増に必要な措置（加配等）、支援員等の配置等の教育環境整備に対する補助制度創設等の財政支援をお願いしたい。
- 1 (2) 私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、外国人児童生徒に対応するための教職員や支援員配置等の教育環境整備に対する補助制度の創設をお願いしたい。
- 2 児童生徒が急増している市町村における公立学校施設の新増築に係る国庫負担割合の引上げ特例の復活など、教室確保に係る負担を軽減するための財政支援をお願いしたい。
- 3 県立学校における半導体産業等の産業人材育成の取組及び地域産業の持続的な振興のための若年者の地域定着の取組に対し、財政支援をお願いしたい。
- 4 私立学校における半導体関連産業の人材育成のための業務支援員などの外部スタッフの配置に対し、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 TSMCからの出向者が家族とともに数多く来熊し、外国人児童生徒が急増しており、これらの児童生徒に適切な支援が必要である。
 - (1) 公立学校においては、教職員の適正配置、市町村教育委員会や県教育委員会による支援員及び通訳の確保、日本語指導者の養成などの教育環境整備に対する財政支援が必要である。
 - (2) 私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められ、人員配置費用や研修等教育環境整備に対する補助制度の創設などの更なる財政支援が必要である。
- 2 TSMC及び関連企業等の進出に伴い、当該市町村においては児童生徒数が急増し、教室不足や校舎の新築に係る土地の確保が難しいなど、特有の課題が生じている。このため、児童生徒急増市町村を対象とした国庫補助金の負担割合の引上げ特例の復活等、教室確保に係る負担を軽減するための特別な財政措置が必要である。
- 3 TSMCの本県進出に伴い、幅広い県内産業からの高卒求人が増加しており、県としては、高校生キャリアサポート事業を実施し、高校生への就職支援、半導体関連産業をはじめとした県内企業への理解促進、県内就職率の向上を図っている。しかしながら、教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の補助額は総事業費の1/9に満たない状況が続いており、事業の実施に支障をきたしている。JASM操業開始に伴う半導体関連産業をはじめとし

た広範な産業を支える人材の育成及び確保のため、本補助金の満額交付が必要である。

更に、半導体関連企業をはじめとした広範な産業界で人材不足が問題となっており、産業界の持続的な振興のためには若年者の地元定着は必要である。このような状況において、高校生が主体的に地場企業を自らの進路の選択肢とするためには、地域産業界と高校生が相互に知り合う機会の創出が肝要であり、それらの取組みに資する補助金等の創設が必要である。

- 4 半導体関連産業の人材を育成するため、私立学校において新たに専門的知識を有する非常勤講師などの外部スタッフ配置については、補助制度の創設などの更なる財政支援が必要である。

再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

- 1 RE100を目指す県内企業に対し、再生可能エネルギー発電施設から最大限の電力供給が可能となる電力システムの強化及び余剰電力の活用推進
- 2 余剰再エネ等を活用した低炭素水素製造
- 3 水素の社会実装に向けた体制の構築

【提案・要望の内容】

- 1 RE100を目指す製造業等に再エネ電力を確実に、かつ、安定的に供給できるよう、再エネ導入の最大の隘路となっている送電システムの容量不足や日中の余剰再エネの要因となる出力制御という課題解決に向けて、地域間連系線の早期増強、地域内の系統強化、自営線敷設の負担軽減等を行うとともに、余剰再エネを活用するために、地域と共生した系統用蓄電池の導入推進をお願いしたい。
- 2 TSMCの進出を契機として、半導体製造にも必要で、使用時にCO²を排出しない「水素」の需要の高まりが見込まれる。特に、出力制御が頻発する九州において、余剰となる電力を無駄にしないよう、再エネ由来の余剰電力を用いた低炭素水素が製造できるよう、課題となる託送料金の減免など、必要な支援措置を講じていただきたい。
- 3 産業に必要な水素の輸送、貯蔵に必要な基盤整備、今後物流面で脱炭素に向けて活用が期待されるFCトラックの普及につながる水素ステーションの全国的な設置拡大等、水素の利活用を促進する体制の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県においては、製造業、特に半導体・自動車関連を中心に集積が高く、これらの産業は経済安全保障上重要であり、その安定的操業が求められる。また、TSMCがRE100を標榜されるなど、このような製造業においては、サプライチェーン全体でCO²排出削減を求められるなど、再エネ電力需要が多い。今後、RE100を目指す企業の進出等による更なる需要の高まりも見込まれている。一方、県内の再生可能エネルギーは、高いポテンシャルを有しているものの、九州内では、再エネの開発により電力の供給が需要を上回る場合には、出力が制御される状況が頻発（R6：年間128回）している。

電力広域的運営推進機関（OCCO）は、本州と九州の連系線増強を図る計画を公表したが、当該計画では、実現は令和21年（2038年）3月と相当の期間を要するため、依然として九州と本州等を結ぶ送電容量が小さく、九州の余剰電力を本州等の需要地に供給できないという「地域間」の課題が残る。また、山間地域等ではもともと送電線の容量が小さく、また、接続できる系統が遠く、地熱等の再エネ電源からの送電が困難という「地域内」の課題がある。しかも、連続運転を前提とする地熱発電は停止が困難で、工事期間中の送電に支障が生じることが見込まれる

地方における再エネの活用を加速し、エネルギーの地産地消を実現するとともに、非常時も含めた電力供給の安定化・円滑化を図るためには、速やかに地域間及び地域内の系統を増強するとともに、再エネ開発の大きな負担となる自営線敷設の負担軽減等が必要である。

また、昼間の余剰電力を夜間等に有効活用することが可能となる系統用蓄電池についても、地域と共生した導入拡大が図られる必要がある。

2 RE100宣言企業であるTSMCをはじめ、半導体関連企業の進出による再エネ需要が高まる一方、出力制限時の太陽光発電など、余剰となる再エネの有効活用が課題となっている。

この点、太陽光発電などの余剰電力を利用して水素を製造・貯蔵すれば、必要時に電気に変換し、電力需給を調整することが可能となる。しかし、余剰電力は昼間に多く発生し、かつ天候等によってその量が左右される傾向にあるため、電解装置稼働率が上がらないといわれている。このようなことから、採算性を高めるために、託送料金の減免など余剰電力をより活用できる支援措置が必要である。

3 水素の輸送は非常に効率が悪く、産業で水素を活用する場合、製造・輸送・貯蔵を一定のエリア内で行うことができる基盤整備も必要である。

物流面での脱炭素には、FCトラックが有効であるが、現状では、本県には商用水素ステーションが1箇所しかなく、宮崎や長崎など空白県さえあるなど、九州内の水素を活用するためのインフラのネットワークは極めて脆弱である。

「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に指定された九州内で、中でも中核地方公共団体に指定された福岡市を中心に、航続距離や交通の利便性等も考慮し、FCトラックを支障なく運用できる規模の水素ステーションを計画的に配置するなど、水素の社会実装に向けて、国をあげた体制構築が必要である。

地方創生の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

- 1 地方創生の実現に向けた地方の取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置
- 2 地域未来交付金による強力かつ継続的な財政支援
- 3 デジタルを活用した地域課題の解決に向けた財政支援及び柔軟な制度運用
 - (1) 市町村の情報システムの標準化に係る移行経費、運用経費に係る確実な財政支援
 - (2) エリア・データ連携基盤の運用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、確実な地方財政措置をお願いしたい。また、地方財政計画上の「地方創生推進費」について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 地方創生の実現に向けた取組みを更に推進するため、地域未来交付金の安定的な確保を図るとともに、今後も地域の特性を活かした幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 (1) 情報システムの標準化に係る移行経費については、各自治体の個別事情等を踏まえた補助金上限額の設定や、基金の積み増し等を確実にを行うことにより、各自治体が移行経費の増額分を負担することのないよう、全額を国により措置していただきたい。
運用経費については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すとしていた目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施していただき、各自治体の運用経費が、標準化移行前よりも低額となる水準に達するまでの間、運用経費の増加相当額を、国により継続的に財政支援していただきたい。
(2) 地方創生の実現には、産学行政により創生されたデータを、広く連携、活用するためのインフラとなるエリア・データ連携基盤（以下「基盤」という。）の利用が重要である。
そのため、地域未来交付金（デジタル実装型）において、既に実装しているサービスについても、基盤と連携することで付加価値が向上する場合は、接続費用などの必要な経費を支援対象としていただきたい。
また、基盤の維持、運営は地方自治体の大きな負担となっており、SE等人件費の高騰で大幅な負担の増加も見込まれていることから、地域におけるDX推進を支えるため地方自治体が構築する基盤の維持・運営について、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県及び県内市町村が、地方版総合戦略に掲げた熊本の地方創生の取組みを着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。

2 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨からの創造的復興を含め、UIJターンの加速等による地方への移住定住の促進や関係人口の拡大、避難生活環境の抜本的な改善をはじめとした地域防災力の強化などの取組みを着実に推進するためには、地域未来交付金の長期的かつ十分な財源の確保及び柔軟な制度運用が重要である。

3 (1) 移行経費については、デジタル基盤改革支援補助金が、令和6年度補正予算で約194億円計上され、本県においては、令和7年度末までの執行予定額を踏まえた補助金上限額が設定された。

一方、ベンダーのリソース不足等の理由により、令和8年度以降に標準化移行を延期した県内自治体は8割を超えており、移行を延期した団体は、その時期に応じて移行経費が増加するため、当該補助金が確実に措置されるか懸念される。

運用経費については、令和7年度補正予算で「地方公共団体システム運用最適化支援事業費補助金」が創設され、350億円が計上された。

また、その他の地方負担分については、普通交付税において措置することとされ、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」により、県内自治体においても見積精査支援やガバメントクラウドコスト最適化ワークショップ等運用経費の低減に向けた支援を受けている。

しかしながら、大半の自治体で運用経費が増加する見込みとなっており、令和9年度以降も継続的に当該財政支援がされるか懸念される。

(2) 国は、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）において、同構想を支えるハード・ソフトの一つとして基盤の構築を求めていたところ、本県では、県内45市町村が利用可能な基盤を構築し、令和8年度は28市町村と共同運用を行っている。

基盤は、複数のデータやサービスをつなぎ合わせることで、付加価値を生み出すことから、新規、既存に関わらずサービスの接続を進めることが重要だが、接続費などが負担となり、接続が進んでいない。

また、現行制度上、基盤構築時には財政支援があるが、その後の維持、運営に対する支援がなく、財政規模の小さな市町村を含めて基盤の利用を進めるためには、運用費についても財政支援が必要である。特に、SE等人件費やクラウド利用料の高騰により、データ連携基盤の運用保守費用が大幅に増額する見込みとなっている。

地域におけるDX推進を支えるため、地方自治体が構築する基盤の利用促進につながる支援が必要である。

防災・減災、国土強靱化の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- 1 国土強靱化の推進に必要な予算総額の確保と地方財政措置の継続
- 2 国の人員体制の充実・強化
- 3 農地海岸保全施設等の整備及び支援の充実

【提案・要望の内容】

1 我が国では、近年、気候変動の影響等により、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生している。本県においても、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは一層重要となっているため、国土強靱化地域計画に基づき、「災害に強く安全・安心な熊本づくり」に取り組んでいるが、その取組みは未だ道半ばであり、熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨からの復旧・復興に加え、国土強靱化の取組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組む必要がある。

そのため、国土強靱化の取組みに必要な予算・財源については、令和7年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の資材価格・人件費の高騰等を適切に反映した上で、当初予算を含め、継続的かつ安定的な予算措置をお願いしたい。

2 防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するとともに、今後起こりうる大規模災害に備えるため、地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省をはじめとする国の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

3 本県の農業生産を支える干拓地は、大規模災害時に高潮や津波等のリスクが高い地域にあり、それらを守る農地海岸の海岸保全施設は、耐震対策を要する堤防が多く、多額の予算と高度な技術力を要するため、直轄事業による整備をお願いしたい。

また、有明海・八代海では干潟が発達しているという地域性から、排水路等の土砂堆積が進み、排水機能を阻害している。速やかな排水を確保するためにも、排水路の浚渫等は不可欠であり、「緊急浚渫推進事業債」について十分な総額予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

1 熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨など、近年、災害が激甚化・頻発化しており、これまでも、国の支援を最大限活用して、河川改修や、砂防堰堤の整備、道路ネットワークの構築等、災害に強い熊本の実現に向けて取組みを進めてきた。

令和7年8月豪雨においても、河道掘削や遊水地整備を実施してきた坪井川において、河川水位を低減させ、また、甲佐町などにおいては、これまでに整備した砂防堰堤が、土砂・流木を捕捉し、人家や県道への被害を防ぐなど、被害の軽減に大きな効果を発揮した。

また、令和7年1月には埼玉県八潮市内において、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、周辺住民への日常生活に支障が生じるなど、全国的にも高度経済成長期に整備され老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況である。

本県では、国の第1次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、平成29年に策定した「熊本県国土強靱化地域計画」を令和8年3月に改定したところであり、改定に当たっては、インフラ老朽化対策の推進や半島地域における緊急輸送ネットワークの強靱化などのハード事業に加え、

新たな防災道の駅の選定、建設 DX の取組による生産性向上といったソフト事業、さらに令和 7 年 8 月豪雨を踏まえた浸水対策の推進等も含め、必要な施策を幅広く計画に位置付けた。

このため、国土強靱化の取組みをこれまで以上に着実かつ強力に推進し、加速化する必要がある、計画的な事業実施に向けた継続的な支援が必要である。

2 国土交通省においては、熊本地震における阿蘇砂防事務所の設置や、令和 2 年 7 月豪雨における八代復興事務所の設置など、本県で発生した災害からの復旧・復興に御尽力いただきしており、今後も全国的に大規模災害の発生が想定されるため、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

3 本県の農地海岸の堤防は、大部分が海拔ゼロメートル地帯の干拓地に造成されており、広大な優良農地の保全に加え、地域住民の安全・安心に大きく寄与している。しかし、耐震対策が必要な堤防の大部分が未対策の状況であり、大規模地震時の高潮や津波発生のリスクが高まる状況下において、農地海岸の堤防の耐震対策が急務である。

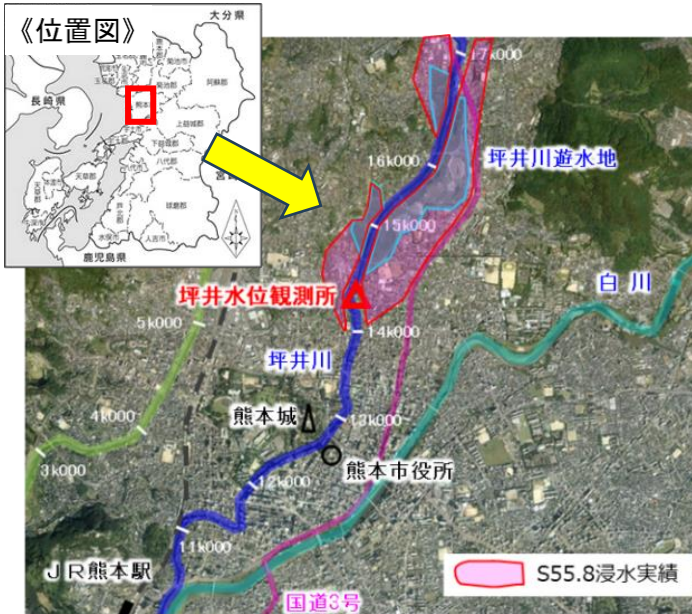
また、有明海・八代海沿岸では、干潟の発達という地域特性に加え、近年の土砂流入量の増加なども影響し、排水路等に大量の土砂が堆積している。その結果、内水排除の流れが阻害され、大雨時には排水機能が十分に発揮されていない。現在は「緊急浚渫推進事業債」を活用して浚渫を進めているものの、堆積土砂の量は多く、地域の防災力を高めてくためにも、継続的かつ計画的に浚渫を行っていく必要がある。

【国土強靱化の取組み及び令和7年8月豪雨災害におけるその効果】

河川

【遊水地整備等（熊本市坪井川）】

坪井川では、河川激甚災害対策特別緊急事業等により、市街地上流部の引堤や河道掘削等の河川改修、遊水地整備を実施してきたこと、「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」を活用し、市街地上流部の堤防補強や流下能力を確保する河道掘削をしたことにより、遊水地の下流にある観測所において河川水位を約1.0m低減させ、遊水地下流にある市街地の浸水被害を軽減した。

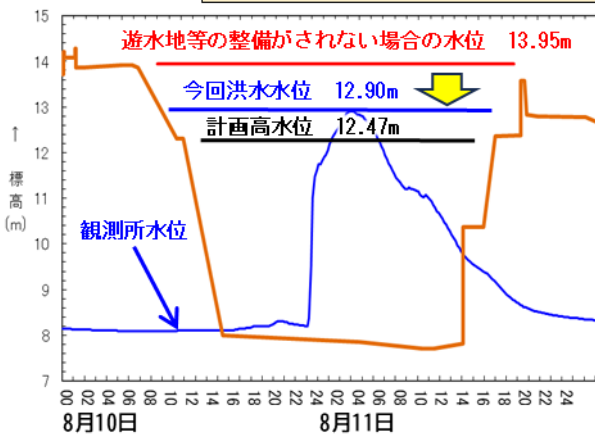


■ 整備状況（坪井川遊水地）



■ 観測水位（坪井川水位観測所）

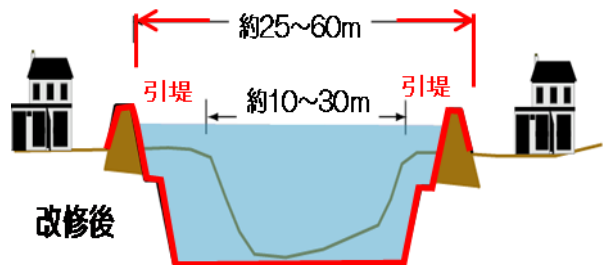
遊水地による洪水調節・河川改修により
約1.0mの水位低減



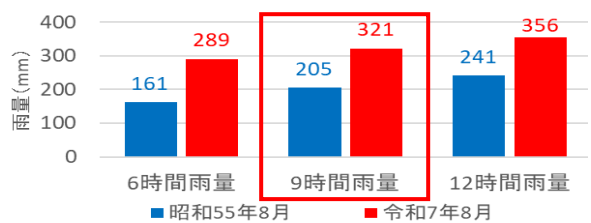
※本資料の数値は速報値及び暫定値であるため、今後の調査結果等で変わる可能性があります。

令和7年8月豪雨は、熊本市内で甚大な被害のあった昭和55年8月の集中豪雨よりはるかに多い雨量だったが、対策を行っていたことで浸水戸数は96%減少した。

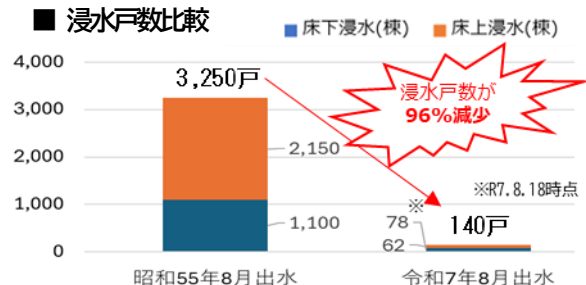
■ 整備状況（坪井川本川の河道改修は概成）



■ 雨量比較（坪井川流域平均雨量）

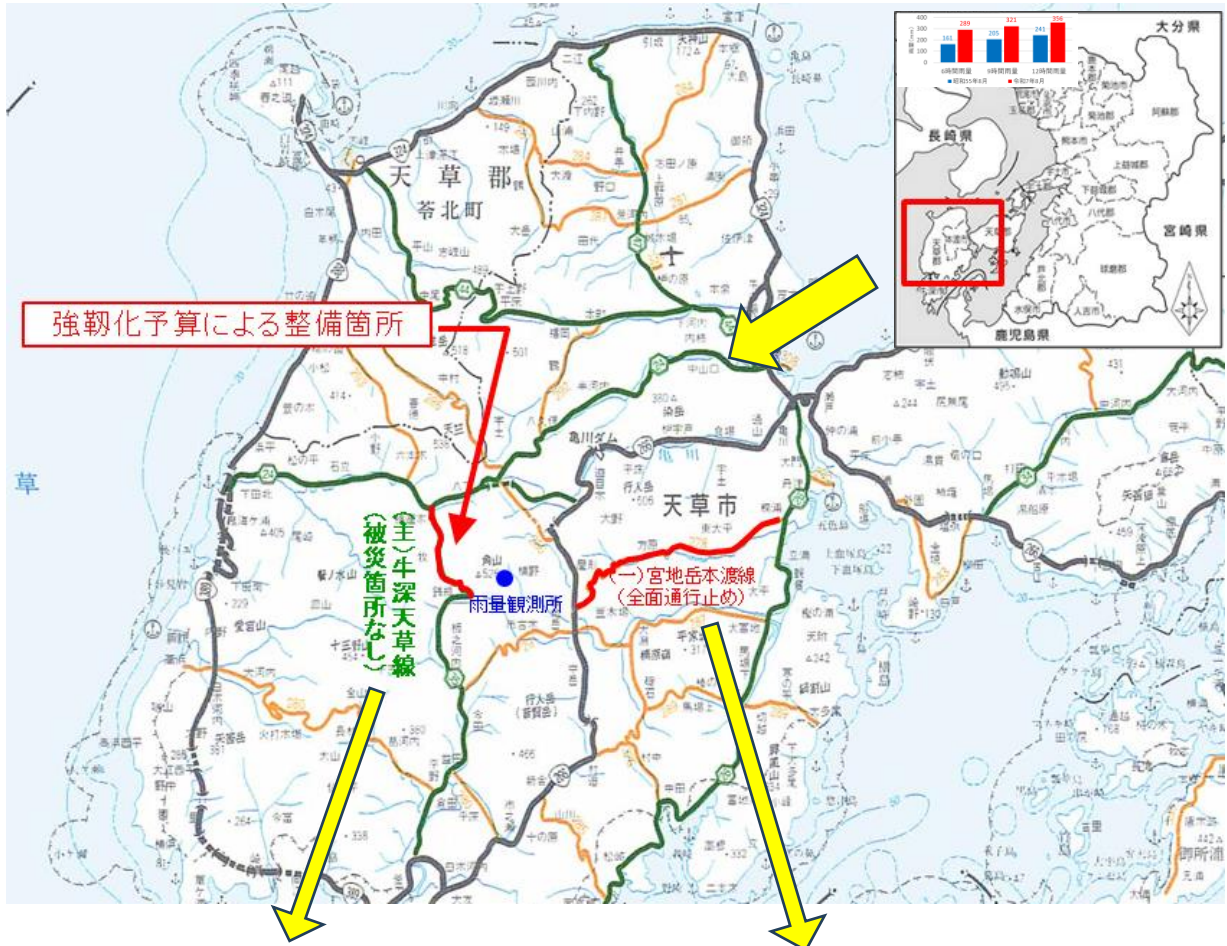


■ 浸水戸数比較



道路

12時間雨量が、221mm（角山雨量計）を観測した天草市において、防災対策の進んでいない一般県道宮地岳本渡線（方原地区）では複数箇所の法面崩壊が発生し、一時全面通行止めとなった。一方、強靱化予算を活用し防災対策を進めている近隣の主要地方道牛深天草線（福連木地区）は、今回の大雨でも法面崩落は発生しなかった。



(主) 牛深天草線

国土強靱化予算により防災対策を進めた箇所は被害が発生しなかった。



(一) 宮地岳本渡線

未対策の箇所は法面が崩落し、一時全面通行止めとなった。

砂防

【砂防堰堤（甲佐町）】

8月11日の大雨により土石流が発生したが、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策により前倒して整備した砂防堰堤が土砂・流木約2,000 m³を捕捉し、人家11戸、県道への被害を防いだ。



← ↑ 砂防堰堤が土砂や流木を捕捉したことで、人家や県道に被害は発生しなかった。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、防衛省】

- 1 災害時に司令機能を担う防災庁の地方機関である防災局の本県への設置
- 2 南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災訓練への継続的な技術的支援及び財政支援
- 3 大規模広域災害時に阿蘇くまもと空港と一体的な活用を想定している陸上自衛隊高遊原分屯地駐機場の強化
- 4 九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の早期整備
- 5 地域衛星通信ネットワーク第2世代の運用期間の延長

【提案・要望の内容】

- 1 南海トラフ地震が発生した場合、相対的に被害規模が小さいとされる九州地域の中央に位置する本県は、地理的優位性と併せ、熊本地震及び令和2年7月豪雨の際、初動対応から復旧・復興までを国等関係機関と一体となって対応した経験がある。また、本県はすでに、南海トラフ地震発生時の九州地域における政府の現地対策本部の設置場所や国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点、調整役を担う九州地方知事会の会長代行県に選定されていることに加え、平時から各種訓練や施設整備に取り組むなど、広域防災拠点としての機能強化を着実に進めている。こうした優位性を有する本県に防災庁の地方機関である防災局が置かれることで、災害対応の即応性が高まり、九州さらには日本全体の防災力向上に貢献できることから、本県に防災局を設置いただきたい。
- 2 「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げる本県では、国や九州・山口各県等の関係機関と連携し、南海トラフ地震を想定した広域的な防災訓練を継続して実施しているところ。
大規模広域災害発生時に被災県への迅速な支援を行うことができるよう、本県の広域防災拠点としての機能を高めるためには、実践的かつ効果的な訓練を今後も繰り返し実施していくことが必要である。そのため、訓練に係る国からの継続的な技術的支援及び財政支援をお願いしたい。
- 3 阿蘇くまもと空港は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、大規模な広域防災拠点として位置付けられていることに加え、令和6年8月には熊本港及び八代港とともに「特定利用空港・港湾」にも選定された。大規模広域災害発生時には、隣接する高遊原分屯地と連携し、救援物資の輸送等を実施することが想定される。
阿蘇くまもと空港において、効果的な広域支援を実施するため、大規模な物資の搬送等に備えて、高遊原分屯地に大型輸送機が駐機可能となるよう駐機場の強化をお願いしたい。
- 4 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の整備推進をお願いしたい。（138頁参照）
- 5 近年の激甚化・頻発化する災害に備え、本県も防災行政無線の衛星系として、地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの整備を行っており、現行の第2世代システムから円滑な移行が可能なるよう、全都道府県の整備状況を踏まえて第2世代システム運用の期限延長をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、南海トラフ地震等大規模広域災害の発生に備え、九州における広域防災拠点としての役割を果たすため、防災センターの整備や広域応援訓練による機能強化を図っている。

また、令和7年5月には、南海トラフ地震発生時に甚大な被害が予想される宮崎県に代わって九州地方知事会会長県の役割を代行することが決定した。

九州地域における政府現地対策本部の本県への設置や、国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点として本県施設が選ばれるなど、これまでの取組や姿勢が評価されるとともに本県が持つ地理的優位性等への期待が高まっていると認識している。

- 2 国の地震調査委員会において、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が60%~90%程度以上と公表されているなど、大規模広域災害への対応力の確保が急務。

また、令和7年2月には、九州地域における国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点（県消防学校の備蓄倉庫）に選定され、協定を締結し、国と連携を図りながら物資供給拠点としての役割を担うなど、本県の九州における広域防災拠点機能の重要性は高まっているところ。本県においては、南海トラフ地震を想定し、県外応援に特化した広域的な訓練を継続して実施しているところであり、令和7年10月に実施した南海トラフ地震広域応援訓練では、内閣府防災から訓練計画への助言や訓練への参加をはじめ、訓練における国の新総合防災情報システム（SOBOWEB）の活用に向けた支援等の技術的支援をいただいた。今後も、繰り返し訓練を実施し練度を高めていくためには、国の技術的支援及び財政支援が必要である。

- 3 本県は「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に総合防災航空センターや防災駐機場等を整備した。また、令和5年5月には、九州における広域災害対応を見据えた新たな県防災センターの運用を開始した。

阿蘇くまもと空港については、令和5年3月に耐震性を有する新しいターミナルビルが完成するなど機能強化が図られている。

陸上自衛隊高遊原分屯地においては、大型輸送機の駐機が可能となるよう駐機場の舗装強化の検討が行われているが、省内調整等に時間を要している状況で、予算化に至っていない。

南海トラフ地震発生等に備え、拠点機能の強化を早急に推進する必要がある。国として取組みを加速していただく必要がある。

- 4 本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うための機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路の整備が急務である。（138頁参照）

- 5 本県が、九州の広域防災拠点として活動を行うためには、国や各県、被災自治体との確実な連絡が必要不可欠であり、消防庁が令和元年に行った「災害に備えた次世代の衛星通信システムの実証事業」や消防庁国民保護・防災部防災情報室長からの「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」（令和3年1月22日付け消防情第30号）の通知も踏まえ、本県では、災害の影響を受けにくい衛星通信を用いた非常用通信手段として地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの整備を行っている。

現在運用中の第2世代システムは、地域衛星通信ネットワークの運営団体である自治体衛星通信機構から令和9年度まで運用を行う旨の通知が出されており、その期限までに第3世代システムへ移行する必要があるため、令和8年度以降も本県を含む約半数の22道府県での整備が予定されている。また、第3世代システムは、総務省消防庁や都道府県、市町村等を接続する専用の衛星通信回線であることから、自治体衛星通信機構が定めた標準規格書に基づく専用の機器を導入する必要があり、整備にあたっては、指定業者からの購入となる。

しかしながら、本県では、令和4年度から工事設計に着手し、順次、整備工事を進めていたが、令和8年2月に突然、自治体衛星通信機構において、第3世代システムの無線送信機やパラボラアンテナの標準規格書の見直しを行っている旨の説明があり、当該機器の調達が困難になったことから、工事契約の解除を行うなど混乱が生じた。また、新規格の機器出荷に多くの時間を要することから、令和9年度の移行期限までに整備が完了できない可能性が高く、全都道府県の移行が完了するまで第2世代システムの運用継続が必要である。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省】

- 1 公立社会教育施設の災害復旧等に対する新たな国庫補助制度の創設
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【提案・要望の内容】

- 1 特定地方公共団体の基準に該当しない公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度創設をお願いしたい。
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、今後同様の被害が生じても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなるため、財源の確保に時間を要し、速やかな復旧が困難な状況である。
- 2 公立社会教育施設は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない地方公共団体でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に取り扱うべきであるとする。

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等

【内閣府】

提案・要望事項

一部地域において同制度の適用対象となる自然災害の発生時において、同一災害により被災した全ての市町村が支援の対象となるよう適用要件の緩和

【提案・要望の内容】

令和7年8月豪雨では、被災世帯数によって被災者生活再建支援制度の対象とならない市町村が出たことから、一部地域において同制度の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、被災者救済が平等に行われるよう、同一災害により被災した全ての市町村が支援の対象となるよう見直していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

人的被害

死者：6名、行方不明：1名

住家被害

全壊：28棟、半壊：2,699棟、一部損壊：5,868棟

床上浸水：10棟、床下浸水：63棟 ※令和8年5月8日現在

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
被災者生活再建支援制度の適用要件等の緩和等	下記のとおり (熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、甲佐町、氷川町)	対象要件の緩和 (全県適用)

【被災者生活再建支援金の適用要件】

- ① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち第1号又は第2号を満たす自然災害が発生した市町村
 ※ 市町村や都道府県の人口に応じた滅失世帯数による（住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる）
- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した市町村
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - 〔全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
 - 〔全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

3 要望理由

- ・ 令和7年8月豪雨では、床上浸水による被害が多く発生しているものの、全壊の被害は少ない状況。
- ・ 上記2の【被災者生活再建支援金の適用要件】は「全壊」に特化した要件が多いため、同一災害による被災であるにもかかわらず被災者生活再建支援制度が適用されない市町村が出たことから、適用要件の見直しについて要望するもの。
- ・ 具体的には、災害救助法が適用されるほどの災害が発生し被災者生活再建支援制度の対象となる市町村がある場合、同一災害により被災した他の市町村についても、全て同制度の対象とすることで、市町村間の公平性を図る必要がある。（あるいは、上記2の【被災者生活再建支援金の適用要件】の②以下についても、床上浸水3世帯をもって全壊1世帯とみなすなどの見直しをすることで、市町村間の不公平感を緩和する必要がある。）

災害救助法における「被災した住宅の応急修理」の制度見直し

提案・要望事項

【内閣府】

- 1 住宅の応急修理における修理対象範囲及び費用限度額の見直し
- 2 応急仮設住宅入居後も住宅の応急修理の申込みを認める運用の見直し

【提案・要望の内容】

- 1 災害救助法における「被災した住宅の応急修理」は、日常生活に必要な最小限度の部分のみを応急的に修理するものとされ、その対象が詳細に定められているため、被災者への説明や施工業者との調整等に時間を要し、被災自治体職員の事務負担が非常に大きく、災害時の迅速な被災者支援の隘路となっていることから、現在の基準で標準的な設備であれば認めるなど、現行の「最小限度の部分の修理」に限定された対象範囲を見直していただきたい。また、近年の物価高騰や労務費の上昇に加え、住宅の高性能化に伴い修理費用が高額化しているため、費用限度額の引き上げをお願いしたい。
- 2 応急修理制度利用者は、修理期間中の一時的な住まいとして応急仮設住宅を使用することができるが、応急仮設住宅入居前に応急修理の申込みを行う必要があり、入居後の申込みは認められていないため、先に応急仮設住宅に入居した場合であっても、応急修理の申込みができるよう見直しをお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 「被災した住宅の応急修理」は、平成28年熊本地震で約33,000件、令和2年7月豪雨で約2,200件、令和7年8月豪雨で約1,300件（令和8年5月1日現在）と利用件数が非常に多い制度である。

しかし、本制度は「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」と定められ、対象となる修理内容が非常に詳細かつ複雑に設定されており、被災者や施工業者、被災自治体職員が制度内容を正確に理解するまでに時間を要し、施工業者による見積書等の書類や写真の再（追加）提出が頻繁に発生するなど、被災自治体は、調整や苦情対応に追われ、事務負担が極めて大きい。

また、対象として示されていない修理については、個別に内閣府に相談することになっているが、住宅の構造の多様化等により、問合せ件数も多い状況である。

今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においては、類例のない膨大な申請規模になることが見込まれ、このままでは対応可能な限度を超え、制度運用に重大な支障が生じる懸念がある。

なお、令和2年7月豪雨の半壊以上の実績をみると、約9割のケースで限度額（現在の限度額は半壊以上の場合739千円）以上の修理費がかかっており、床上浸水した住宅が本制度のみで、床、壁、住宅設備等の修理をすべて実施できることは少なく、多くの被災者は自費で別途修理を行っているのが実情である。

<応急修理の修理金額>（令和2年7月豪雨における人吉市の事例）

平均修理金額：2,852,530円（令和3年6月2日時点の完了分 半壊以上970件の平均）

1世帯あたりの限度額（令和2年当時595千円）以上の修理費を要した割合 約89.8%

<応急修理の対象とならない事例等>

- ・ 畳、フローリング、壁紙、襖、障子の仕上材のみの貼替え（クッションフロアのみ交換、下地板や木枠も同時に修理する場合は対象）
- ・ 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器等）のグレードアップ（変更する設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認し、交換前の品番、機能等を写真で撮影するなど、グレードアップではないことを示す必要がある）
- ・ 汲取式トイレから水洗式トイレへの変更、便器が大と小の2つある場合における小便器の修理
- ・ 日常生活に支障のない部屋（仏間や客間など）の修理 等

2 応急修理制度利用者の応急仮設住宅への入居については、令和2年7月の内閣府通知により認められたものの、令和7年7月の改正により、既に応急仮設住宅に入居している被災者は、応急修理を申し込むことができない制度とされた。

しかし、被災者は、まず安心して生活できる一時的な住まいを確保した上で再建方法の検討に着手するのが一般的であり、現行制度では、先に応急仮設住宅に入居した者が応急修理を利用できず、再建の遅れにつながるおそれがある。

また、応急修理の申込みには見積書が必要となるため、見積書作成に時間を要した場合、応急仮設住宅への早期入居がかなわず、避難所等での避難生活が長期化する可能性がある。

なお、令和2年7月豪雨時は、応急仮設住宅入居後の応急修理申込みが可能であったが、応急仮設住宅を先に申し込んだ約7割の世帯についても応急修理完了が遅くなることはなく、修理完了後は速やかに退去されている。

<応急修理期間中における応急仮設住宅使用状況>（令和2年7月豪雨の事例）

応急修理期間中の応急仮設住宅入居世帯	111 世帯
うち応急仮設住宅を先に申し込んだ世帯	76 世帯 約70%

女性の社会参画の加速化

提案・要望事項

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 地域の取組を幅広く、継続的に支援する制度の充実
- 2 新たな基金の創設等の国の積極的な取組

【提案・要望の内容】

- 1 女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず力を発揮できる社会づくりが必要である。これまで以上に各地域の実情に応じた様々な取組を幅広く、継続的に支援する制度の充実をお願いしたい。
- 2 女性が活躍する社会づくりによって、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化する力につながることを期待される。新たな基金の創設等、女性の社会参画加速化を継続的・安定的に進めるための積極的な取組をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 国においては、令和7年6月に決定した『女性版骨太の方針2025』により、「女性の起業支援」、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」、「性差を考慮した生涯にわたる健康への支援」等の施策が強化され、また、男女共同参画センターの機能強化を図るための法律の公布等、女性活躍の加速化に向けた動きが示されている。

本県でも、令和8年（2026年）に「第6次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成」等を基本方針に掲げ、各種施策を進めることとしているが、固定的な性別役割分担意識や女性管理職への登用等の課題があるため、意識改革、就業環境整備、人材育成等に継続して取り組むほか、多様な働き方の選択肢として、起業の支援に取り組むこととしている。

- 2 本県では、上記計画の目標達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し各種取組を推進しているが、事業の不採択もあり、必要と考える事業の実施が困難となっている。事業効果の定着には、新規性や短期的な成果の追求ではなく、県内市町村も含め継続的な取組が不可欠であるため、同交付金の総額を拡充するとともに、地域の実情に合わせて活用しやすくするほか、女性が活躍する社会づくりを継続的・安定的に進めるための新たな基金の創設等、国において積極的に取り組んでいただきたい。

【交付金を活用した取組】



「ヒゴロッカサミット 2025」

※ 男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラム、アワード、若年層向け交流会を実施。

あさりの産地偽装対策に対する支援

提案・要望事項

【内閣府、農林水産省】

- 1 国によるトレーサビリティ制度の構築
- 2 書類保存の義務化
- 3 育成（養殖）あさりの表示義務化
- 4 資源回復に向けた生産技術の早期普及と取組支援

【提案・要望の内容】

- 1 国において、産地偽装を防ぐため、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物等におけるトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国においてトレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のトレーサビリティシステム（監視業務、システムの運用、DNA分析経費等）への予算措置をお願いしたい。
- 2 あさりの原産地表示に関する書類の保存義務化について、食品表示法などにおいて法的に位置付けるとともに、保存期限についても、一定期間（3年間程度）を設定していただきたい。
- 3 外国産あさりを国内で育成（養殖）し、「長いところルール」を適用して育成地を原産地として表示するあさりについては、消費者が純粋な国産あさりと明確に区別できるような表示を義務化していただきたい。
- 4 産地偽装が行われる背景には、天然あさりの減少があり、今後、産地偽装を根絶するためには、天然あさりの資源回復が必要である。このため、水産庁が進めている技術開発においてあさり資源の回復に効果があると認められたものについては、速やかに現場普及を行うとともに、現場での展開に当たっては、必要となる予算措置を行うなど、積極的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 農林水産物に対する消費者からの信頼を得ていくためには、国内産、外国産問わず産地を正しく表示する仕組みを構築することが不可欠である。熊本県産あさりについては、本県独自の流通・販売体制の仕組みづくりを行い、その信頼性向上に努めているところであるが、本県だけの取組には限界がある。そのため、国においては、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物及びその加工品のトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国において、トレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のシステムにより、県産あさりの産地偽装を抑止していく必要があることから、その運用に係る予算措置が必要である。
- 2、3 あさりの産地偽装対策に関する本県の緊急要望を契機に、令和4年3月に国は、蓄養を「長いところルール」から除外する見直しを行った。しかしながら、引き続き長いところルールが適用される場合があり、産地偽装を根絶するためには、育成（養殖）や蓄養、さらにはいわゆる下関ルートなどを悪用した産地偽装が起らないよう取り組む必要がある。
- 4 あさりの資源回復に向けては、国や有明海沿海の3県と連携して有明海の産卵用母貝団地の形成に取り組み、その効果として、浮遊幼生の発生数は増加傾向にある。しかしながら、稚貝から成貝になる前に漁場から消失することから、生産につながっていない。

このような中、水産庁において、高密度着生稚貝を低コストに移植する技術や、漁業者の利便性を考慮した技術開発が進められており、得られた成果については、早期に現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど積極的な支援が必要である。

地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保

提案・要望事項

【内閣府、財務省】

地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保

【提案・要望の内容】

消費生活相談体制の充実、消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないように、新たな交付金制度の財源の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、交付金を活用して、全市町村に消費生活相談窓口を設置し体制の充実を図ってきた。令和7年度調査における本県の住民10万人当たりの消費生活相談員数は5.4人で、全国平均の2.7人を上回っており、全国3位の状況である。

一方で、近年、高齢化の進行やデジタル化の進展等に伴い、相談内容も複雑かつ多様化している。県内でも高齢者からの相談の割合が約34%と高く、インターネット通信販売に関する相談が約25%を占めている。

このような状況を踏まえ、今後も県民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、県民に身近な市町村における相談体制を引き続き充実していくことが非常に重要と考える。

また、本県における高度・専門的な消費者問題対応の先駆的取組等として交付金を活用し実施する事業の1つに、多重債務者等への生活再生総合支援事業がある。本事業は、「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)に基づき、相談者に寄り添った家計見直しの助言や債務整理に関する法律相談など伴走型の支援を行うものである。平成22年度の事業開始当初からの債務整理額等が約100億円にのぼるなど相談者の生活再生に効果を上げており、多重債務者対策として大きな役割を果たしている。

本県においては、令和8年3月に「第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」を定め、消費生活相談体制の充実や多重債務者対策はもとより、高齢者等の被害防止のための見守り活動や、幅広い世代への消費者教育、消費者トラブルに係る周知啓発など、市町村、関係団体と連携し消費者行政の推進に取り組むこととしているため、新たな交付金制度の財源の確保をお願いしたい。

こどもを安心して産み育てる施策の充実

【内閣府、総務省】

提案・要望事項

- 1 こども・子育て政策の充実に係る地方財政支援
 - (1) 幼児教育・保育、副食費及びひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料の無償化
 - (2) 人口減少地域における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
 - (3) 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設
 - (4) 不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設
 - (5) こども・若者等に意見を聴く取組みの支援
- 2 先天性代謝異常等検査の公費検査対象疾患の追加

【提案・要望の内容】

- 1 こども家庭庁の創設を機に、本県としても市町村と連携しながらこども・子育て政策の充実に
図る必要がある。地域間格差が生じることのないよう地方財政措置の拡充を含めたこども関連予
算を拡大するとともに、特に以下の項目について、財源の安定確保及び制度の拡充をお願いした
い。
 - (1) 子育てに係る経済的負担を軽減し、切れ目なく全ての子育て世帯を応援するため、幼児教
育・保育の無償化の対象となっていない住民税非課税世帯以外のこどもの保育料の無償化及
び副食費の支援をお願いしたい。また、所得に関係なく発生する放課後児童クラブの利用料
のうち、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等の特に支援を必要とする家庭の利用料につ
いて無償化をお願いしたい。
 - (2) 人口減少地域においても施設を安定的に運営できるよう、現下の課題に対応した公定価格
となっているかの検討をお願いしたい。特に、運営費に占める割合が少数定員園ほど大きい
主任保育士専任加算について、公定価格上の配置基準に含み、専任を必置化するよう見直し
を行うなどの支援制度の拡充をお願いしたい。
 - (3) こどもに対する医療費助成については、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が
生じており、自治体によってこどもが受けられる助成内容に差が生じることは望ましくない
ため、国において全国一律のこどもの医療費助成制度の創設をお願いしたい。
 - (4) 不妊治療のうち、保険診療と同時に行われる先進医療について、早期に保険適用を行っ
ていただくとともに、保険適用されるまでは、医療費に対する支援をお願いしたい。
 - (5) こども・子育て政策を進める上で重要なこども・若者等からの意見聴取について、ガイド
ラインの周知やファシリテーターの派遣の支援だけでなく、こども計画を策定した後も含め
て財政支援をお願いしたい。
- 2 新生児のうちに先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・療育することで重篤な症状や
心身の障がい、発達不良等を予防し、こどもの健やかな成長を促すため、現在の公費検査 20 疾
患に加えて、脊髄性筋萎縮症（SMA）、重症複合免疫不全症（SCID）、ライソゾーム病（L
SD）について、公費検査の対象項目として追加していただきたい。

【現状・課題】

- 1 こども・子育て政策の強化においては、その役割の多くを担う地方自治体と連携して課題を解決し、支援していくことが重要であり、そのためには十分かつ安定した財源の確保及び制度の拡充が必要である。また、令和6年（2024年）3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、適切に財源を確保すべきである。
 - (1) 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳から5歳までの全てのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこども等が対象とされたが、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外のこども等は対象となっておらず、また、副食費についても、一部のこどもだけが免除となっていることから、保護者に経済的負担が生じている。

また、放課後児童クラブについては「放課後児童対策パッケージ2026」に基づき、放課後児童クラブの計画的な整備が進められているものの、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、小学校入学とともに、放課後児童クラブの利用料が所得に関係なく発生するため、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等など、やむを得ずこどもが一人で留守番をするケースもある。
 - (2) 主任保育士専任加算は、主任保育士が保育計画の立案や地域の子育て支援の業務に専任できるよう、代替保育士等を配置するための加算が設けられているが、その要件の中には乳児が3人以上利用している施設であることという少数定員施設では厳しい要件が含まれている。このことをはじめとして、現在の公定価格が人口減少等の課題に対応しているか、また現状に即した単価設定となっているかの検討が必要である。
 - (3) こどもに対する医療費助成については、令和7年4月1日現在で、13府県が入院・通院に係る医療費を就学前まで助成しており、33都道府県が入院又は通院に係る医療費の助成対象を小学生以上とするなど全国的な取組みとなっているが、各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているのが現状。
 - (4) 不妊治療については、令和4年4月から保険適用になったが、治療の効果を高めるために実施される先進医療は全額自己負担であり、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もある。保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しが必要である。また、現時点では先進医療について、自治体独自に医療費助成が行われているが、自治体の財政状況によって差が生じている。
 - (5) こども・若者等からの意見聴取については、令和6年度の「こどもまんなか熊本・実現計画」（こども基本法に基づく県こども計画）の策定に当たって、本県は、アドボケイトの協力も得つつ、こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方々等から多くの意見を聴取し、計画に反映させたところ。こども基本法第11条に基づき、計画策定後も引き続きこども・若者等からの意見聴取を継続的かつ安定的にこども・子育て政策に活かしていく必要があるが、アドボケイト等から十分な協力を得つつ意見聴取を行うのは財政上の制約に直面する。
- 2 先天性代謝異常等検査においては、熊本県は検査機関との連携のもと、県内産科医療機関の協力により、全国で最も早く拡大スクリーニングの検査体制を確立し、SMA、SCID、LSDの3疾病への検査について全国初の公費助成を実施していたところ。現在は、「新生児マススクリーニングに関する実証事業」により、SMA、SCIDが補助対象疾患となったことから、県の公費助成対象疾患を左記の2疾患としている。今後、SMA、SCIDについて公費検査対象疾患への追加が検討されるが、LSDについても早期治療の効果が認められるため、3疾病を公費検査の対象項目へ追加すべきである。

こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実

【内閣府、総務省、文部科学省】

提案・要望事項

1 保育士・幼稚園教諭等への支援の拡充と人材確保策の推進

- (1) 保育士等配置に係る新たな加算制度等の創設
- (2) 保育士・幼稚園教諭等の育児休業等の取得促進に向けた支援制度等の創設
- (3) 保育士修学資金の貸付対象期間の拡充
- (4) 保育補助者雇上費貸付けの返還免除条件の緩和
- (5) 保育士が養育する就学前児童の保育料の貸付制度の見直し
- (6) 潜在保育士の再就職支援に向けた支援制度の拡充
- (7) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

2 社会的養育が必要なこどもたちへの安全・安心な生活に必要な児童養護施設等における職員体制の充実

【提案・要望の内容】

- 1 こどもの権利と尊厳を守り、ウェルビーイングを高めるためには、幼児教育・保育に携わる職員が、こどもに笑顔で接することができる環境を整えることが必要である。そのための人材確保等の課題解決に向けた制度の創設及び拡充をお願いしたい。
 - (1) 幼児教育・保育の質の向上や、特別な配慮を要するこどもの増加等により、保育士一人当たりの負担が増加しているほか、年度後半に向けて高まっていく保育需要に対応する必要もあり、現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合の新たな加算制度等（1歳児の配置を4:1等）の創設をお願いしたい。

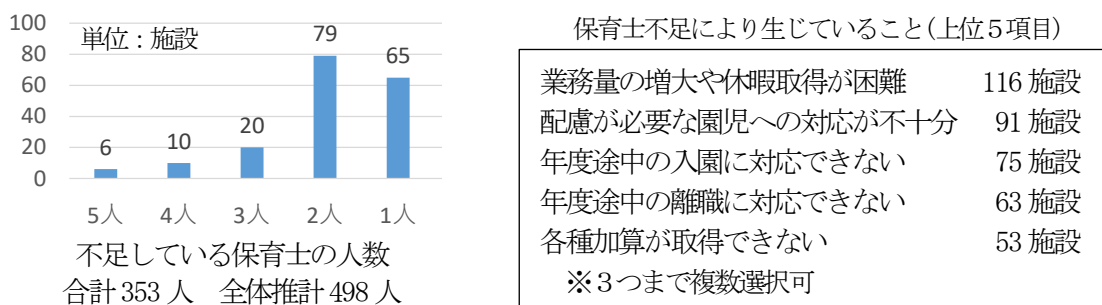
また、人口減少地域において、園児数が20名に満たない保育所等の運営維持のため、柔軟な制度運用や基礎的経費の補助等の創設をお願いしたい。
 - (2) 保育士・幼稚園教諭等の産前産後休暇や育児休業、年休・休憩の取得促進のため、保育士等を代替的に雇用する施設に対する支援制度の創設等をお願いしたい。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の人材確保のために、現在行われている2年間の修学資金の貸付期間について、2年超の修学期間が設定されている養成校入学者には、貸付期間が修学期間と同じ期間となるよう制度の見直しをお願いしたい。また、養成校を卒業後、保育園以外の施設に就職する場合も対象となるケースがあるため、名称を「保育士等修学資金」に変更をお願いしたい。
 - (4) 保育補助者の雇上げを行う施設等への貸付けについて、保育補助者から保育士へとなる人材確保への後押しとなるよう、貸付終了後1年以内に保育士資格を取得しなければ返還免除とならない条件を、期間延長により緩和していただきたい。

- (5) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付について、貸付額及び貸付期間の拡充について制度の見直しをお願いしたい。
- (6) 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援を強化するため、保育士登録情報がマイナンバーにより更新できるよう早期の法令等の改正をお願いしたい。
- (7) 保育園・幼稚園教諭等について、これまでの処遇改善等加算措置の取組みにより、給与改善が進められてきたものの、依然として他産業平均との給与差があることから、質の高い幼児教育・保育を実践するために、また、高い専門性を持つエッセンシャルワーカーに見合うよう、更なる処遇改善をお願いしたい。
- 2 児童養護施設等に入所しているこどもたちが、より家庭的な環境の中で生活ができ、必要な支援が十分に受けられ、安全・安心な生活ができるよう、必要な職員定数及び加算職員の定数設定について、要保護児童の実情を踏まえた柔軟な見直しを行い、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費として財政措置が行われるようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国と同様に、本県では、保育士の有効求人倍率が全職種の平均を上回る状況や指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、幼児教育・保育人材の確保に大きな課題がある。さらに、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士配置基準の改善や、こども誰でも通園制度の創設などにより、人材確保策の推進が急務となっている。そのため、国と地方自治体が連携して取り組むために、補助事業や制度の拡充、創設が必要である。

- ◆ 熊本県保育士不足に関するアンケート：R5. 12. 13～12. 25 実施
対象：県内 444 認可保育所、回答総数 315 施設（回答率 70. 9%）



- (1) 保育士の配置基準については、3歳児は給付費等の加算制度（20：1→15：1）が既に設けられている。4・5歳児の職員配置基準の改善（30：1→25：1）及び加算制度が令和6年度に、1歳児についての改善した場合の加算制度等（5：1以上）が令和7年度に実施されたが、より一層の改善が必要である。

また、乳児及び1・2歳児の保育所等への入所が増加している中、調理従事職員についても、離乳食や食物アレルギーへのきめ細かな対応が求められている。よって、保育士及び調理従事職員の加算制度の創設により、負担軽減を図る必要がある。さらに、無償化等に伴う事務量の増加による負担が増している事務職員についても専任職員1名分の人件費の確保が必要である。

保育士についても、年度途中に入園する乳幼児が多く見込まれる施設において、年度当初から保育士を雇用し、年度後半においてもなるべく待機児童が発生しないように取り組んでおり、加算制度等の創設により実態に見合う改善が求められる。

- (2) 育休等の取得を予定している保育士と代替保育士が同時に配置される期間や復帰後の配置などを継続することで費用が高くなることから一定の負担軽減が必要となる。また、保育士不足により生じる課題として最も回答の多かった項目は「業務量の増大や休暇取得が困難」とな

っており、保育士の負担軽減を図る必要がある。

- (3) 令和7年度保育士修学資金貸付事業対象者88人のうち、4年制大学の人数は30人となっている。専門性を高めていく基盤となる人材育成や、高校生等への進学支援のためには、4年間の貸付期間の拡充が有効である。補助金の名称については、制度の対象となるにもかかわらず、幼保連携型認定こども園等への就職控えが発生しているとの声もあり、「保育士等修学資金」と名称を変更する必要がある。
- (4) 施設等が保育士資格を持たない保育補助者を雇い上げる場合、3年間を限度として雇上げ費用を貸し付ける制度（年額上限2,953千円）については、貸付終了後1年以内に保育士資格を取得できなければ、返還免除とはならない。保育士試験の受験資格は、高校卒業者の場合、実務経験が2年必要であるため、この場合、実質2年以内に保育士資格を取得しなければ返済免除とはならず、施設等にとっては利用しづらい。多様な保育士人材確保策が必要な中、保育補助者から保育士へとなる人材の確保は有効であることから、当該貸付けの免除条件の緩和により施設側にとって使い勝手の良い制度とすることが必要である。
- (5) 県内の保育所等に再就職又は育休から復帰する保育士に対する未就学児の保育料の貸付額については、現在、半額（月額上限27千円）となっている。また、貸付期間は、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間が限度となっている。貸付額や期間を拡大することで、配置基準の見直しや、こども誰でも通園制度の実施、配慮が必要な子の増加等による保育士不足に対し、潜在保育士の再就職支援や離職防止対策として有効である。
- (6) 令和7年10月に保育士・保育所支援センターが法定化され、都道府県は潜在保育士の再就職の支援等を行うための必要な体制の整備を行うこととされたが、潜在保育士に再就職を働きかける取組みを強化するため、保育士登録情報についてマイナンバーによる情報連携・更新ができるよう法令等の改正が必要である。

(7) 熊本県 全職種：年収4,607.6千円（R7年度）
保育士（男女）：年収3,684.5千円 年収差▲923.1千円（月額差▲76.9千円）
幼稚園教員・保育教諭（男女）：年収4,205.5千円 年収差▲402.1千円（月額差▲33.5千円）

2 社会的養育が必要な児童については、里親等による家庭的な養育を推進している。しかし、里親等による養育が困難な児童も存在しており、その場合には、小規模化、地域分散化された児童養護施設等で、可能な限り家庭的環境で養育を行っている。

近年、施設入所児童は、虐待の影響などで医療的なケアが必要な児童が増加しており、各施設では、服薬管理、発作時や病院受診時の対応など、支援が必要な児童への適時、適切な対応が課題となっている。

各施設では、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費の支弁が認められる範囲で看護師などの必要な職員を配置しているが、入所児童への支援はもとより、家庭的な養育環境の確保や施設の多機能化などの取組みにより業務量が増大、マンパワー不足に苦慮している状況。

このため、児童入所施設措置費の支弁対象となる職員数については、支援対象児童の数に応じた累進的設定を行うなどの見直しを行い、各施設の実態に応じた柔軟な職員配置を可能にし、入所児童の最善利益に資する生活環境を整える必要がある。

地方税財源の充実確保

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- 1 地方財政計画の歳出総額と地方一般財源総額の充実確保
 - (1) 地方財政計画の歳出総額と地方一般財源総額の充実確保
 - (2) 地方税財政に大きな影響を与える制度見直しに伴う代替財源の確保
- 2 国の新たな予算編成方針に係る適切な対応
- 3 持続可能な地方交付税制度の確立
- 4 安定的な地方税体系の構築
- 5 過疎対策の充実強化及び公共施設の長寿命化等の推進
- 6 公立病院の経営安定化支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 令和8年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加、官公需の価格転嫁、地方創生・人口減少対策、国土強靱化、インフラ老朽化対策等に係る歳出増を踏まえ、歳出総額と地方一般財源総額について、前年度を上回る水準が確保されたところ。

令和8年度以降も、引き続き、社会保障関係費の増加に加え、物価高等を踏まえた価格転嫁、金利上昇の影響、給与改定への対応など、避けることができない歳出増が見込まれるとともに、国土強靱化やインフラ老朽化対策等の重要課題への対応、地方創生・人口減少対策など地方の実情に沿ったニーズへの対応も求められている。

これらの事業に円滑に取り組むとともに、地方創生に向けた兆しのある本県において将来に向け発生する投資事業に躊躇なく取り組めるよう、引き続き、地方財政計画の歳出総額及び安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。
- (2) 消費税は交付税原資も含めると税収の約4割が地方の財源となっており、社会保障の充実・安定化を支える貴重な財源である。そのため、消費税減税を実施する際は、時限的な減税であっても、地方に負担を転嫁することがないよう国の責任において確実な代替財源を措置していただきたい。

ガソリン税等の暫定税率、自動車税環境性能割廃止に伴う令和8年度の減収については、地方特例交付金で全額補填されることが示されたが、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、代替の恒久財源を確保いただきたい。

「年収の壁」の更なる見直しについては、今後、個人住民税の諸控除等について検討がなされる場合は、地方が担う行政サービスに支障を来すことのないよう、事前に地方の声を確認しながら、国の責任において代替となる恒久財源の確保の必要性も含めて丁寧に議論を進めていただきたい。
- 2 国において、補正予算が組まれることを前提とした予算編成ではなく、必要な予算を可能な限り当初予算で措置することが実現した場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となることが期待される一方、必要な事業量に対する十分な予算の確保や有利な起債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

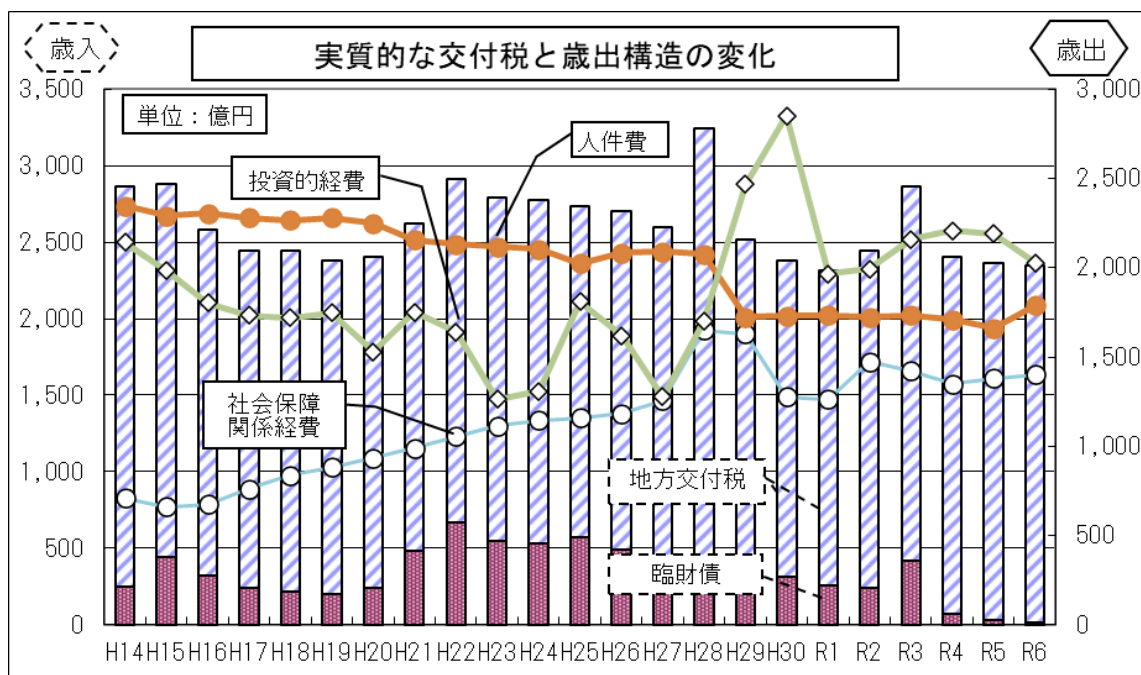
これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靱化やインフラ老朽化対策、半導体

関連産業の集積に伴うインフラ整備などの投資事業等に引き続き躊躇なく取り組めるよう、必要な事業量に対する当初予算での十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化をお願いしたい。

- 3 地方交付税については、その総額を確保するとともに、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、引き続き臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- 4 償却資産課税、ゴルフ場利用税、収入金額課税については、地方財政を支える貴重な財源となっているため、現行制度を堅持（なお、償却資産課税にあつては、特例措置の確実な終了）していただきたい。また、自動車関係諸税に関する今後の検討にあつては、道路ネットワークの改良や維持補修等行政サービスの提供に必要な貴重な財源であることを十分に踏まえ、税財源を確実に確保していただきたい。
- 5 過疎市町村を取り巻く状況は人口減少や少子高齢化の進展等により厳しさを増しているが、過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する、水道未普及地域の解消や大型ごみ処理施設の集約などの必要な生活基盤の整備、地域医療の確保等住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る事業について躊躇なく取り組めるよう、過疎対策事業債の必要額（ハード分、ソフト分）を確保していただきたい。
また、自治体が長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、令和8年度に期限を迎える公共施設等適正管理推進事業債を延長していただきたい。
- 6 公立病院を取り巻く環境は厳しさを増している中、令和8年度においては、診療報酬のプラス改定、地方財政措置の拡充がなされたところ。しかしながら、職員給与費や物価高騰による材料費の上昇の影響は大きく、公立病院は経営改善に取り組んでもなお極めて厳しい経営環境が続くことが見込まれる。こうした状況を踏まえ、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むよう、総務省からも引き続き厚生労働省に働きかけていただきたい。
また、都市圏と比べ、人口減少・少子高齢化が急速に進む地方において、必要な医療を継続的かつ安定的に提供できるよう、地域の実情に合わせた地方財政措置の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1、2、3 これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの懸命な歳出削減努力により吸収してきたが、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨災害と相次ぎ大規模災害に見舞われ、災害関係の県債償還が本格化する中、本県の財政運営は、厳しい状況にある。



その中で、消費税は地方にとって社会保障制度の基盤となる極めて重要な財源であり、減税による減収となれば社会保障制度の維持が困難となる。

また、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等への財政需要が今後一層高まることが見込まれており、財源を安定的に確保していく必要がある。その中で、「ガソリン税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止」は、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じる恐れがある。

「年収の壁」に係る個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方税財源への影響等を総合的に勘案され、給与所得控除のみ9万円引き上げられることとなり、地方財政に与える影響は限定的なものにとどまったものの、令和8年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）において、「今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う」とされているところ。

加えて、令和8年2月20日の施政方針演説にて「毎年補正予算が組まれることを前提とした予算編成と決別し、必要な予算は可能な限り当初予算で措置することに向けて取り組む」旨の考えが示された。当初予算への一本化が実現した場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となることが期待される一方、投資事業等の必要な事業量に対する十分な予算の確保や有利な起債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靱化やインフラ老朽化対策、さらには半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備等の投資事業を引き続き推進するためには、国による当初予算での十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化が必要。

（参考：R7年度補正予算債の起債が叶わず、従来の事業債での起債となった場合、交付税措置額は約20億円の減額となる。）

- 4 市町村税の基幹税目である償却資産課税の縮減・廃止は、市町村の財政運営に極めて重要な影響を及ぼすことから、地方六団体からも現行制度堅持、特例措置の確実な終了等の強い要望が行われている（令和6年度県内市町村決算額：256億円）。

ゴルフ場利用税の7割は、ゴルフ場所在の市町村へ交付されている。本県のゴルフ場所在市町村の多くは中山間地域であり、とりわけ財政基盤が弱い市町村にとっては、貴重な財源となっている（令和6年度決算：6億円）。

また、自動車税は県税収の基幹税であり、大綱においても「令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。」とされている（令和6年度決算：240億円）。

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、長年、地方税収の安定化にも大きく貢献している。大綱においても「地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている（令和6年度決算：28億円）。

5 過疎対策の主な財源である過疎対策事業債について、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は以下のとおりとなっている。

ハード分の内示率は、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%、令和6年度が78.6%、令和7年度が81.2%という状況にある。

ソフト分の内示率は、各過疎団体の発行限度額内においては100%となるが、現行の発行限度額を最大2倍まで引き上げる運用の弾力化については、令和6年度、令和7年度においては、ハード事業の年間所要額が地方債計画額を超過する見込みであるため実施されていない。

単位：百万円

各年度内示率	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率
過疎債（ハード）	11,119.2	11,109.9	99.9%	18,877.1	16,947.6	89.8%	19,514.7	16,695.3	85.6%	20,303.3	15,952.3	78.6%	22,745.8	18,480.6	81.2%
過疎債（ソフト・限度内分）	2,067.7	2,067.7	100.0%	2,262.7	2,262.7	100.0%	2,395.9	2,395.9	100.0%	2,478.9	2,478.9	100.0%	2,367.5	2,367.5	100.0%
過疎債（ソフト・限度超分）	147.5	66.1	44.8%	168.1	72.9	43.4%	555.1	205.8	37.1%	実施なし			実施なし		

公共施設等適正管理推進事業債については、県・市町村ともに多く活用しており、市町村等からも延長について強く要望されているところ。

公共施設等適正管理推進事業債同意実績 (単位：億円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県	41.4	33.0	61.6	97.8	78.1	105.0
市町村	19.9	24.5	14.9	16.9	29.3	47.2

6 公立病院の経営状況については、職員給与費、材料費等の医業費用の増加や国庫補助金等の減少等のため、令和6年度決算では全国で約8割が赤字となったところ。本県市町村下の公立病院においても同様の状況で、令和6年度決算では、ほぼすべての病院（全16病院中15病院）が赤字となった。

(参考) 令和6年度決算における全国の赤字病院の割合

R5 41.5% → R6 48.5% (経常収支ベース)

(厚生労働省(医政局医療経営支援課医療法人支援室)資料「医療法人の経営状況について(第120回社会保障審議会医療部会(令和7年10月27日))」より)

また、公立病院については、人口が少ない不採算地区、へき地及び小児や救急等、医療コストが高い一方、地域に必要不可欠な医療を提供しているところ。今般の人件費上昇や物価高は、こういった公立病院が担っている不採算部門医療の経営悪化に拍車をかけている。

部落差別（同和問題）をはじめとする 様々な人権問題の解決に向けた施策の推進

提案・要望事項

【総務省、法務省】

- 1 人権侵害行為を防止し、被害者の救済を図るための、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度の早期確立
- 2 インターネット上の人権侵害行為に対する、より実効性のある対策
- 3 戸籍謄本等の不正取得防止のための、「職務上請求書」の適正使用の徹底や、本人通知制度の早期法制化など必要な措置
- 4 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発に関する施策の充実強化
- 5 地方自治体において人権教育・啓発への取組を着実に進めるための必要な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 人権侵害行為を防止し、被害者の救済が図られるよう、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早期に確立するとともに、より一層の対策を早急に講じていただきたい。
- 2 インターネット等を利用した誹謗中傷等の防止について、プロバイダ業界等民間による自主的な取組の促進等を図るとともに、情報流通プラットフォーム対処法における規律の枠組みが適切に運用されるよう、実効性のある対策を講じていただきたい。
- 3 戸籍謄本等の不正取得防止のため、「職務上請求書」の適正使用の徹底を図るとともに、本人通知制度の法制化など、必要な措置を講じていただきたい。
- 4 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、引き続き人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 5 地方自治体において人権教育・啓発への取組を着実に進めるための予算を確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、本県においても、各種の相談事業を実施しているが、インターネット上での同和地区の地名情報の流布や戸籍謄本等の不正取得などの人権侵害事案に対応するためには、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上の誹謗中傷などの被害者の早期救済や発信者に対する誹謗中傷の抑止等一定の効果が期待されているが、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分でないことを踏まえ、実効性のある対策が必要である。
- 3 戸籍の不正取得を確実に防止するため、「職務上請求書」の適正使用や本人通知制度の法制化など、全国で統一的な対策が必要である。
- 4 部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 5 県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要がある、そのための予算を確保する必要がある。

質の高い教育の提供

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校における働き方改革及び教員不足解消に向けた取組の更なる推進
- 2 教員採用選考試験の全国共同実施に向けた取組の推進
- 3 少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等
- 4 学校現場における支援体制強化

【提案・要望の内容】

- 1 各校種に係る標準法定数の改善を実現するとともに、業務改善や効率化などの学校における働き方改革及び教員不足解消に資する地方自治体の取組に係る財源確保をお願いしたい。
- 2 国において予定されている教員採用選考第一次考査の全国共同実施については、地方の財政負担に配慮しつつ、早期実現に向けた検討を進めていただきたい。
- 3 児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために以下の改善をお願いしたい。
 - (1) 小学校及び中学校における35人以下学級の導入に伴う財政支援
 - (2) 特別支援学級の学級編制の標準の引き下げ
 - (3) 少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持及び通級指導・日本語指導教室のための加配の基礎定数化における要件緩和
 - (4) 専科指導加配における指導者に係る要件緩和
 - (5) 水産系高校の実習船船員の標準法算定の対象化や加配措置創設等による財政支援
- 4 地震等で被災した児童生徒への支援体制の充実のための加配措置を継続していただきたい。
また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国的に問題となっている教員不足は本県においても深刻化しており、教職員の定数増の前提として、働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。本県でも教育職員の在校等時間に関する「上限方針」を定め、業務量の適正な管理等に取り組んでいるが、令和6年度調査では、月45時間超の教職員が28.3%であり、上限時間の範囲内としていくためには、業務見直し及び教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。
このため、外部委託やDXを活用した業務改革、教員のイメージアップのための取組等、制度改正や十分な予算措置が必要である。
- 2 優れた教師人材の確保に向けて、公立学校教員採用選考に係る第1次選考の全国共同実施については、現在、令和9年度の「共通問題配付方式」による共同実施の検討が進んでいるところ。この業務の外部化により従来と比べ業務負担及び経費の軽減が認められるものの、受験案内、出願・試験運営及び採点・成績処理といった業務が残り、負担軽減の範囲は限定的である。
このため、第三者機関が業務を一括受注することによる大幅な負担軽減とともに、併願等による受験者増に寄与する「統一試験方式」の導入に向けて、段階的に取組を進めていく必要がある。
- 3 (1) 令和7年度をもって、小学校の全学年での35人以下学級編制が完了し、さらに令和8年度以降、中学校においても中学1年生から段階的に35人編制に引き下げる方針が国から示された。このことについては確実な実施をお願いしたい。少人数学級編制においては、学級

数増加に伴い、十分な教室数が必要となることから、教室確保等、学校施設の整備に対して十分な予算措置が必要である。

(2) 本県では、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加し、学級数が年々増加していることから、よりきめ細かに個に応じた指導ができるよう教職員数の増員が必要である。

【参考】特別支援学級数の推移 (※熊本市を除く R7 までは実績、R8 は見込み (R8. 1. 15 時点))

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小中計	761	805	844	869	911	976	1022	1059	1091	1104	1116	1104	1082

(3) 本県では、基準に満たない200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めているため、今後基礎定数化が進むことで加配数の減少が想定される。また、通級及び日本語指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになり支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがある。

(4) 文部科学省は、小学校教科担任制を計画的に推進するために、それに必要な加配定数を拡充する方針を掲げている。本県においても、当該加配措置により、学びの質の向上及び教員の持ち授業時数の削減を図っている。今後も当該加配措置を行っていききたいものの、要件として、高い専門性 (小学校英語教育専科：中学校・高等学校の免許状保有またはCEFR B2相当以上の英語力等。教科担任推進加配：中学校・高等学校の免許所有者、対象教科の専門指導を3年程度実施していた者等。) が求められていること、また、教員不足が深刻な状況にあることから、この要件を満たす人材を十分に確保することが困難な状況にある。

(5) 実習船の船員が標準法の対象外では、地方財政が厳しくなる中、公立の水産・海洋系高等学校から、日本の水産・船舶業界に貴重な人材を供給することが困難になりつつある。

4 熊本地震や令和2年7月豪雨からの教育の復旧・復興には、被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が引き続き不可欠である。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の採用を進めるとともに、県独自に障がいを有する事務補助員を雇用している。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、新たな加配や障がいを有する教職員をサポートする支援員等、合理的配慮に係る人員配置が必要である。

特別支援教育に係る環境整備

提案・要望事項

【総務省、文部科学省】

- 1 高等学校における「特別支援教育支援員」の増員
- 2 「特別支援教育支援員」の配置実態に即した地方財政措置の実施
- 3 高等学校における「通級による指導」の実施に係る加配教員の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 生徒の障がい状況の重度化・複雑化に対応するため、高等学校の特別支援教育支援員の配置水準を、段階的に義務教育段階に近づけるようお願いしたい。
- 2 特別支援教育支援員の地方財政措置について、高等学校での特別な支援を必要とする生徒の増加に伴い配置実態に即した財政措置をお願いしたい。また、市町村で配置している特別支援教育支援員についても、財政措置の拡充をお願いしたい。
- 3 高等学校における「通級による指導」を充実するため、加配教員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 特別支援教育支援員の各学校段階及び1校当たりの配置予定人数の推移は下表のとおりである。高等学校では、令和8年度は全国で1000人の措置予定で、1校当たりの配置人数に換算すると0.29人/校となるが、義務教育段階の2.49人/校との乖離がある。本県においては障がいの程度が非常に重度な生徒の高等学校への入学が増加しており、義務教育段階で提供されていた合理的配慮を特別支援学級がない県立高等学校で継続して提供することに大きな困難が生じている。
- 2 本県では特別な支援を必要とする生徒の入学増加に伴い、特別支援教育支援員の配置を拡充してきた(R5:10人、R6:15人、R7:16人)。令和8年度は国の水準を超える20人(0.31人/校)の配置を計画しているが、今後もインクルーシブ教育を求め、障がいのある生徒の高等学校への進学ニーズは拡大することが想定されるため、特別支援教育支援員の更なる増員が必須である。よって、配置実態に即した国からの財政措置をお願いしたい。
また、本県の市町村においても、特別支援教育支援員を多数配置しており、その負担が更に増大していることから、財政支援拡充の要望が数多く上がっている状況である。

【表】

公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育支援員の地方財政措置人数の推移（全国）

	幼稚園			小・中学校等			高等学校等		
	総設置園数	地財措置人数	1校当りの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数
H30	4,391	7,600	1.73	29,154	55,000	1.89	3,594	500	0.14
R1	4,217	7,800	1.85	28,894	56,600	1.96	3,582	600	0.17
R2	4,083	7,900	1.93	28,664	57,000	1.99	3,570	900	0.25
R3	3,966	8,200	2.07	28,587	56,900	1.99	3,556	900	0.25
R4	3,833	8,400	2.19	28,394	58,100	2.05	3,524	800	0.23
R5	3,691	8,200	2.22	28,200	60,500	2.15	3,490	800	0.23
R6	3,548	8,600	2.42	28,038	63,700	2.27	3,473	900	0.26
R7	3,421	8,300	2.43	27,562	67,200	2.44	3,461	900	0.26
R8	3,421	7,800	2.28	27,562	68,600	2.49	3,461	1,000	0.29

※R8の総設置校数は調査前のため、令和7年度と同数にしています。

3 令和5年度、6年度、7年度に新たな県立高等学校で「通級による指導」を行うため、文科省に加配の追加申請を行ったが認められなかった。

本県では、中学校で「通級による指導」を受けている生徒のうち約93%、「特別支援学級」に在籍していた生徒のうち約64%が高等学校へ進学している。このように、中学校で特別な場で特別支援教育を受けてきた多くの生徒が高等学校に進学しており、「通級による指導」のニーズが高い。これらのニーズに対応するため、本県では新たに他校通級や巡回指導の実施を見据え、現通級実施校以外での通級を開始することで、県内全域での通級による指導の実施を目指している。県立学校教員定数内による措置では、今後実施校数を増やすことができないため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」第2条第3号第1項に係る通級加配教員を拡充していただきたい。

誰一人取り残さない教育環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 校内教育支援センターに係る財政支援の拡充
- 2 教育支援センター及びフリースクール等民間施設に係る支援制度の創設・拡充
- 3 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援体制整備に必要な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 不登校児童生徒が通う校内教育支援センターの新規設置の促進を図るため、今後も継続して効果検証を進める必要がある。そのため、「校内教育支援センター支援員の配置事業」において、減額されることなく、学校のニーズや地域の実情に応じた予算の確保をお願いする。
- 2 不登校児童生徒の学校以外の居場所として、利用者が増加傾向にあるフリースクール等民間施設の運営費の一部補助や、教育支援センター及びフリースクール等民間施設を利用している児童生徒の保護者への交通費等に関する支援制度の創設・拡充をお願いする。
- 3 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の予算額の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 校内教育支援センターは、県内23市町村に79教室設置されている（令和7年12月末現在）。不登校対策として、教室には入れないが、同センターには登校することができる生徒もおり、取組が効果を上げている。県としては、市町村に対して校内教育支援センターの設置を促進しているが、同センターを設置する際の経費や人員の確保、開設時間などに課題がある。
- 2 近年、本県においても教育支援センター及びフリースクール等民間施設を利用する児童生徒が増加しており、不登校児童生徒の安定的な居場所の確保に一定の役割を担っている。不登校児童生徒への支援で連携をしているフリースクール等民間施設からは、不登校児童生徒数の増加により、財政的運営状況が厳しいとの声がある。また、保護者の経済的負担が大きく、その軽減が必要である。
- 3 本県内で日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度からのJASMO操業開始により、今後もさらなる増加が見込まれる。一方で、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」では、本県の申請額に対する内示額が、令和6年度は23.7%、令和7年度は32.5%減額と年々圧縮されており、本事業を十分に実施できない状況が続いている。

魅力ある学校づくりの推進

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に係る事業費の確保
- 2 高校生キャリアサポート事業に必要な予算の確保
- 3 国際バカロレア教育に係る財政支援及び加配措置
- 4 小規模校の学びの充実のための遠隔授業の要件緩和
- 5 全国産業教育フェアの実施に係る負担金の増額

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大、管理機関におけるSSHコーディネーター活用支援の継続及び十分な事業費の確保をお願いしたい。
(2) 高等学校DX加速化推進事業 (高等学校DXハイスクール) の国指定事業について、来年度以降の事業費の確保等をお願いしたい。
- 2 高校生キャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業)」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 3 国際バカロレア認定に関し、申請及び認定後のプログラム運営に係る財政支援と、認定後の学びの効果を最大限発揮するための加配措置をお願いしたい。
- 4 令和6～7年度の2年間、文部科学省の「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、本県は「熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業」に取り組んできた。令和8年度以降も遠隔授業に取り組んでいく予定だが、遠隔授業において定められている「配受信側の生徒数が合わせて原則として40人以下」という要件の緩和をお願いしたい。
- 5 全国産業教育フェアの実施に要する経費の負担金の嵩上げをお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では各種指定校を「熊本スーパーハイスクール (KSH)」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。また、令和5年度から採択いただいている管理機関におけるSSHコーディネーター活用支援については、科学技術人材育成を促進するための大学・企業等外部連携事業の拡大やSSH指定校の研究結果の普及等で実績を挙げており、さらなる取組の推進が望まれる。

以上のことから、高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に向け、現在の指定校の指定及び管理機関におけるSSHコーディネーター活用支援の継続と、更なる指定枠の拡大、これらの先進的な取組が可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。

また、高等学校DX加速化推進事業 (高等学校DXハイスクール) について、各学校においてICTを活用した文理横断的な探究的な学びを推進するためのICT機器を整備する十分な事業費が必要である。

- 2 就職を希望する生徒が多い高校や工業高校、特別支援学校に計24人の就職支援員を配置して事業を行っている。就職支援員の配置には国の教育体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）を活用して事業を進めているが、近年、交付決定額が申請額に対して大幅に減額されている。このため、県に超過負担が生じており、本事業及び他の事業の実施に支障をきたしている。TSMCの本県進出によって、これまで以上に就職支援員の役割は大きなものとなっており、地域人材の育成及び確保のためにも本補助金の満額交付をお願いしたい。
- 3 令和6年度から熊本県立八代中学校においてミドル・イヤーズ・プログラムの試行を開始し、令和9年度に同八代高校へディプロマ・プログラムの導入を目指して取り組んでいるが、施設・設備の整備や教員の確保及び育成に当たって、国からの財政支援措置がない中で、費用負担が課題となっている。また、上記プログラムを実施するためには専任教員が必要であり、教員の加配措置が必要である。
- 4 本県では令和6～7年度の2年間、文部科学省の「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、「熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業」として取り組んできた。本事業で遠隔授業を実施するにあたり、配受信側の生徒数は合わせて原則として40人以下とする要件のために、遠隔授業を希望している小規模校の生徒が受講できない場合がある。小規模校の生徒の多様なニーズに対応するために、人数超過の程度や授業の内容、指導体制等を総合的に勘案して教育の質が担保できると認められる場合に限り、40人を若干名超えても遠隔授業が行えるよう、要件の緩和をお願いしたい。
- 5 令和10年度に本県で開催される全国産業教育フェア（以下「さんフェア」という。）は、専門高校で学んだ内容を生徒が広く発表する機会であるとともに、専門高校で学ぶことができる内容や魅力を小中学生や国民に知ってもらうまたとない機会でもある。また、さんフェアは全国の都道府県の代表の専門高校生が一同に会し、生徒たちが互いに刺激を受けながら優れた産業人材として成長できる機会ともなっている。更には、さんフェアの大会への出場に向けて、日々知識・技術の向上に取り組む高校生も数多いなど、高校生にとっての目標にもなっている。

しかしながら、物価や人件費の高騰の影響もあり、都道府県の財政的負担が大きく実施には大きな困難が伴っている。さんフェアは専門高校に対する国民の理解を促進するとともに、小中学生に対する専門高校の魅力発信に繋がる、将来の日本を支える産業人材の確保・育成にも資するものである。

国におかれては、実施に要する経費に対する負担金の嵩上げをお願いする。

高校教育改革の実現に向けた支援

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 県立高等学校の学びを支える教育環境の整備等への支援の拡充
- 2 高校教育改革のための自由度の高い交付金制度創設の実現
- 3 いわゆる「高校無償化」に係る安定財源の確保等

【提案・要望の内容】

1 県立高校は、地方創生の核であり、特に地方部から高校が無くなってしまった場合、地域の衰退につながることから、持続可能な県立高校づくりが求められる。

このような中、本県では、少子化が急速に進展し、地方部を中心に定員割れが進んでおり、一般の高校授業料無償化が実施されることで更なる定員割れの加速化が危惧される。

このため、本県の公教育の維持や高校教育の機会均等、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、こどもたちに選ばれる魅力ある県立高校づくりを推進するため、通学支援や寮・下宿等の整備、産業教育設備更新などの学びを支える教育環境の整備や教育の質の向上に向けた少人数学級制度導入等の取組等への支援拡充をお願いしたい。

(1) 学びを支える教育環境の整備

- ・ 地方部における学校施設の改修等への支援拡充
- ・ 専門高校における産業教育設備更新に向けた新たな仕組みづくりの構築
- ・ 通学支援に対する新たな補助制度の創設
- ・ 寮や下宿等の住まいの確保に対する補助制度の拡充

(2) 教育の質の向上に向けた取組等への支援拡充

- ・ 地方部における少人数学級制度導入に係る教員加配への新たな財政支援
- ・ 特別な配慮が必要な生徒への支援等に係る特別支援教育支援員の配置拡充【73頁再掲】
- ・ 県立高校の遠隔授業（教科・科目充実型）に係る教職員加配への新たな財政支援 等

2 令和8年2月13日公表の「高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革グランドデザイン）～2040年に向けたN-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想～」において、「都道府県が作成する「高校教育改革実行計画（仮称）」に基づく改革を計画的かつ円滑に進めるため、安定財源を確保した上で、令和9年度に新たに創設する「高等学校教育改革交付金（仮称）」等により支援」と明記されたところである。

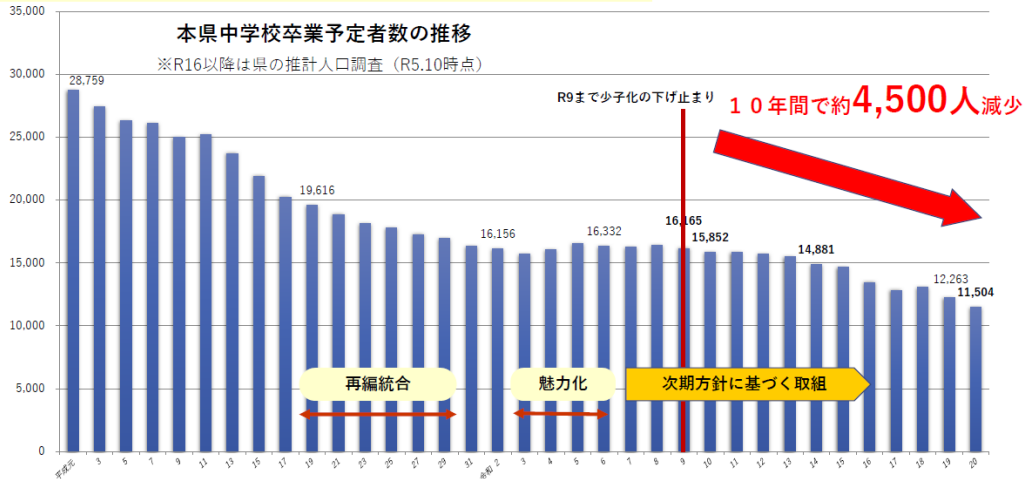
令和7年6月11日の「三党合意に基づく大枠整理」に示された通り、「教育環境整備や老朽化対策等を支援する交付金等の新たな財政支援の創設が必要」であり、高校教育改革の実現に向け、上記1の内容を含むハード・ソフト両面に柔軟に活用できる自由度の高い交付金制度創設の実現をお願いしたい。

3 公立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減については、令和8年度からいわゆる「高校無償化」が実施されたが、本来は国の責任において全額国庫負担で実施すべきところ、急遽、都道府県が1/4負担することとされた。その負担分を地方に転嫁することがないよう、国が責任をもって恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。

【現状・課題】

本県の中学校卒業予定者数は、令和9年度以降、急速な減少期を迎え、令和20年度には、現在から更に約4,500人減少することから、特に地方部の県立高校においては定員割れが加速し、更に厳しい状況を迎えることとなる。

中学校卒業予定者数の減少



このような厳しい状況を踏まえ、本県では、有識者会議「県立高等学校あり方検討会」において10年先を見据えた県立高校の魅力化や今後の方向性について議論を行い、同検討会による提言書（令和7年9月10日提出）を踏まえた取組を推進していくこととしている。

しかし、いわゆる高校無償化により、令和8年度から私立高校の授業料も実質無償化されることから、令和8年度高校入試の結果では、県立高校の定員充足率は77.0%（対前年度比▲0.9%）、うち熊本市内が97.1%（対前年度比▲1.1%）、熊本市外が66.2%（▲0.8%）と、特に、熊本市内の県立高校の定員充足率に影響が出ている。

また、施設・設備面が充実する私立高校に対し、県立高校の施設や設備面の老朽化対策は喫緊の課題である。特に、専門高校に設置されている産業教育設備の更新が進まないことによる実社会に実装されている産業設備との乖離は、加速度的に大きくなっている。若者が魅力を感じる産業教育を推進するためには産業教育施設の更新は喫緊の課題であると同時に、全国的にも高卒者向け求人倍率が上昇していることも踏まえると、企業側のニーズに応える高卒人材育成は国レベルで取り組む必要があることから、国主導による財源の確保や持続可能な産業教育設備更新の仕組みづくりも必要である。

このため、今般の高校授業料無償化に伴う急激な環境変化にも耐えられる、こどもたちに選ばれる県立高校づくりを進めていくためには、学びを支える教育環境の整備や教育の質の向上に向けた取組など、ハード・ソフト両面における国の財政措置が不可欠である。

各都道府県において高校教育改革を力強く推進していくため、新たな交付金制度は、教育環境の整備や教育の質の向上に向けてハード・ソフト両面に活用できるよう、自由度の高い制度設計をお願いしたい。

学校給食費の抜本的な負担軽減

提案・要望事項

【総務省、文部科学省、農林水産省】

- 1 物価等を反映させた実態に即した基準額の設定
- 2 給食の質・量の確保と地域の特色ある取組を維持させるための交付金の活用
- 3 中学校における速やかな検討及び、将来を見据えた持続可能な制度の構築

【提案・要望の内容】

- 1 基準額については、物価により見直すとされているものの、本県市町村においては、約5割の団体で基準額の5,200円を超えており、実態に即した基準額にすること。
- 2 給食が食育等を含む教育の一環であることを踏まえ、学校給食の質が低下することのない制度設計とし、地場産物や有機農産物の活用など地域の特色ある取組の維持のため、基準額を超える部分に食育・農育・地方創生関連の既存の交付金を活用できるよう当該交付金の充実・強化・柔軟な運用とすること。
- 3 制度の詳細を早期に示して自治体が準備できる環境を整えるとともに、中学校給食についても速やかに検討を進め、将来を見据えた持続可能な制度とすること。

【現状・課題】

学校給食は、児童生徒の健全な心身の発達を支える極めて重要な制度であり、食育の推進においても不可欠なものである。本県においては、地場産物の積極的な活用を図りつつ、関係機関が連携して学校給食の充実に努めている。

しかしながら、近年の物価高騰や原材料費の上昇等により、学校給食費の負担は増加の一途をたどっており、保護者の家計に及ぼす影響は看過し得ない状況となっている。

このような状況下、今回、学校給食費の抜本的な負担軽減の実施方針が国の責任において示されたことについては一定の評価をするものの、基準額の設定や給食の質・量の確保に疑問や不安を抱える自治体もあるのが現状である。

G I G Aスクール構想の推進

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校におけるICT環境の持続的活用のための財政支援
- 2 高等学校の1人1台端末の更新のための財政支援
- 3 学校が取り扱う電子情報のセキュリティ対策のための財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 国策であるG I G Aスクール構想の下で整備した学校のICT環境を持続的に活用できるよう、ICT機器の保守管理、端末の更新、ICT支援員の配置等に係る費用について、継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。加えて、デジタル教科書や学習用ソフト等の導入など、ICT活用に必要不可欠な費用に係る財源の確保のほか、生成AIをはじめとした新たな技術に対応するためのICT支援員増員のための費用の確保、家庭学習に必要な通信費の支援制度に係る通信費の拡充や低所得世帯に限らない制度にするなど見直しをお願いしたい。
- 2 国策であるG I G Aスクール構想の下で、小・中・高等学校に配備された1人1台端末の更新に係る費用に関し、小・中学校に加えて、高等学校についても、切れ目なくICTを活用した学びを保障するため、国費による財政支援をお願いしたい。
- 3 学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 1月に国の学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）が策定され、義務教育段階の1人1台端末の更新に係る費用は、3分の2の国費支援がなされ、3分の1の費用についても地方財政措置も確保されているが、ICT機器の保守管理、回線（ネットワーク）費、ICT支援員の配置などについて、多大かつ長期的な財政負担が見込まれる。さらに、デジタル教科書の無償化や学習用ソフト等の導入など、ICTを活用した学びを推進するための費用が必要である。加えて、家庭学習に必要な通信費の支援制度は、低所得世帯のみ対象で年間14,000円（月額約1,170円で1G（動画約120分）程度）の最低水準である。
- 2 本県においては、令和3年度までに公費（国費）負担により整備した県立高等学校の1人1台端末の更新について、令和8年度入学生から生徒・保護者負担による整備とするが、端末の購入費用はもとより高価である上、近年は円安や半導体価格の高騰の影響等もあり価格の高騰が進んでおり、生徒・保護者にとっての負担がますます大きくなることが予想される。生徒・保護者負担による場合においても生徒数の3分の1程度の地方財政措置が確保されているが、小・中学校から切れ目なくICTを活用した学びを保障する上で、公費による負担軽減を図り1人1台端末を確実に整備するためにも、更なる国による財政支援が必要である。
- 3 国のガイドラインに示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの統合を前提としたパブリッククラウド活用における強固なアクセス制御などの技術的対策には、多大な財政負担が生じる。そのため、都道府県及び市町村の財政負担を軽減する補助制度の創設等の財政支援が必要である。

教育環境の整備

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援
- 2 特別支援学校の教育環境整備のための予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 公立学校施設及び社会体育施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業等の各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算において必要な予算を確保するとともに、実情に見合う補助単価の引上げなど、県立学校施設整備等（体育館空調を含む）に対する国庫補助化を含めて十分な財源措置及びその拡充をお願いしたい。また、人口が急増している地域等における公立学校施設の新增築に係る負担割合の引上げなど、財政措置の充実をお願いしたい。
- 2 特別支援学校の教室不足の解消に向けて、既存の特別支援学校の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修及びバリアフリー化工事等令和9年度以降に各設置者が計画する各種事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置、地方債における交付税措置率の引き上げなどが必要である。
また、令和7年度は、学校施設環境改善交付金の当初予算額が前年度までと比べて大幅に減額され、各設置者は事業の実施に苦慮している。このため、各設置者の計画する事業が確実に実施できるよう、当初予算における予算の十分な確保が強く求められる。
- 2 現在、平成30年度に策定した整備計画に基づき、教室不足解消に向けた施設整備を進めており、令和7年度の教室不足数は、前回調査時より9室を減じたが、依然として82室が不足している状況である。そのため、今後も引き続き、教室不足解消に向けた環境整備事業を実施していく必要がある。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	R 6	R 7	R 8
公立学校施設整備費 (①+②+③)	百万円 68,346	百万円 69,134	百万円 67,768
① 公立学校施設整備費負担金	50,532	62,890	62,346
② 学校施設環境改善交付金	17,727	6,223	5,387
③ その他	87	21	35

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

提案・要望事項

【文部科学省】

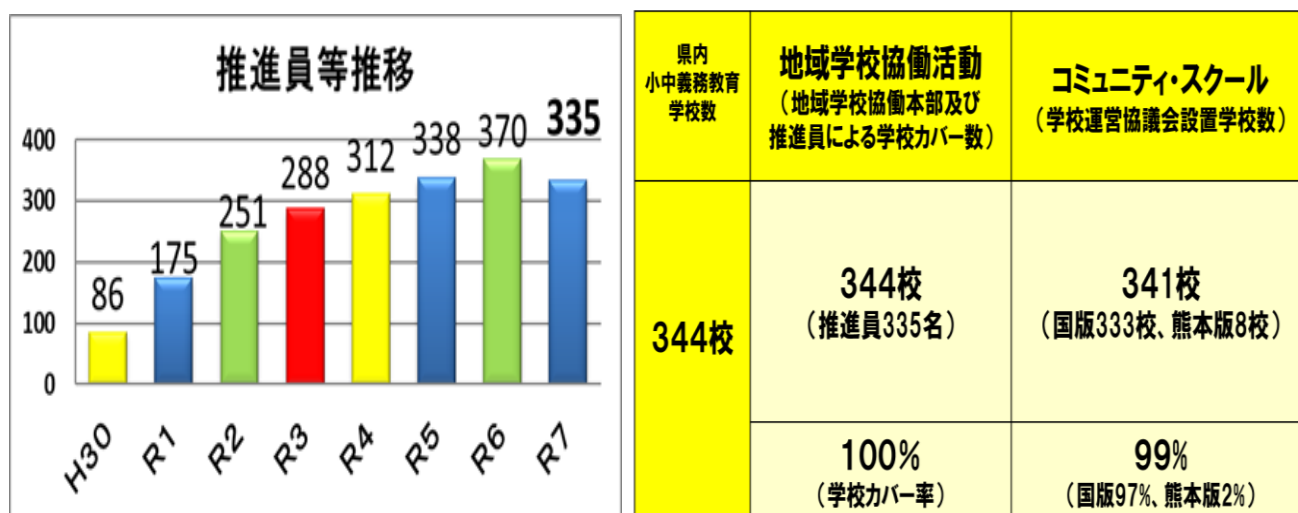
- 1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の拡充
- 2 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業に係る財源の確保と継続

【提案・要望の内容】

- 1 いじめ・不登校等の未然防止とその解消、身近に発生した事件・事故等でショックを受けたり、自然災害で被災したりするなどした児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校や市町村からより手厚い支援を求める声が多く聞こえることから、減額されることなく、学校のニーズや地域の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いする。
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、本補助事業の令和8年度以降の継続と必要な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のための活用が増加している。また、突発的な事案に係る児童生徒等の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題である。心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズはすべての校種で高いことから、本県事業の拡充と円滑な実施へ向けた予算の確保が必要である。
- 2 本事業により、各学校におけるコミュニティ・スクールの導入及び市町村における地域学校協働活動推進員等の配置は年々進んでいる。その結果、子供たちは多くの大人との関わりが増えたことにより、地域の活性化につながったり、教育活動が豊かになったりしてきている。今後も地域と学校の連携・協働体制の整備を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、本事業の継続的な財政支援が必要である。



安心して私立学校で学べる教育環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化
- 2 広域通信制高校の教育の質の確保、向上に向けた仕組みづくり
- 3 いわゆる「高校無償化」に係る安定財源の確保等
- 4 私立学校施設の耐震改築及び空調設備整備事業に係る所要の予算確保
- 5 ICT一人一台端末の整備に係る財政支援の強化

【提案・要望の内容】

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のため、経常的経費、施設・設備の整備及び外部人材等の配置等に対する財政支援の強化をお願いしたい。
- 2 広域通信制高校については、圏域をまたいだ教育活動を行うことや学習指導要領の特例などにより様々な課題が発生していることから、教育の質の確保・向上、施設管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化等の論点を整理し、全国一律での実効性がある指導ができる仕組みづくりを行うこと。
- 3 私立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減については、令和8年度からいわゆる「高校無償化」が実施されたが、地方に負担を転嫁することなく令和9年度以降は国において恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。
また、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けることとし、地方の意見を真摯に受け止め、必要な措置を講ずること。
- 4 進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。
また、私立学校の教室や体育館等で空調設備を整備する際の補助制度の継続及び拡充、所要予算の確保をお願いしたい。
- 5 ICT一人一台端末の整備については、保護者負担の場合でも補助対象となるよう、制度の見直しをお願いしたい。また、学校負担による端末整備については、補助金対象経費の下限100万円の撤廃をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県の高校生約37.7%（全国第7位）が学ぶ私立学校は、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしているが、少子化の影響により経営状況は厳しく、学習環境の充実が思うように進められない状況にある。公私の区別なく学習環境の充実や教職員の働き方改革を促進させるため、特にICT教育環境の整備や専門的な外部人材の配置を促進する必要がある。
しかし、私立学校施設整備費補助金は、事業計画書を提出したが不採択又は国庫補助率を大きく下回る交付となっており、所要予算の確保が必要である。また、経常費助成費補助金（教育改

革推進特別経費)は、新たに追加された教員業務支援員の推進の上限額(最大30万円)が当該私立学校の負担に比べ十分ではない。

- 2 広域通信制高校では所轄庁の圏域外のサテライト施設において日常的な教育活動が行われているが、他県所在のサテライト施設の実態調査、指導等を行うことは体制等の理由により困難(全国私立学校審議会調査では36県が未実施)。また、他県所管の広域通信制が設置するサテライト施設への指導権限はないため、圏域内に存在していても教育活動等の確認、指導等が困難。

全国的に統一された認可基準を設ける等、教育活動が圏域をまたぐ広域通信制の実態を踏まえ、都道府県において実効性のある指導ができる仕組みづくりが必要。

- 3 いわゆる「高校無償化」については、令和7年2月25日の自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づくものであり、本来は国の責任において全額国庫負担で実施すべきところ、急遽、都道府県が1/4負担することとされた。その負担分を地方に転嫁することがないよう、国において責任をもって恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図る必要がある。

また、実施に当たっては、都道府県、学校の負担増大につながらない仕組みとし、事務負担の軽減を行うとともに、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けることとし、地方の意見を真摯に受け止め、必要な措置を講ずること。

- 4 耐震改築事業への補助については令和8年度(2025年度)まで延長されているが、現在のところ3校7施設が令和8年度以降に工事が行われる予定である。熊本地震から10年が経過する中、工事未了の学校は生徒の命に関わる問題として対応が求められることから、耐震改築事業に対する継続的な補助制度及び所要予算の確保が必要である。

また、省エネ・脱炭素化への対応、近年の気温上昇が続いている中での熱中症対策という視点から、生徒が活動する体育館等の施設における空調設備の整備が急務となっているが、整備には億単位の高額な費用を要するため、整備を希望する学校が十分な補助を受けることができるよう、施設環境改善整備事業(空調(熱中症対策))の所要予算の確保が必要である。

- 5 公立高校では保護者負担による一人一台端末整備が進み、私立学校においても同様の動きが進んでいるが、私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業補助金においては学校負担の場合しか補助対象となっていない。なお、一部の私立学校では、経済的困窮世帯貸与分として学校負担による端末整備も継続することから、小規模校でも当該補助メニューを活用できるよう、補助金対象経費の下限100万円の撤廃が必要である。

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高等学校専攻科生の経済的負担軽減のための修学支援制度の拡充
- 2 生活保護受給世帯の高等学校専攻科生への給付型奨学金の支給対象拡大

【提案・要望の内容】

高等学校専攻科に通う生徒は、制度の狭間で学費及び生活費への支援が十分に受けられない状況にあることから、以下のとおり経済的負担軽減のための制度拡充を図っていただきたい。

- 1 高等学校専攻科は中等教育に位置付けられるものの、修学支援制度上の取扱いは専修学校並みであるため、高等学校専攻科生もいわゆる「高校無償化」が実施された本科生と同等の学費支援を受けられるよう、修学支援制度を拡充していただきたい。

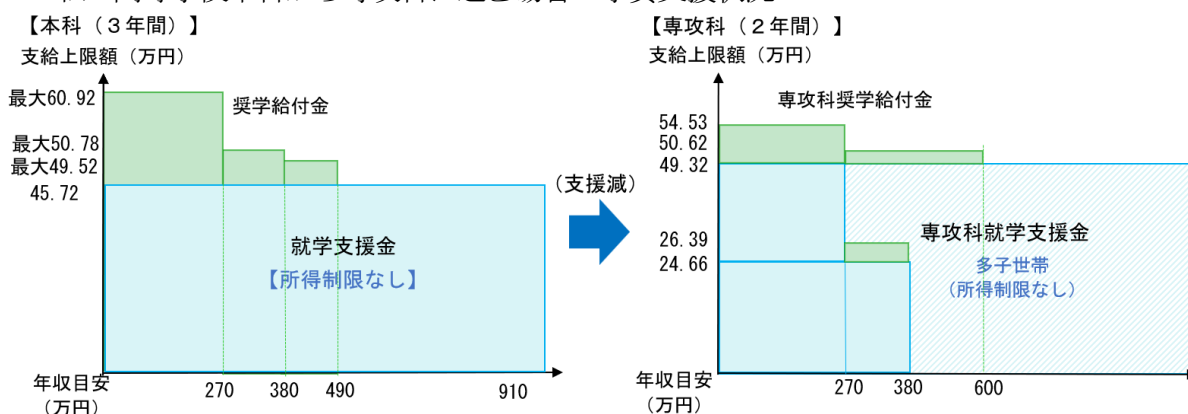
また、国2分の1、都道府県2分の1となっている負担割合を、本科と同等の負担割合（国：4分の3、都道府県：4分の1）にしていただきたい。

- 2 生活保護受給世帯のこどもが高等学校専攻科に進学した場合、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。一方で、高等学校専攻科は高等教育を対象とする給付型奨学金の支給対象外とされているため、生活保護世帯の高等学校専攻科生を給付型奨学金の支給対象としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 高等学校等専攻科の生徒への修学支援においては、いわゆる「高校無償化」が実施された「本科生」と同じ中等教育でありながら、「所得制限なし」は多子世帯のみとなっており、支援に差が生じている。

<私立高等学校本科から専攻科に進む場合の学費支援状況>



- 2 大学、高等専門学校、専門学校等の学生は、高等教育の修学支援制度により、授業料減免と給付型奨学金を受けることで、安心して就学することができるものの、高等学校専攻科に進学した生徒は、給付型奨学金の対象外であるため、学生生活を送るための費用を捻出しなければならない。

とりわけ、生活保護受給世帯のこどもが、高等学校に進学した場合、3年生までは保護費（生活扶助・生業扶助）の対象であるが、専攻科がある場合で4年（専攻科1年）以上になると、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。このため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯のこどもが、高等学校専攻科へ進学した場合も、大学、高等専門学校、専門学校等に進学した場合と同様な給付型奨学金が給付されるよう要望する。

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

提案・要望事項

【文部科学省】

「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への早期の追加記載

【提案・要望の内容】

本県で取組みを進めている「阿蘇」の世界文化遺産への登録に向けて、早期の世界遺産暫定一覧表への追加記載をお願いしたい。

【現状・課題】

「阿蘇」は、平成20年（2008年）に暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられ、その際に示された指摘・課題等に対して、県と関係市町村が共同で取組みを進めている。

令和5年3月、県と関係市町村は文部科学省及び文化庁に「阿蘇の早期の暫定一覧表記載」について要望活動を実施。その際、文部科学省から、世界に向けて説明できる世界文化遺産としての価値の整理と資産候補地の法的保護を更に進めるよう指摘された。

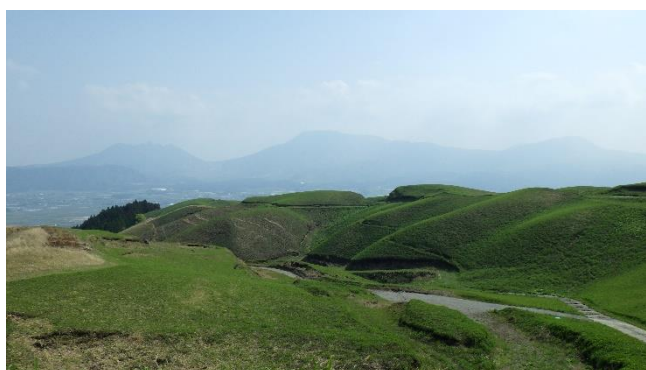
そのため、世界文化遺産としての価値については、令和5年度の2回の阿蘇世界文化遺産学術委員会での議論を経て更なる整理を行い、具体的な内容をまとめ、令和6年4月30日に、世界遺産暫定一覧表追加に係る提案書を文部科学省及び文化庁に提出した。

また、資産候補地の法的保護については、これまで3次にわたり草原を中心に重要文化的景観の選定を受けており、更に法的保護を進めるため、第4次の追加選定申出に向けて取組みを進めているところ。

このほか、令和6年10月には、県において、専任課として「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」を新設し、阿蘇の草原再生及び世界文化遺産登録の業務の一元化及び推進体制の強化を行った。

また、昨年8月から、阿蘇の草原等を維持する活動を支援するための新たな仕組みとして、民間団体との連携により「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」を構築し、寄付金の募集を開始するとともに、同9月には、海外有識者から国際的な批評を得るための国際ワーキンググループを開催し、世界遺産の審査機関における評価ロジックに基づき、「阿蘇」のコンセプト及び登録基準への適合性について、高い評価をいただいたところ。

しかし、「阿蘇」における重要文化的景観の選定については、これまで全国で重要文化的景観に選定された地域より遥かに資産候補地が広大であり、且つ、多くの地域住民の居住地に範囲が及ぶことから、保護措置の完了までには相当の期間を要する見込みである。このことから、「阿蘇」を暫定一覧表に追加記載いただくことで、地域の更なる機運醸成につなげ、重要文化的景観選定申出の期間短縮を実現したい。そのために、「阿蘇」の早期の暫定一覧表への追加記載に向けた貴省の格別の取り計らいをお願いする。



【重要文化的景観に選定された草原】

選手育成と地域のスポーツ振興

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 次世代アスリート育成支援の充実と環境整備
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成に向けた財政支援
- 3 部活動の地域展開（移行）に係る予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 本県における次世代アスリートの育成強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 2 パリ 2024 パラリンピックや東京 2025 デフリンピックのレガシーを後世に残すためにも、パラスポーツ・デフスポーツの普及やパラアスリート・デフアスリートの育成に向けて、パラスポーツ・デフスポーツ競技団体、パラスポーツ・デフスポーツ指導者協議会等の組織基盤の強化や取組みの充実のために、必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 令和5年度より全国的に取組が進んでいる中学校部活動の地域展開（移行）に関して、県内でも各市町村の実情に応じた取組が進められているが、指導者の確保や指導者への謝金、受益者負担の在り方等、課題も多い。このような課題に対し、子供たちが将来も継続して、スポーツ活動（及び文化芸術活動）に親しむことができるよう、持続可能で多様なスポーツ（及び文化芸術）環境の整備を行うために必要な予算を継続して確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 本県における国際大会の開催に加え、各種国際スポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、復旧・復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっている。国際大会等で活躍できる次世代アスリートの発掘・育成の取組みや国と連携した強化策の取組みが必要であるが、そのための環境整備や財政的支援が十分ではない。
- 2 パラスポーツ・デフスポーツの普及やパラアスリート・デフアスリートの育成には、パラスポーツ・デフスポーツ競技団体やパラスポーツ・デフスポーツ指導者協議会等の役割が重要であるが、地域における競技団体等はその多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われているため、組織基盤強化のための財政支援が必要である。
- 3 部活動の地域展開（移行）に関しては、県内44市町村中35市町村が、令和8年度からスタートする国の補助事業（令和8年度地方スポーツ振興費補助金）を活用して、地域展開（移行）を進める。しかし、各市町村では、受皿となるスポーツクラブ数（及び文化芸術団体数）や施設数等のスポーツ（及び文化芸術）環境が異なるとともに、指導者の確保や指導者への謝金に係る予算の確保等、課題も多岐に渡り、国からの支援がなければ取組を進めることが難しい。国は、令和13年度末までに休日の地域展開（移行）の完了を目指しており、引き続き、市町村が地域展開（移行）を進めるために必要となる予算の拡充と継続的な確保等、地域展開（移行）に係る支援の充実をお願いしたい。

医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

- 1 医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた施策の充実・財政支援
- 2 医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた報酬体系・公定価格等の見直しによる処遇改善の推進

【提案・要望の内容】

- 1 喫緊の課題である医療・介護・保育の人材確保・定着に向け、職場環境改善や人材育成、医療・介護・保育職への理解促進とイメージアップのための情報発信等の施策をより一層充実させるとともに、国による強力な財政支援をお願いしたい。
 - 介護の魅力発信、外国人介護人材の確保・定着に向けた財政支援（90～93頁参照）
- 2 国が定める公的価格等により運営する医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、限られた財源の中から、職員の給与等が支払われることとなるが、特に介護・保育の業種では、他産業と比較し、給与が低い水準に止まっている。

これらの事業の利用者等に安全・安心で質の高い医療・介護・保育を提供し、地域における医療、福祉体制を充実させるためには、人材の確保・定着が必要となる。他産業と比べて遜色ない給与水準となるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善の推進をお願いしたい。

 - 看護職員等の処遇改善（90～93頁参照）
 - 介護職員等の処遇改善（90～93頁参照）
 - 介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善（90～93頁参照）
 - 障害福祉サービス等従事者の処遇改善（94～101頁参照）
 - 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（63～65頁参照）

【現状・課題】

- 1 本県の人口は、全国よりも約10年早く人口減少局面に入っており、生産年齢人口の減少が続いている。

一方で、高齢化の進展も速いことから、医療・介護のニーズは今後も増加することが見込まれている。また、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士の配置基準の改善や、「こども誰でも通園制度」の創設などにより、保育人材の確保も急務となっており、医療・介護・保育の担い手不足は深刻な課題である。

特にこれらの業種については、不規則な勤務形態や業務量が多い、業務負担が過大であるイメージを持たれていることや、医療・介護・保育に関する問題等が大きく報道され、責任が重く感じられることなどにより、求職者が少なくなっている。人材確保・定着に向けて、職員の業務負担軽減につながるような職場環境の改善や業種のイメージアップのための情報発信等の施策が必要である。
- 2 医療・介護・保育のニーズの高まりを受けて、これらを支える人材の確保・定着が必要となるものの、特に介護・保育については、他産業と比較し、給与が低い水準に止まることなどから、TSMC進出を契機とした半導体関連産業の集積等が進む本県において、人材確保が課題となっている。

医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、国が定める公的価格等により運営していることから、職員に対して他産業と遜色ない給与を支払うことができるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善を推進することが必要である。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【厚生労働省】

- 1 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用制度の見直し
- 2 介護職員等の処遇改善や訪問介護の実態に合わせた介護報酬の見直し
- 3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善等
- 4 介護現場への介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）導入支援の拡充
- 5 介護事業所における介護助手（介護補助業務）活用の更なる促進
- 6 介護の魅力発信、外国人介護人材の確保・定着に向けた更なる財政支援
- 7 くまもとメディカルネットワークと全国医療情報プラットフォームの連携推進
- 8 地域の実情等を踏まえた実効性のある医師偏在対策の検討・実施
- 9 看護職員等の処遇改善

【提案・要望の内容】

- 1 地域医療介護総合確保基金について、令和8年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者及び介護従事者の確保等に支障がないよう、引き続き所要額を確保するとともに、遅くとも上半期中に内示・交付決定を行うなど事業執行に必要なスケジュールを十分に確保していただきたい。また、事業区分間の額の調整を認めるなど、柔軟な活用が可能な制度となるよう見直しをお願いしたい。
- 2 介護人材の確保がますます困難となる中でサービス提供体制の確保を図るため、令和9年度介護報酬改定において、収益の中心である基本報酬の見直しをお願いしたい。
なお、基本報酬の見直しが難しい場合においては、他産業との賃金格差は未だ解消されていないため、介護職員等処遇改善加算について加算率の更なる引き上げをお願いしたい。併せて、介護職員等処遇改善加算の取得を支援するための十分な財源の確保も、引き続きお願いしたい。
また、訪問介護については、令和6年度報酬改定による基本報酬の引き下げにより、経営が厳しい事業所が多くみられるとともに、加えて、地方においては介護を要する高齢者の所在が点在しており、効率的なサービス提供が困難であるため、移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、地域の実態やサービス提供体系に合わせた介護報酬の見直しをお願いしたい。
- 3 介護支援専門員の安定的な確保・定着に向け、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置となるよう見直しをお願いしたい。
介護支援専門員の研修の在り方について、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図るとともに、特に事業所による受講管理に対する一定の関与や業務内での研修受講の必須化等、実務に従事する受講者の負担に配慮をお願いしたい。
- 4 介護現場における介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）の導入を推進するに当たり、その最大の障壁となる介護事業所の費用面に対する不安を解消するとともに、業務効率化や介護人材確保に向けて積極的に取り組む介護事業所を安定的・継続的に支援するためにも、引き続き、十分な財源の確保をお願いしたい。

- 5 介護事業所において、元気な高齢者や障がい者等による介護補助業務への参加を促進するため、処遇改善加算の取得要件の中でも、「幅広い採用の仕組みによる介護職員の確保」や「職員間の適切な役割分担の取組みによる業務効率の改善」を実施した場合における、加算率の上乗せをお願いしたい。
- 6 介護人材の確保に向けて、介護の魅力発信について継続的な予算確保をお願いするとともに、外国人介護人材が介護の現場で安心して活躍できるよう受入環境整備や、定着に向けた取組みを積極的に推進するため、補助率の嵩上げ等更なる財政支援をお願いしたい。
- 7 全国医療情報プラットフォームの構築に当たり、既設の地域医療情報連携ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）との棲み分けや連携のあり方などについて早期に方針を示していただきたい。
- 8 医師偏在是正に向けた実効性のある対策の検討・実施に当たっては、「医師多数県」や「医師少数県」といった機械的な区分けにより一律に行うのではなく、地域の実情等を踏まえた上で、都道府県としっかり協議を行いながら進めていただきたい。
- 9 診療報酬による看護職員等の収入引き上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者に過度な負担が生じることのないよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

- 1 介護分については、生産年齢人口の減少により介護従事者の確保がますます難しくなる中、今後介護ニーズは増加することが見込まれるため、介護従事者の確保に対応可能な基金所要額の確保が必要である。（施設整備分の内示率 R7：100%、R6：26.6%、R5：92%、※ 従事者分は内示率100%）

（参考）国予算 R8：86億円、R7：97億円

なお、現在、国において消費税減税の議論が進められているが、地域医療介護総合確保基金は消費税増収分を財源としており、国民生活に必要な施策を進めるためにも、減税の有無にかかわらず、安定的に財源を確保していただく必要がある。

また、令和7年度においては、国の内示が12月（令和6年度は介護施設整備分については10月、介護従事者分については令和7年2月）と、事業所の事業実施期間を十分に確保できないなど、事業の執行に支障を来したため、今後は遅くとも着工の遅れが解消できる上半期中に内示・交付決定を行っていただく必要がある。

さらに、現在は医療分、介護分ともに事業区分間の額の調整は認められていないが、地域医療構想の達成並びに介護基盤の整備と介護サービスの質の向上を図るためには、施設又は設備の整備のみならず、医療分については在宅医療の充実や医療従事者の確保、介護分については介護従事者の確保や介護現場の生産性向上など、時勢や地域の実情によって必要な事業や資源が変化していくため、過年度に造成した基金の残余额について、事業区分間における一定額の調整を認めるなど、より有効かつ柔軟な活用ができる仕組みとする必要がある。

- 2 介護を必要とする方に持続的に介護サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であるため、介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準を確保し、確実な収入の引き上げを行うことが必要であり、本来は基本報酬改定での対応が求められる。

令和8年度介護報酬改定により、介護職員等処遇改善加算の加算率が1.95%引き上げられ、併せて対象サービスや職種が拡充されたものの、未だ他産業との賃金格差があるため、更なる加算率の引き上げにより、継続して処遇改善に取り組む必要がある。

また、事業所の介護職員等処遇改善加算の確実な新規取得や上位加算への移行につながるよう、研修の実施や個別相談窓口の設置などの地域の実情に応じた十分な支援が必要である。(R7: 14,091千円に対し8,156千円の内示(▲5,935千円))。R8:満額(12,453千円)内示)

さらに、訪問介護については、令和6年度報酬改定で基本報酬が引き下げられ、経営が厳しい事業所が多くみられるため、地域包括ケアシステムを維持していくためにも、地域の特性や点在する高齢者へのサービス提供の実態に合わせた介護報酬の見直しを行い、経営の安定化を図るとともに、介護人材の確保や定着を力強く推進する必要がある。

- 3 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために必要な専門知識・技能を有する介護支援専門員の確保・定着が必要である。令和8年度の介護報酬改定により、介護職員等処遇改善加算の対象サービスや職種が拡充され、介護支援専門員も加算対象となったが、人材の安定的な確保のためには、基本報酬に組み込むことで安定的に処遇改善に取り組む必要がある。

介護支援専門員は業務負担の大きさや人材確保の困難さが指摘される一方で、専門性の確保が求められている。負担が大きいとされていた資格更新に紐づく法定更新研修が廃止となり、新たな研修制度が検討されているが、研修の在り方について、効率性や満足度の向上を図りつつ、受講への時間的・経済的配慮を事業所が行うような制度となるよう、受講管理について一定の関与を事業所に求めるとともに、業務内での研修受講を必須化する等、引き続き業務負担の軽減を図る必要がある。

- 4 少子高齢化の進行により、福祉・介護分野における人材へのニーズは高まる一方、生産年齢人口は減少している。介護人材確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題であることから、本県では、昨年4月、介護テクノロジーの導入や活用等による業務改善に向けた介護事業所の取組みに対して、ワンストップで支援する総合相談窓口「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」を開設し、介護現場の取組みを推進しているところである。

県内の介護事業所においては、当センターの活用により、現場の課題に応じた介護テクノロジーの有効性や必要性への理解、業務改善への機運が確実に高まってきており、本県の補助事業にも積極的な申請が行われているが、応募件数に対して予算額が著しく不足し、採択されない事業所が多数存在している現状にある(令和7年度採択事業所数:69/289事業所)。

介護テクノロジーの導入における最大の障壁は、費用面への不安であるという声も多く聞かれることから、介護事業所が安心して導入に踏み切れるようにするとともに、また、国においても目標設定して推進していることから、引き続き、国の有利な財源を活用し、支援していく必要がある。

- 5 高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少が加速する中、元気な高齢者が末長く活躍できるよう社会参加を促すとともに、多様な介護人材の確保に取り組む必要がある。

県内では、現場で働く介護職員の負担軽減とサービスの質の向上を図るため、身体介助など有資格者が行う専門的な業務と、清掃、配膳など無資格・短時間でも就労可能な介護補助業務とに切り分け、元気な高齢者や障がい者の方が介護助手として活躍する職場づくりを積極的に進める事業所があるが、一方で、人件費負担などの懸念から、業務の切り分けや介護助手の導入に慎重な事業所もある。

国においても介護助手の掘り起こしや事業所とのマッチングを支援する基金事業を設けているが、事業所における介護補助業務の切り分けや介護助手の導入を後押しするためには、介護助手に関する処遇改善加算の取得要件を満たした場合における一定の財政支援が必要である。

- 6 介護人材確保が喫緊の課題となる中で、県では、働きやすい職場づくりに取り組む事業所などをホームページや動画で広く紹介しているほか、介護従事者が自ら誇りを持ち、介護の魅力をポジティブに伝える「Kaigo PRiDE」との連携によるPRなどに取り組んでいるところ。

介護の魅力発信は、一過性ではなく絶え間なく取り組む必要があることから、継続的な予算の確保が不可欠となる。

また、本県の外国人介護人材の数は、令和元年の134人から、令和6年度は1,345人と10倍近く増加しており、県では、事業所における住居借上げや奨学金貸与に係る費用の支援、技能実習生等への日本語学習支援を行っている。

今後も、他産業も含め全国的に外国人材のニーズが更に高まることを見込まれることから、受入れはもちろん、定着に向けて支援を継続していく必要があり、介護事業所からの要望にしっかり対応できるよう国庫補助率の引き上げなど更なる財政支援が必要である。

- 7 本県では、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築を推進しており、医療・介護関係施設のネットワーク加入促進を図りつつ、ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等間で共有できる全国医療情報プラットフォームについて、令和3年10月から一部運用が開始されている。令和6年6月及び12月に開催された国の第22回・第23回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークの併存（棲み分けや連携）について議論されたところであるが、早期の方針検討が必要である。

- 8 国が示す医師偏在指標上、本県は「医師多数県」に分類されているものの、都道府県別の医療施設従事医師数に占める35歳未満医師数の割合は、13.9%と全国で最も低く、若手医師が非常に少ない状況であり、近い将来、更なる医師不足に陥る可能性がある。

国においては、本県における持続可能な医療提供体制が構築できるよう、地域の実情等を踏まえた実効性のある対策の検討・実施を強く要望する。

- 9 令和6年度から施行された医師の働き方改革を推進するためには、医師のタスクシフト、タスクシェアを進める必要があり、今後、更に看護職員等が果たす役割が大きくなることから、人材確保及び定着が課題となっている。

本県では、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業支援等により人材確保の取組みを推進しているところだが、病院の常勤看護職員の離職率は1割を超えていることから、人材定着に向けた処遇改善の取組みが必要である。特に、離職の理由として給与への不満等が挙げられているため、診療報酬加算率の引上げ等による更なる収入引上げが必要である。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保
- 2 医療的ケア児及びその家族の支援体制・制度の充実
 - (1) 短期入所事業所等の設備導入等に係る財政支援や自宅以外でも訪問看護を受けることができる制度等の創設
 - (2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政支援の拡充
 - (3) 学校で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師配置に係る財政支援の拡充
 - (4) 在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設
- 3 重度障がい者医療費助成制度の創設・現物給付方式導入に係る財政支援
 - (1) 国の公費負担医療による全国一律の重度障がい者医療費助成制度の創設
 - (2) 当面の間の地方単独事業での実施における現物給付方式導入に係る国民健康保険国庫支出金の現額調整措置の全面廃止及びシステム改修等への財政支援
- 4 難聴者に対する支援制度の創設
 - (1) 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成制度の創設
 - (2) 補聴援助システム購入費の助成制度の創設
- 5 障害福祉サービスの安定的な運営及び質の向上に向けた報酬の見直しや補助金の創設等
 - (1) 物価や賃金の上昇による影響や他産業の給与水準を踏まえた報酬の見直し等
 - (2) 更なる医療的ケア支援体制の充実及び通院支援やターミナルケア等への対応を考慮した報酬の増額
 - (3) 就労選択支援事業運営の安定化と質の向上を担保するための報酬の増額
 - (4) 一時帰省時の居宅介護及び重度訪問介護を利用可能とする支給決定の見直し
 - (5) 外国人材の確保・定着に向けた介護分野と同様の補助金の整備
 - (6) 介護分野と同等の国庫補助事業メニューの充実
- 6 障害児通所支援事業所の人員基準の見直し等
- 7 事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し
- 8 障害年金の支給開始年齢の見直し及び障害年金の適正な支給
- 9 家族単位の支援計画を作成した場合を評価する新たな報酬の創設及びグループホームを利用する前に出産した障がい者とこどもとのグループホームでの同居に関する基準の緩和
- 10 障がいのある方の審議会等委員への登用促進
- 11 旧優生保護法に関する歴史的資料保存の推進

【提案・要望の内容】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援を行うため、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金について、所要額を確保していただきたい。

特に、地域生活支援事業については、県、市町村ともに所要額と補助額との乖離が大きく、障がい者の生活を支えるために必要な事業の継続が難しい状況にあるため、所要額の確保をお願いしたい。
- 2 (1) 医療的ケア児を受け入れる事業所を増やすため、短期入所事業所等開設時における備品等の購入費用に対する補助制度の創設と財源の確保をお願いしたい。また、医療的ケア児が自宅以外でも訪問看護を受けることができる制度の創設又は拡充と財源の確保をお願いしたい。

(2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるため、施設への給付費に看護師等配置の加算制度を設けるなど、質の高い医療的ケアが担保される制度の創設と財源の確保、施設改修や設備の導入等に係る国の負担割合の引き上げなど、十分な財政支援をお願いしたい。

(3) 学校における医療的ケア児の受入れと保護者のレスパイトケアの充実を図るため、現在行われている看護師配置に係る経費の1/3の財政支援について、申請額の満額補助が可能となる予算の拡充を継続してお願いしたい。また、私立学校における国負担割合の拡充をお願いしたい。

(4) 在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設をお願いしたい。
- 3 (1) 重度障がい者に対する医療費助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきもので、重度障がい者の自立と社会参加促進の観点からも、国において公費負担医療制度として創設されるようお願いしたい。

(2) 現物給付方式により実施した場合に国が行う、国民健康保険国庫支出金の減額調整措置については、市町村にとって大きな追加的財政負担となることから、全面的な廃止をお願いしたい。また、現物給付方式導入に取り組む市町村のシステム改修等への国の財政支援をお願いしたい。
- 4 (1) 軽度・中等度難聴児は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象外となっているため、補聴器購入費等助成制度の創設をお願いしたい。

(2) 補聴援助システムについて、補装具種目一覧で示す補装具扱いとしていただき、購入費等助成制度の創設をお願いしたい。
- 5 (1) 処遇改善加算等について、光熱水費等の物価や賃金の上昇による影響や他産業の給与水準を踏まえ、定期改定を待たず障害福祉サービス等報酬の見直し等により、安定的な運営が継続できる支援をお願いしたい。

(2) 障害者支援施設やグループホームにおいては、利用者の重度化や高齢化が進んでいるため、更なる医療的ケア支援体制の充実を図るとともに、通院支援やターミナルケア等への対応を考慮した報酬の増額をお願いしたい。

(3) 就労選択支援サービス施策を確実に遂行し、本サービスが一段と広がるようにするためには、アセスメント等に要する専門的な工数や地域連携に係る多大な調整業務を適正に評価し、事業運営の安定化と質の向上を担保することが不可欠であることから、次期報酬改定等にお

いて報酬単価の増額をお願いしたい。

- (4) 一時帰省時の居宅介護について、施設との移動日も含めて居宅介護及び重度訪問介護が利用できるよう支給決定の見直しをお願いしたい。
- (5) 介護分野の地域医療介護総合確保基金事業における介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援、技能実習生等介護人材受入支援事業、外国人材の住居借上げに係る支援及び外国人材の介護福祉士養成施設に係る費用の支給等、介護分野と同様の補助金の整備をお願いしたい。併せて、外国人介護人材獲得強化事業及び外国人介護人材定着促進事業については、円滑に事業を実施できるよう当初予算での対応をお願いしたい。
- (6) 国の令和7年経済対策において、障がい分野は、職員1人当たり月額1.0万円×6ヶ月分の支援のみ示されたのに対して、介護分野は、その他に賃上げの更なる上乘せ、食料品等の購入費に対する助成、サービスを円滑に継続するための設備、備品の購入費用等のメニューが示されたが、障がい分野と介護分野における人材不足、定着及び物価高騰に係る課題は共通している面が多いため、障がい分野においても介護分野と同様の事業の実施をお願いしたい。

6 中山間地域等の実情に応じ、小規模事業所を対象とした常勤規制の緩和（サービス提供時間帯に限定した人員配置）等の弾力的な運用をお願いしたい。

7 市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫補助金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合など、やむを得ない事情があると認められる場合には、国庫負担金の返還を免除する仕組みの早急な構築をお願いしたい。

8 障がい児が18歳に到達し、障がい者としてグループホーム等の住まいの場に係るサービスを利用する場合、生活費の負担が4万円から6万円ほどかかり、障害基礎年金の受給資格がない20歳未満の障がい者は、生活費の原資である年金の受給開始年齢まで経済的理由からサービスの受給を諦める可能性があることから、障害基礎年金の受給開始年齢を18歳に引き下げるなど適正な支給をお願いしたい。

また、厚生労働省の「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」によれば、令和6年度の障害年金の新規請求のうち非該当とされた割合は13.0%と過去最高の水準となっている。障がい者の自立を支援する重要なセーフティネットである障害年金の適正な支給をお願いしたい。

9 現行の障害福祉サービスの報酬体系は個人の自立支援に特化しており、家族単位の支援の評価は限定的であるが、現場では「8050問題」や「障がいのある親による育児」といった家族全体の崩壊につながる深刻な課題が噴出しており、個人単位の支援だけでは対応しきれない課題があることから、障がい当事者とその家族を一体的に支えるための新たな報酬体系の創設をお願いしたい。

具体的には、以下の3点をお願いしたい。

- ①家族全体の共通の意向に基づいた家族支援の計画（ファミリープラン（仮称）、以下「プラン」という。）の策定を評価する加算制度の創設
- ②家族支援の司令塔となる事業所（以下「ハブ事業所」という。）の従事者が、プランに基づき障がい当事者の家族に対して行う具体的な相談支援を評価する加算制度の創設
- ③ハブ事業所と日常的な連携や、プランの策定会議に参加する他の障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等に対する加算制度の創設

併せて、グループホームを利用する障がい者が出産した際、直ちに新たな住居等を確保するこ

とが困難な場合には、こどもとの同居を認めても差し支えないとする特例に加えて、プランの支援の範囲として、支給決定当事者である障がい者への給付を通じて支援を行うという考えの下、特例として、グループホームを利用する前に出産した障がい者であっても、グループホームでのこどもとの同居を認めていただきたい。

- 10 国の行動計画における「障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、政策決定過程への参画を促進する」ため、内閣府や厚生労働省をはじめ、他の省庁においても、多様な分野の審議会等へ障がいのある方を登用されることで、その動きが都道府県や市町村をはじめ、民間等へ波及し、取組みが加速するよう各方面へ働きかけをいただきたい。
- 11 旧優生保護法指定医の標札（優生保護法施行規則等の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第54号）による改正前の優生保護法施行規則その他の優生保護法指定医なる表示をいう。）等歴史的資料の取扱いは、旧優生保護補償法第33条に基づいて国で調査・検証等を行う中で、国において検討をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 地域生活支援事業費等補助金については、所要額に対して十分な国費が確保されず、一般財源による補充等を強いられている市町村もある。また、国の補助率が“1/2以内”とされていることから、令和7年度の本県事業の内示率が約45.0%に止まっている。必要な事業を計画的に実施できるよう、明確な補助率の設定と、所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、老朽化に伴う建替えや利用者の重度化・高齢化に対応した増改築のほか、共同生活援助や日中活動系事業所など地域生活移行の受け皿となる施設等の整備についての要望が年々増加しているが、令和7年度に係る本県の採択率は14.5%と非常に低くなっており、所要額の確保が必要である。

なお、国の補正予算（経済対策）においては、令和6年度及び令和7年度はすべて不採択となっており、現在13件の事業が整備できない状況となっている。当該事業の中には、建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備の整備及び感染拡大を防止するための多床室の個室化の整備等が含まれている。障がい者等の命の安全に関わることから、本県としては積極的な整備を早急に進めていきたい。

【県事業における過去4年間の当初予算に対する地域生活支援事業費等補助内示率（通常分のみ）】

年度	R4	R5	R6	R7
補助内示率	57.3%	75.7%	55.3%	45.0%

【県事業における過去3年間の社会福祉施設整備費補助採択率】（単位：億円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国予算額（全国）	257	130	133	144	147	158
採択率（金額）	100%	78.0%	68.3%	68.0%	63.9%	14.5%

- 2 (1) 医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備に対する助成（医療的ケア児等総合支援事業）はあるものの、医療的ケア児の受入れが可能な事業所等が不足している状況を解消するために短期入所事業所等の設置に対する支援が必要である。本県では県独自で事業所開設に係る備品等の経費補助を実施しているが、体制の充実を図るためにも、医療的ケアを行うに当た

って必要となる機器（電動ベッド、排痰補助装置等）や送迎用自動車等の導入に対する国の支援が必要である。また、外出先や移動の付き添い等の自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されず、移動手段を担っている福祉有償運送の報酬に上限がある等、医療的ケア児の家族やその支援者に負担が生じているため、国における支援が必要である。

- (2) 医療的ケア児保育支援事業では、事業実施主体の市町村が取り組まなければ施設は制度利用ができないため、市町村の財政負担を軽減するための補助率の嵩上げや、施設が独自で看護師等を配置するための経費に充てる費用の貸付制度の創設（免責事項含む）など、制度の拡充が必要である。また、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始することが補助率拡充の要件とされているが、同施設で継続して複数名の受入れを行っているケースもあり、これらの要件について見直しが必要である。加えて、施設改修や設備の導入等に関しては、現在、保育環境改善等事業を活用しているが、国の負担割合が1/3となっており、県及び市町村の財政負担の増加が課題となっている。
 - (3) 看護師配置に係る経費については必要額の1/3を申請するが、過去3年間の交付決定額は申請額の9割程度に止まっている。年々拡充していただいているところであるが、県や市町村は一般財源を持ち出している状況。また、私立学校では、看護師配置事業において国の負担割合が1/3であり、学校の負担が大きい。県内の医療的ケア児は増加傾向にあり、国支援の拡充が必要。
 - (4) 在宅で常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児の場合、非常用電源装置を常備していなければ災害時には生命維持の危機に直結するリスクを抱えている。非常用電源については、在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業による助成はあるものの、医療機関に対する補助であり、停電時にはじめて医療的ケア児に電源装置を貸し出すものになっている。また、令和8年度から始まる医療的ケア児等総合支援事業の医療的ケア児支援センターに対する補助についても停電時にはじめて医療的ケア児に電源装置を貸し出すものになっている。このため、発災直後も使用できるよう、本県では県独自で、在宅に移行する常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児に対して非常用電源を貸与する事業を令和7年度から実施しているが、体制の充実を図るためにも、本県が行うような事業に対する国による助成を要望する。
- 3 (1) 重度障がい者に対する医療費助成事業は、都道府県も財政支援を行いつつ、市区町村において、地方単独事業として実施しているが、各自治体とも、自己負担額や所得制限などの助成内容に差異が生じている。医療費に関する助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきものである。
 - (2) 重度障がい者に対する医療費助成事業は、市町村における助成方式が償還払い方式の場合、障がい者本人及びその家族にとって、一時的な自己負担額が生じることに加え、医療機関の領収書の保管・整理、受診日から1年以内に市町村への助成申請が必要であり、経済的・身体的な負担となっている。

また、市町村が現物給付方式導入に取り組む際には、システム改修費等も必要になることから、更なる国の財政支援が必要である。
- 4 (1) 軽度・中等度難聴児は、補聴器の装用により、言語の習得や学業、認知、コミュニケーション等社会生活において健全な発達が促されるため、早期に対応することが重要である。しかし、身体障害者手帳の交付対象外であることから、補装具費の支給対象外となっており、購入等に要する費用が利用者の経済的負担となっている（こどもの成長によるイヤーマウルの交換、故障による修理等）。

(2) 補聴援助システムについて、耳かけ型補聴器の装用者以外については補装具費の支給対象外となっているため、購入等に要する費用が、人工内耳の装用者など補聴器利用者の経済的負担となっている。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業を独自に実施している市町村及び補聴援助システムを特例補装具として助成対象としている市町村もあることから、こども政策を推進される国において補助制度を創設していただきたい。

5 (1) 処遇改善加算等について、公定価格・利用者負担で運営されている指定障害福祉サービス事業者等においては、物価高騰の影響分を利用者へ価格転嫁することができないため、事業所等は経費削減等に対応している。併せて、他産業との賃金格差や最低賃金の上昇により、人材不足の状況は年々厳しさを増している。事業者等の経営努力だけでは社会情勢の変化に対応することは困難であることから、安定的な事業運営に向け、物価高騰や賃金上昇等に即時的に対応できる制度が必要である。

(2) 利用者の重度化・高齢化について、令和6年度報酬改定において、障害者支援施設等では、利用者への医療的ケアの対応状況を踏まえ看護職員の配置人数に応じた評価が拡充されたが、更なる医療的ケア支援体制の充実をお願いするとともに、障害者支援施設やグループホームでの重度化・高齢化に伴う通院支援や看取りへの対応増も考慮した報酬の見直しをお願いしたい。

(3) 就労選択支援サービスの提供が令和7年10月から開始されたが、本県における指定サービス事業者は10か所（令和8年2月1日時点）に止まっており、全県的な広がりには欠ける状況にある。現場の事業者からは、質の高いアセスメントを担う専門人材の確保が極めて困難であるとの声が上がっており、現状の報酬体系では事業運営の安定化や新規参入の促進が図りにくい実態がある。ついては、本サービスが真に障がい者の就労選択の質を担保する基盤として定着するよう、次期報酬改定等において報酬単価の増額が必要と考える。

(4) 一時帰省時の居宅介護について、障害者入所施設の利用者が、昼間生活介護又は就労継続支援事業所を利用しても、施設入所支援の報酬が減額されることはない。これを踏まえ、障害者支援施設の利用者の一時帰省の際、親の高齢化等により重度障がい者の受入れが困難な事態が生じていることから、施設との移動日も含めて居宅介護支援及び重度訪問介護が利用できるよう制度の見直しをお願いしたい。

(5) 人材不足が深刻化する状況において、外国人の更なる活用への期待も聞かれる中、外国人材を迎えるにあたり、住居や生活手段の確保等の環境整備に関して困難に直面している事例等があり、地域の実情に応じた人材の確保・定着に向けた支援策を確保する必要がある。

(6) 国の令和7年経済対策において、障がい分野にはない国庫補助事業メニューが介護分野で示されたが、両分野が持つ人材不足、定着及び物価高騰に係る課題は共通している面が多く、障害福祉サービス事業所から「障がい福祉分野が取り残されている」との不安の声が大きいため、障がい分野においても、介護分野と同様の事業実施をお願いしたい。

6 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準は、利用児童数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上（うち1人以上は常勤）配置し、かつ児童発達支援管理責任者を1人（専任かつ常勤）配置することが規定されている。しかしながら、利用人数が国の基準である10人に満たない小規模な事業所においても、一律に基準通りの人員配置が求められるため、採算性の確保や人材確保が極めて困難な状況にある。こうした地域の児童は、近隣市町村の事業所まで通所せざるを得ず、長時間の

移動が負担になるとともに、本来受けるべき療育時間が十分に確保できないといった弊害が生じている。

7 自立支援給付費等（国負担1／2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、不正を行った事業者に対して指定取消等の措置を取るにあたり、市町村は事業者へ返還を求め、その財源をもって国庫負担金を返還するが、返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還せざるを得ない制度となっている。

8 障害福祉サービスについては、所得区分に応じた負担限度額で利用できるが、グループホームを利用する場合の共同生活に係る利用者負担分（食費、光熱水費、家賃等）は実費負担である。グループホームの利用者のうち、生活保護又は低所得の世帯が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われているが、利用者が負担する実費（約半数が4万円以上6万円未満、3割強が6万円以上）と比べて著しく不十分である。

このため、障害年金支給開始前の18歳から20歳未満の障がい者がグループホームを利用する場合、低所得の世帯にとってはその負担が大きく、障がい者の社会参加を支援するための社会資源を活用できないという実情がある。

また、障害年金の認定状況について、昨年度から大きく制限されているとの県内団体からの声がある。

9 障がい当事者を巡る課題は、生活の選択や「親なきあと問題」、社会的な偏見の払拭など、その多くが家族単位のテーマである。しかし、現行の障害福祉制度は、個人への給付を中心に構成されているため、家族という枠組みの中で複雑化した構造的課題に対し、既存のサービスのみでは適切な支援が困難となっている。

熊本県が相談支援事業所に対して実施した実態調査では、契約者の11.7%にあたる2,346人が既に家族支援を必要とする状況にあり、この「11.7%」という数字は、かつて強度行動障害支援体制加算が創設された際の対象者割合（12.6%）と同程度の規模であることから、制度化を図る上で十分なボリュームがあることを示している。

本県では、家族の共通意向を反映したプランを策定し、家族を一体的に支援するモデル事業を令和8年度に実施。社会的コストの削減も見据え、令和9年度に分析・効果検証を行う予定である。今後蓄積された事例報告に基づき、家族支援の有効性を正当に評価する報酬体系の構築を国へ要望することとしており、国においても、本県での成果を今後の施策における重要な指標とされたい。

10 本県では、令和7年度に全庁各課へ審議会等委員への障がいのある方の積極的登用等の推進を依頼したところ、防災や図書館、文化振興、選挙管理委員会等多様な審議会等へ新たに9の会議体に11名の障がいのある方を登用した（令和8年2月末現在）。

各省庁において、障がいのある方の登用や審議会等の運営における好事例等が蓄積することで、関連する業務を所管する自治体や民間等の模範となり、より多くの会議体に障がいのある方の登用が進むことが期待できる。

11 旧優生保護法指定医の標札は、旧優生保護法の被害者から過去にどのような人権侵害があったか学ぶ資料となるとの理由で収集・保存してほしいとの要望に接しているが、旧優生保護補償法第33条に基づいて国で調査・検証等を行うこととされており、その中で、検討いただきたい。

(参考) 9の本県モデル事業に係る試算結果

(熊本県試算)					
予防的コスト	単価 (円)	算定数	算定人数 (人)	費用総額 (円)	うち公費9割 (円)
ファミリープラン作成等加算 (I)	11,780	12月	124,620	17,616,283,200	15,854,654,880
ファミリープラン作成等加算 (II)	1,500	3回	124,620	560,790,000	504,711,000
ファミリープラン実施加算	2,000	48回	124,620	11,963,520,000	10,767,168,000
				合計 (A)	27,126,533,880

将来的減少見込社会的コスト	単価 (円)	算定数	算定人数 (人)	費用総額 (円)	
障害児入所施設措置費	421,000	12月	3,256	16,449,312,000	
措置入院	422,000	5.8月	3,589	8,784,436,400	
生活保護費	144,000	12月	1,591	2,749,248,000	
				合計 (B)	27,982,996,400

(A) - (B) = ▲856,462,520 円の社会的コストの削減効果あり

- 相談支援事業所への実態調査において家族支援が行われている総数2,346人(11.7%)を全国の障がい福祉サービス利用者数に当てはめると124,620人となる。(1,065,136人*11.7%)
 - ※1 : 1,065,136人は社会保障審議会障害者部会(第145回)R7.1.30資料(障害児除く)
- 相談支援事業所への実態調査において、代表的な家族支援の事例を収集した。その結果、提供された328事例のうち、予防効果として関連する件数は以下のとおり。※2 : 328事例は各事業所代表例を1事例回答するよう求めた結果の事例数
 - 児童関係62件 精神疾患68件 金銭関係30件(回答率70%)
- 今回の実態調査の有効回答率は70%であったため、回答率100%に換算した場合の件数は以下のとおり。
 - 児童関係88人 精神疾患97件 金銭関係43件(回答率100%)
- さらに、※1の数値と28,721人(相談支援事業所の実態調査契約者総数(20,105人(70%))を回答率100%に置き換えた数値)の割合(37倍程度)に応じて算定した全国の件数は以下のとおり。
 - 児童関係3,256人 精神疾患3,589件 金銭関係1,591件

こどもの歯の健康づくりに対する支援

要望事項

【厚生労働省】

効果的なむし歯予防対策のフッ化物洗口の実施推進に係る施策の充実・財政支援

【提案・要望の内容】

集団フッ化物洗口については、「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」において、高いむし歯予防効果と安全性が十分に確立しており、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、市町村において実施に努めることとされている。近年の人員不足等の現状を踏まえ、将来にわたって持続可能な取組みとなるよう、実施体制の確保に対する財政的支援の更なる強化や、関係者の合意形成に向けた予防効果等に関する積極的な情報発信をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例等に基づき、効果的なこどものむし歯予防対策として、保育所・幼稚園、小中学校等におけるフッ化物洗口の実施を推進し、むし歯の減少効果も現れ始めているところである。

一方で、人口減少が急激に進む中、市町村、教職員の人員不足・働き方改革の徹底等により、フッ化物洗口の実施体制の確保が難しくなりつつあり、将来を見据え、持続可能な体制への転換が急務となっている。また、実施にあたっては、「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」において、「関係者の合意を得た上で学校における集団フッ化物洗口の実施に努めること」とされており、教職員等をはじめ関係者の協力を得るためには、その効果や必要性について関係者と共通理解を形成することが重要となっている。

これらの現状を踏まえ、教育現場等の負担軽減等を図り、持続可能な実施体制へと転換していくためには、溶液タイプやポーショントタイプの洗口液の活用やボランティアの参画促進など、実施方法等を積極的に見直していく必要がある。しかしながら、溶液タイプ等を活用する場合、顆粒製剤タイプの10倍以上の予算確保が必要となるほか、ボランティアの人材確保も難しく、有償ボランティア等に頼らざるを得ない状況もあることから、フッ化物洗口に取り組む市町村に対する財政的支援の強化が不可欠となっている。

また、現場の教職員等をはじめ関係者との合意形成を探るためには、集団フッ化物洗口の効果や必要性の発信が必要であるが、各地方自治体がそれぞれ取り組んでいる状況で、その対応にも大きな労力を要している。集団フッ化物洗口の実施については、全国で進めている施策であり、その効果等についても関係者の理解や協力体制の構築を進めるため、国において、関係省庁が連携しながら、積極的に取り組んでいただくことが必要である。

公務員獣医師の確保

提案・要望事項

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

- 1 獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充
- 2 公衆衛生獣医師確保修学資金補助制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 公務員獣医師の安定的確保に向けた抜本的な改革として、獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充について、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び環境省等の各関係省庁による連携、検討をお願いしたい。
- 2 本県では公務員獣医師確保のため、獣医系大学の学生に対し修学資金給付事業を実施している。安定した財源確保のため、当修学資金に対し、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公務員獣医師は、公衆衛生・家畜衛生の両分野で重要な役割を担っている。公衆衛生分野においては、HACCPの導入支援、輸出施設認定・監視指導、輸出証明書の発行等に加え、動物愛護や食品衛生など多岐にわたる業務、また、家畜衛生分野においても、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防等の家畜防疫に係る業務などで職員の負担は年々増加している。一方、獣医系大学の実情として、地方出身の入学者が少なく、かつ就職希望先として小動物臨床の人気の高いため、地方での公務員獣医師の不足の大きな要因となっている。

新規採用職員はもとより、獣医師職員が育児休業等を取得した際の代替職員の確保も困難な状況であり、このような状況が続く場合、技術の継承や人材育成ができず、職員の質の低下、ひいては、負担増加に伴う早期退職者の増加など負の連鎖につながることから、早急な抜本的改革を要望する。

- 2 本県では、獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、産業動物獣医師の確保に関しては農林水産省から1/2補助があるのに対し、公衆衛生獣医師の確保に関する国の補助制度はない。公衆衛生獣医師確保についても十分な財源支援を要望する。

【本県の公務員獣医師の採用状況】

受験年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
採用予定者数 a	7	8	11	13	10	16	10	11	19	23	16	14	16
受験者数	31	20	26	14	12	14	10	3	4	13	6	3	-
採用内定者数	22	16	14	12	12	13	8	3	3	12	6	3	-
採用者数 b	5	7	9	8	4	9	5	2	1	8	2	1	-
b-a	-2	-1	-2	-5	-6	-7	-5	-9	-18	-15	-14	-13	-

【本県の修学資金給付事業】

事業名	就職先	備考
熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業	・ 県職員（農林水産部のみ） ・ 民間産業動物獣医師	農林水産省から1/2補助
熊本県獣医師確保修学資金給付事業	・ 県職員（健康福祉部、農林水産部）	補助なし

医療用医薬品等の安定供給への対策

提案・要望事項

【内閣官房、厚生労働省】

- 1 医療用医薬品の安定供給に向けた対策の推進
- 2 緊急時における県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の活用
- 3 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

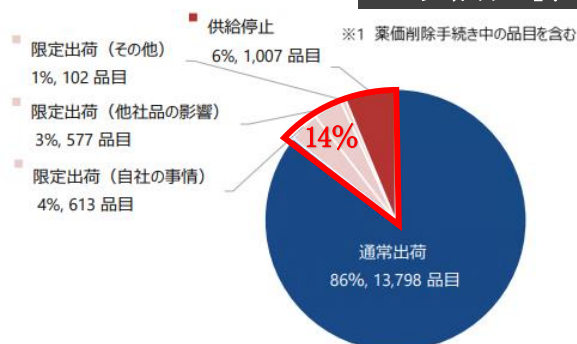
【提案・要望の内容】

- 1 品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、国として医薬品製造業者等の法令遵守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講じていただきたい。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が、医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の充実をお願いしたい。
- 2 国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、季節性インフルエンザの流行時に薬剤が逼迫した場合等に、薬剤の需給状況を踏まえながら国備蓄分は緊急的に使用が可能となるよう取扱いが示されたところ。都道府県備蓄分も活用できる仕組みの構築に向けた本県との協議・検討をお願いしたい。
 その中で、国におかれては、緊急時の使用にあたっての条件等について、医薬品製造業者等の関係者と調整いただくなどの環境整備をお願いしたい。
- 3 新型コロナワクチンについては、国産ワクチンの承認が進んではいるものの、大部分を海外からの供給に依存している状況は続いており、国産ワクチンの早期実用化が望まれている。
 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンについて、品質、有効性及び安全性が確認されれば、一日も早い実用化に向けて、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 厚生労働省が公表している「医療用医薬品供給状況報告（2025年12月）」では、全医薬品の14%が限定出荷・供給停止の状況にある。
 医療用医薬品の安定供給体制の強化等を目的として、令和7年5月に薬機法が改正され、段階的に施行されることとなった。令和7年11月には、供給不安の迅速な把握・報告聴取・協力要請、供給確保医薬品の指定、安定確保措置の指示等の改正法が施行された。これら施策の効果の検証を行うとともに、引き続き実効性のある対策を講ずる必要がある。

「供給停止」、「限定出荷」の割合



2025年12月 調査結果	供給停止		限定出荷	
	銘柄数	構成比	銘柄数	構成比
先発品	80	8%	120	9%
長期収載品 ※	59	6%	67	5%
後発品	599	59%	843	65%
その他医薬品 ※	269	27%	262	20%
合計	1,007	100%	1,292	100%

2 国の備蓄方針に基づく抗インフルエンザウイルス薬は、政府が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、地方交付税措置を受け都道府県が一定量を備蓄している。

国において、医療用医薬品の安定供給体制の確保に取り組まれているが、季節性インフルエンザの急な感染拡大により薬剤の増産等が必要になる場合には、製造等に一定の時間を要し、一時的に薬剤が逼迫することが考えられる。

そのため、都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄の趣旨や市場への影響に留意しつつ、一定の条件下で緊急的に活用することは、感染危機対応のみならず、安定供給の対策として有効であると考えられる。

現行の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

(平成25年6月7日閣議決定(H29年9月12日 変更))

国は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、**全患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄**。その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

(平成25年6月26日関係省庁対策会議(R4年6月30日一部改定))

備蓄目標量: **4,500万人分**

- 国と都道府県が均等に備蓄する行政備蓄分: 3,500万人分
- 流通備蓄量: 約1,000万人分

備蓄薬剤の種類: **多様性**を持たせる。

オセルタミビル、オセルタミビルのドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル、パロキサビル、ファビピラビル(※)が備蓄対象。

※ノイラミニダーゼ阻害薬4剤(オセルタミビル、オセルタミビルのドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル)及びキャップ 依存性エンドヌクレアーゼ阻害剤1剤(パロキサビル)の全てに耐性を示すインフルエンザウイルス株が出現するリスクがあることから、備蓄目標量の4500万人分に加えて、ファビピラビルを200万人分備蓄している。

備蓄薬剤の割合: **市場流通割合や想定する新型インフルエンザウイルスによる疾病の重症度を踏まえる。**

R6.5.27 第85回厚生科学審議会感染症部会資料

3 KMバイオロジクス株式会社が開発している不活化ワクチンは、インフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどの長年の使用実績があるワクチンであり、国民の信頼度も高く、早期に実用化することが望まれている。

同社は、2023年12月から、小児を対象としたワクチンの臨床試験を進めており、2025年4月からは株を変更(XBB. 1. 5系統→JN. 1系統)して有効性を検証している。

被災者見守り・相談支援等事業の実施要件の緩和

提案・要望事項

【厚生労働省】

生活困窮者就労準備支援事業における「被災者見守り・相談支援等事業」の実施要件の緩和

【要望の内容】

生活困窮者就労準備支援事業における「被災者見守り・相談支援等事業」は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることが実施要件となっているが、応急仮設住宅の供与終了後も、公共事業の影響等により住まいや生活の再建が完了せず、継続的な見守りを必要とする世帯が存在する場合には、本事業が継続して実施できるよう要件を緩和していただきたい。

また、供与終了後に市町村独自の被災者支援に移行した場合には、本事業に基づく県地域支え合いセンター支援事務所による支援が受けられなくなり、残された被災者への支援に支障をきたしていることから、移行後も、引き続き、県地域支え合いセンター支援事務所の支援を受けられるよう要件を緩和していただきたい。

【現状・課題】

被災市町村では、被災者の見守り・巡回訪問などを通じて生活再建と自立を支援するため、生活困窮者就労準備支援事業における「被災者見守り・相談支援等事業」を活用して地域支え合いセンターを運用しており、平成28年熊本地震では18市町村、令和2年7月豪雨では7市町村、令和7年8月豪雨では7市町が地域支え合いセンターを設置している。

一方、同事業の実施要領では、「災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであること」が実施要件とされている。しかし、実際の支援対象には、応急仮設住宅の入居者のみならず、退去者や在宅被災者など、継続的な支援を必要とする被災者が含まれることから、応急仮設住宅供与終了後の支援継続が課題となっている。

令和2年7月豪雨で被災した球磨村では、令和7年度末に応急仮設住宅の供与を終了したが、公共事業等の影響により28世帯の要支援世帯が残った。村では、独自に支援を継続しているが、財政支援がなく、県地域支え合いセンター支援事務所の支援も受けられない状況にある。

<令和2年7月豪雨における球磨村の事例>

(要支援者数の推移と内訳)

仮設住宅入居世帯はゼロとなる。

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
要支援世帯数	621	633	563	480	277	28
(うち仮設住宅)	353	275	123	43	9	0
(うち在宅)	198	258	368	324	159	22
(うち公営住宅)	0	0	3	69	86	0
(うち親族宅等)	70	100	69	44	23	6

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現

提案・要望事項

【内閣官房、総務省、農林水産省】

- 1 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
- 2 水田政策の充実強化と需要に応じた米麦大豆生産への支援
- 3 農業構造転換集中対策期間における確実かつ十分な予算の確保
- 4 強固な生産基盤の確立及び施設の保全管理への支援
- 5 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
- 6 新たな水産資源管理への取組みに対する十分な予算の確保と遊漁を含めた資源管理制度の検討
- 7 養蜂業の振興と花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
- 8 農業委員会が業務を適正に遂行するための十分な予算の確保
- 9 農林水産物の合理的な価格形成の実現に向けた対応
- 10 米国による相互関税等への対応
- 11 TPP、日EU・EPA、日米貿易協定等への対応

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、畜産クラスター事業等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、農業構造転換集中対策期間の別枠予算も含めた国予算の確保とともに、県及び市町村の負担を軽減するために地方債の対象拡大をお願いしたい。
- (2) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算確保と制度の維持をお願いしたい。
- (3) 輸出拡大に向けた非関税障壁交渉や各国輸入条件の周知強化をお願いしたい。特に、輸出国への残留農薬基準値の緩和に係る要望及び卸売市場を通じて青果物を仕入れる輸出者等への輸出青果物の残留農薬基準順守の継続的な周知についてお願いしたい。
- (4) 大都市圏市場等における荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送の円滑な推進に向けて、国による主導的かつ積極的な対応をお願いしたい。
また、遠隔地からの輸送効率化のため、パレット輸送に適した集出荷施設の機能強化等に係る事業を拡充するとともに、食料生産県である本県の農林水産物が持続的かつ安定的に大都市圏へ出荷できるよう特段の支援をお願いしたい。
- (5) 農林水産物の高付加価値化の取組みを推進するため、6次産業化等を支援する農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策事業）の継続と十分な予算の確保をお願いしたい。
- (6) 農地中間管理機構を通じた貸借を確実にし、担い手への農地集積・集約化を更に推進するために必要となる農地中間管理機構事業の十分な予算確保をお願いしたい。

- 2 (1) 米の価格については、生産者、消費者双方が納得できる合理的な価格に安定するよう、必要な対応をお願いしたい。

また、米の流通が多様化しており、需要見通し情報の精度向上と適時の情報提供をお願いするとともに、生産者が安心して需要に応じた米の生産に取り組めるよう、セーフティネットや生産基盤の強化への取組みをお願いしたい。
- (2) 水田政策の見直しに当たっては、生産現場に混乱を来さないよう生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするとともに、従来の制度と遜色のない助成水準の維持と十分な予算確保をお願いしたい。

特に、加工用米、酒造好適米、米粉用米は、需要に応える生産が継続できるよう支援の強化をお願いしたい。
- (3) 需要に応じた麦・大豆の安定生産を図るため、生産基盤の強化への継続的な支援をお願いしたい。
- (4) 主要農作物種子（米・麦・大豆）の生産基盤を強化するため、「産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠）」の継続と十分な予算確保をお願いしたい。
- 3 農業構造転換集中対策として集中的・計画的に推進されている、農地の大区画化（中山間地におけるきめ細やかな整備を含む）等、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・導入等については、対策期間中の計画的な事業執行ができるよう、引き続き、確実かつ十分な予算の確保をお願いしたい。
- 4 強固な生産基盤の確立に向け、農業農村整備事業関係予算の総額確保及び県内で実施中の国営事業について、事業の着実な推進をお願いしたい。また、地方負担と農家負担の軽減及び農村地域の実情を踏まえた事業制度の拡充と柔軟な運用をお願いしたい。特に、人口減少のさらなる進行を踏まえ、国営造成施設と同規模である県営造成の農業水利施設等の保全管理に係る支援制度の拡充をお願いしたい。
- 5 浜の活力再生プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業の十分な予算確保と重点配分、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業と競争力強化型機器等導入緊急対策事業の併用を可能とするよう柔軟な運用をお願いしたい。

特に、地域水産業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の加速化を図るため、補助率の更なるかさ上げをお願いしたい。
- 6 新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等の支援について十分な予算の確保をお願いしたい。

また、令和7年1月からマダイが、同年7月からブリのTAC管理が開始された。特に、マダイについては、資源評価を行う際は、種苗放流の効果や遊漁者による採捕調査の結果を資源評価に反映させるとともに、漁獲可能量の設定にあたっては、
漁業者による漁獲だけでなく、遊漁者による採捕量も考慮した上で、TAC管理手法の再検討をお願いしたい。
- 7 養蜂業の振興及び花粉交配用蜜蜂の安定確保に対する継続的な支援並びにミツバチヘギータダニ対策への支援強化をお願いしたい。
- 8 農地の権利移動に係る許可業務や農地利用最適化推進活動、地域計画の策定及び実現に向けた取組みなど、農業委員会の業務量は年々増加しており、農業委員会が業務を適正に遂行するため、機構集積支援事業をはじめ、必要な予算を十分に確保いただきたい。
- 9 農林水産業は食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える役割を担っている。農林水産業のもつ多面的機能への国民

の理解醸成と農林水産業者の持続的な経営発展のための消費者理解の醸成を図るとともに、食料システム法に基づく合理的な価格形成の仕組みについて、コスト指標を参考に生産・集出荷の各段階で価格転嫁が実現されるよう検討いただきたい。

- 10 米国による相互関税等については、令和7年7月22日の日米合意以降、追加関税が適用されていたが、令和8年2月24日からは10%の通商法122条に基づく関税が措置されている状況である。これらの関税の状況により影響を受ける事業者等が、輸出先の多角化・新規販路開拓等に取り組む場合の支援を引き続きお願いしたい。
- 11 農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施と地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、産地の収益力強化に不可欠な基幹施設の整備に支障が生じているため、十分な予算確保が必要。また、新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、共同利用施設の老朽化が進んでいることから、農業構造転換集中対策期間において、施設の再編集約・合理化の実施による産地の生産基盤の強化を図るための別枠予算を含めた予算確保が必要である。併せて、財政力に制限のある本県及び市町村が地方財政措置を十分に活用するため、農協のみならず農事組合法人に対する県及び市町村の上乗せ補助が起債の対象となる必要がある。
- (2) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業は、予算の不足が懸念されている。各産地の担い手が計画的に事業に取り組むための十分な予算の確保と制度の維持が必要である。
- (3) 更なる輸出の拡大に向けた取組みを進めるにあたり、輸出相手国において残留農薬基準値が日本と大きく異なる場合があり、輸出の大きな障壁となっている。さらに、卸売市場経由など産地が意図しない形で青果物が輸出され、残留農薬違反となる場合があり、産地のブランドへの悪影響が懸念されることから、引き続き、継続的な啓発活動等を実施し、輸出者等への残留農薬基準の順守徹底が必要である。
- (4) 働き方改革関連法改正以降、本県では「物流の2024年問題」に対応するため、モーダルシフトやパレット輸送の実証試験、商慣行の適正化推進、農産物集出荷システムの試験導入等を実施してきたところ。今後はさらに労働力不足が懸念される2030年問題に向け、本県農林水産物を持続的かつ安定的に消費地へ届けるため、大消費地市場等での荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送への移行等に加え、輸送コスト増加を産地（農業者）のみの負担とせず、産地間で不公平感が生じないよう全国的な仕組みづくりや消費地側の理解醸成が必要である。
- (5) 本県は、「食のみやこ熊本県」創造に向け、令和7年7月に「『食のみやこ熊本県』創造ビジョン」を策定し、稼げる農林水産業の実現及び食関連産業の発展への取組みを進めている。本施策の実現に向け、6次産業化等地域資源を活用し付加価値の創出を加速化させる取組みは重要であり、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）の継続と十分な予算確保が必要である。
- (6) 令和5年4月に改正された基盤法等の施行に伴い、機構では増加する貸借への対応や地域計画の協議の場へ参画するための増員に加え、近年の賃金上昇の影響もあり、農地中間管理機構事業の事業費が増加している。今後も、貸借件数の増加に伴う書類確認の負担に加え、

出し手と受け手への丁寧な説明や切替案件はタイミング良く手続きを行うなどにより、機構を通した貸借を確実にを行うため、農地中間管理機構事業の十分な予算確保が必要である。

2 (1) 米価の高止まりは、大きな社会問題となっており、価格の安定化は喫緊の課題である。

需要に応じた米の生産を進めるためには、正確な需給見通しが不可欠であり、流通の多様化を踏まえた迅速かつきめ細かな情報発信が必要である。

また、米生産現場に混乱が生じないよう、丁寧な情報提供に加え、規模拡大や省力化を後押しする機械や施設導入など、生産基盤の強化が必要である。さらに、適切な時期の備蓄米買上げ等による流通調整と併せて、急な米価下落にも対応できるセーフティネットの充実が必要である。

さらに、適切な時期の備蓄米買上げ等による流通調整と併せて、急な米価下落にも対応できるセーフティネットの充実が必要である。そこで、生産資材や人件費の上昇による所得減少に対応できるよう、生産コストを反映した所得補償をお願いしたい。

(2) 令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、これまで構築してきた水田フル活用による水田営農体系が損なわれないことがないように、水田活用の直接支払交付金制度に替わる制度においても、助成水準の維持と十分な予算確保が必要である。

(3) 麦・大豆については、生産量や品質の安定化に向けた機械・施設の導入など生産基盤の強化が必要である。

(4) 主要農作物種子（米・麦・大豆）を安定的に生産・供給するため、産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠）の継続と十分な予算確保が必要である。

3 国におかれては、令和7～11年度の5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化（中山間地におけるきめ細やかな整備を含む）等、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・導入等を集中的・計画的に推進しているところ。本県においては、県内の農業団体や生産者からの要望を受け、計画的な事業執行が求められていることから、来年度以降の確実かつ十分な、対策期間中の安定した予算の確保が必要となっている。

4 今後、食料安全保障を永続的に確保するためには、農地等の生産基盤を強固にしていくことが不可欠であり、現下の資材や人件費高騰による事業費の上昇分を踏まえ、農業農村整備事業関係予算の総額を確保するとともに、県内で実施中の国営事業（八代平野、宇城、八代、玉名横島）を着実に進める必要がある。

また、県営、団体営事業を加速化するため、地方負担・農家負担の軽減策の更なる充実を図るとともに、国内の飼料生産拡大など食料安全保障の重要性の高まりや農家人口の減少などの自然社会条件の変化を踏まえ、費用対効果算定手法の見直しなど、事業制度の拡充と柔軟な運用を求める。

農業水利施設については、農業者の減少・高齢化に伴い、管理体制が脆弱化するとともに、気候変動、営農の変化等により、管理が複雑化かつ高度化し、さらに、突発事故や物価高騰も相まって管理コストも増加している。こうした中、改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画（通称、水土里ビジョン）が位置付けられた。熊本県においても、施設の適切な保全管理に向け、水土里ビジョンの策定を促進するため、水土里ビジョン策定までの間、一定規模以上の土地改良施設を管理する土地改良区の維持管理費を一部支援する県単独の事業制度を創設した。それでもなお、今後、人口減少の更なる進行により、地域住民による施設の管理負担の増加が懸念されることから、国営造成施設と同等規模の農業用ダムや排水機場等の県営造成施設も補助の対象とする制度拡充など、農業水利施設等の保全管理への支援の拡大を求める。

5 水産資源の減少、燃油や資材の高騰、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」に基づく取組みを推進する必要がある。

また、荷さばき施設などの共同利用施設は、その大半が昭和50年代から平成10年代初頭にかけて集中的に整備され、老朽化により機能が低下しており、その多くが更新時期を迎えている。

一方、事業実施主体である漁業協同組合は、担い手の減少、水揚量の減少などにより、その経営は極めて厳しい状況にあり、多額の自己資金を要する施設の再整備は困難である。

また、地方公共団体においても、厳しい財政状況下にあることから、補助率の更なるかさ上げが必要である。

6 新たな資源管理の推進に当たって、漁業者が安心して資源管理に取り組むことができるよう、資源管理対象魚種の採捕停止等に係る収入減を補填する漁業収入安定対策事業等が重要である。

令和7年1月からマダイが、同年7月からブリのTAC管理が開始された。特に、マダイについては、資源評価を行う際は、種苗放流の効果や遊漁による採捕調査の結果を反映させる必要がある。

また、漁獲量可能量の設定にあたっては、漁業者による漁獲だけでなく、遊漁者による採捕についても考慮した上で、TAC管理の手法を再検討する必要がある。

7 近年、養蜂業ではミツバチヘギタダニの被害が特に深刻化し、蜜蜂の増殖が困難となっており、養蜂業経営への影響が深刻化している。動物用医薬品によるダニ対策を講じているものの、その薬剤への耐性を持ったダニが増加しているとの報告もあることから、薬剤のみに頼らない総合防除技術の検討も必要であるため、養蜂振興への蜜源増殖に向けた継続的な支援とともに、ダニ対策等のさらなる充実を図る必要がある。併せて、本県野菜の主要品目であるすいか、いちご、メロンは交配に蜜蜂を利用しており、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた継続的な支援が必要である。

8 平成28年の法改正に伴い、担い手への農地利用の集積・集約化などの農地利用の最適化推進が農業委員会の必須業務に位置付けられ、さらに令和5年には地域計画策定の法定化により、目標地図の作成や地域計画の達成に資する利用権設定等が農業委員会の重点取組みとなった。

このように、年々農業委員会の業務は増大していることから、各市町村農業委員会からは、機構集積支援事業をはじめ、必要な予算の十分な確保を求める声が高まっている。

9 農林水産業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有している。その恩恵は国民全体に及ぶものであり、農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成が重要である。

我が国の農産物の多くは市場流通が主流であり、卸売市場は、大量・多様な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献している。また、出荷された全量を引き受ける体制は産地にとって大きなメリットとなっている。一方で、市場流通による価格は、需要と供給のバランスにより決まることから、生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなっていない。県による価格転嫁に係るアンケート調査結果では、価格転嫁ができていない（一部を含む）とした生産者・出荷団体は2割に満たなかった一方で、仲卸・販売店は約7割であった。

このような実情を踏まえ、新たに成立した食料システム法に基づく合理的な価格形成の規制的措置について、国民の理解醸成を図るとともに、生産・集出荷の各段階で価格転嫁が実現されるような仕組みの確立が必要である。

10 米国による相互関税については、令和7年7月22日に、既存の関税率が15%未満の品目は一律15%、15%以上の場合は従来の税率を維持することで日米合意に至り、9月4日にトランプ米大統領が大統領令に署名。

県では、県内の農業関係団体や事業者にヒアリングを行ったところ、関税率が上昇する品目では今後の影響を懸念する声があり、事業者によっては輸出先を他国へシフトすることを検討されている。

また、木材製品については、通商拡大法第232条による10%の関税が、引き続き適用されていることから、県としては、米国の関税に伴う県内木材産業への影響について注視しつつ、影響を受ける木材産業への支援策を検討する必要がある。

11 TPP、日EU・EPA協定、日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定により、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないようにする必要がある。

環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 森林資源の循環利用の確立に向けた林業への支援
- 2 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の実現に必要な森林環境保全整備事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
(2) 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な施設整備等の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 「みどりの食料システム戦略」実現のため、農林漁業者だけでなく消費者にも参加意識を持ってもらうよう、国民全体に向けた周知啓発をお願いしたい。また、関連技術の早期開発・実用化をはじめ、生産資材や機械導入に対し、より一層の支援をお願いするとともに、補助事業の要件として導入されているクロスコンプライアンスについては、報告後の内容確認が生産現場の負担増とならないようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 県内の人工林の約8割が本格的な利用期を迎え、主伐が進む中、再造林面積も増加傾向にあるが、森林資源の着実な循環利用を進めるため、花粉症対策を踏まえながら再造林を推進していく必要がある。
また、令和5年10月に決定した「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を踏まえ、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化やスギ材需要の拡大等に取り組む必要がある。
(2) 民間建築物を含む建築物一般の木造化・木質化に加え、新技術・新工法（CLTやBP材等）による施設整備など新たな需要創出に向けた取り組みが必要である。
- 2 持続可能な食料システムの構築に向け策定された本戦略を実現するためには、農林漁業者の戦略への理解と取り組みへの動機づけに加え、消費者が地球環境問題に貢献しているという参加意識を持って農産物を購入するよう、本戦略についてわかりやすい情報発信と説明を行い、理解促進を進め、国民の行動を変容させることが必要である。
技術実証に係る支援策が充実する中、環境負荷低減活動の更なる取り組みには新たな生産技術の早期開発及び実用化が不可欠となっている。また、化学肥料・農薬のこれまで以上の削減やCO₂の排出削減を進めるには、新たな技術導入に係る資材や機械の導入コストに対する支援が必要である。
さらに、従来からの制度である有機農業推進法や特別栽培農産物の表示等に加え、みどり認定や環境負荷低減の見える化など新たな制度も実施されているなかで、補助事業の要件としてクロスコンプライアンスが令和9年度から本格導入されることから、引き続き、農林漁業者への制度の説明、現地における内容確認の対応等の負担軽減が必要である。

農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化

提案・要望事項

【総務省、農林水産省】

- 1 親元就農をはじめとした担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
- 2 全国随一のいぐさ産地である熊本のい業の担い手に対する恒久的な支援
- 3 スマート農林水産業の推進への支援
- 4 半導体集積地域における畜産営農継続に向けた取組みに対する継続的な支援
- 5 自然災害(地震、豪雨、台風、噴火)及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
- 6 豚熱やアフリカ豚熱などの悪性家畜伝染病、ミカンコミバエなどの重要病害虫等の対策強化及び家畜防疫業務の効率化による負担軽減
- 7 技術系公務員確保に向けた対策の強化

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 親元就農をはじめとした新規就農者の初期投資を支援する経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業については、新規就農者の定着や経営発展に有効であり、引き続き十分な予算確保及び確実な地方財政措置をお願いしたい。さらに、都道府県の財政負担軽減のため負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援をお願いしたい。
また、国の令和7年度経済対策にて創設された新規就農者チャレンジ事業については、65歳未満の意欲的な新規就農者の機械・施設の導入が支援対象であり、県としても推進していることから、当初予算での恒常的な措置及び運用をお願いしたい。
(2) 親元就農や新規参入、雇用就農といった多様化する就農形態に鑑み、支援の対象や期間の拡充と、農業を担う者のあらゆる相談に対応する「県農業経営・就農支援センター」の十分な予算確保をお願いしたい。
(3) 地域農業構造転換支援事業は地域計画を着実に進める支援メニューとして必要であり、現状の要件を維持し、引き続き十分な予算確保をお願いしたい。
(4) くまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保をお願いしたい。
(5) 漁業就業直後の経営が不安定な時期に、初期投資の支援及び自立をサポートする給付金制度を創設していただきたい。また、本県の新規漁業就業者の多くは親元就業であり、現在の制度では支援を受けることができないことから、制度の見直しをお願いしたい。
(6) 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、地域農業を支える外国人材が大都市その他の特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できる制度としていただきたい。また、農家等が必要な受け入れ態勢を整えるためにも早期の情報提供と令和9年4月の新制度開始以降に混乱なく移行できるよう十分な移行期間を設けていただきたい。加えて育成就労から特定技能へ移行する際の、日本語能力試験の追加に当たっては、学びたい者が十分な日本語教育を受けられる環境整備をお願いしたい。
- 2 い業の担い手の生産性向上・経営安定に必要な支援や国産量表の消費拡大の取組みとともに、畳表価格安定制度等の継続と畳文化の維持、継承・発展等の国内い業振興に向けた法の整備をお願いしたい。

- 3 担い手の急激な減少や労働力不足に対応するため、省力化・省人化や技術伝承等につながるスマート農林水産業の普及推進について、引き続き農業構造転換集中対策期間の別枠予算を含めた必要な関連事業の十分な予算確保をお願いしたい。また、中山間地域を含む現地実装を加速化させるため、低コストや小型化など、で生産現場の実態に応じた技術の早期開発をお願いしたい。
- 4 半導体集積地域における畜産生産基盤の維持に向け、地域未来交付金を活用した畜産公共事業の実施に関する助言・指導に加え、自給飼料の確保や家畜排せつ物の適正処理に向けた取組みに対する支援を引き続きお願いしたい。
- 5 (1) 農業者の経営環境の悪化等のリスクへの対応強化のため、更なる柔軟なセーフティネットの構築をお願いしたい。
(2) 災害時に被災した個人所有の養殖施設等について、農業施設における災害復旧と同程度の支援が受けられるよう支援制度の創設をお願いしたい。
- 6 (1) 国際的な人流・物流の増加を踏まえ、悪性家畜伝染病や重要病害虫の水際防疫対策等の更なる強化をお願いしたい。また、ミカンコミバエなどの重要病害虫の侵入警戒やまん延防止等の対策強化をお願いしたい。
(2) 豚熱ワクチン接種については、民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計を見直していただき、家畜防疫業務の負担軽減をお願いしたい。
(3) ランピースキン病の対策強化に向けたデータ収集及び関係者への丁寧な情報共有をお願いしたい。また、ワクチンの早急な承認又は迅速かつ安定的な接種体制の構築をお願いしたい。
- 7 農学、畜産、農業土木、や林業、水産の農林水産系の技術職員を確保するため、国においては、農林水産業の振興を担う公務の重要性を広く周知するとともに、県独自で行う広報活動に対する財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 経営発展支援事業や世代交代・初期投資促進事業については、親元就農の継承に重要な施策である。本県では、事業活用を推進しており、十分な予算確保と、地方自治体が安定的に取り組むための確実な地方財政措置が必要である。さらに、要望額増加に伴い、本県の財政負担が増加しているため、国と県の助成額の負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援が必要である。
また、国の令和7年度経済対策にて創設された新規就農者チャレンジ事業については、65歳未満の意欲的な新規就農者の機械・施設の導入が支援対象であり、県としても推進していることから、当初予算での恒常的な措置及び運用をお願いしたい。
- (2) 基盤強化法の改正により各都道府県に設置された「県農業経営・就農支援センター」の予算については、各県の就農及び経営相談・経営継承の重要な窓口である。R8年度から企業参入の相談業務も新たに追加されており、現状の交付額では運営に要する経費を賄えるとは言えないため、十分な予算確保が必要である。
- (3) 地域農業構造転換支援事業については、国の要件見直し（担い手への目標集積率8割→6割に緩和）により地域計画実現に向け要望が増加している。県としても、担い手への農地集積を進めるうえで本事業を推進しており、次年度以降も更なる要望が見込まれている。
- (4) くまもと林業大学校においては、県内の森林資源が成熟する中、資源として利用し、植えて、育てていくための担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでいる。こうした中、令和6年度から定員を増やしており、予算の拡充が必要である。
- (5) 経営体育成総合支援事業では、漁業学校等での知識の習得期間に限った給付金制度はあるものの、就業後は指導者への研修経費の支援のみであり、就業後に必要な漁船や漁具などの

初期投資への支援や就業後の給付金制度は整備されていないため、支援創設が必要である。また、新規就業者の確保を推進するため、親元就業を給付金の対象とするなど、効果的に活用できる制度への見直しが必要である。

(6) 本県農業分野では、6,805人の外国人材が就労し、そのうち技能実習生が3,892人と57%を占め、今回の制度見直しにおいては、多くの外国人材等が影響を受けることから、早期の情報提供と十分な移行期間の措置が必要である。また外国人材の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念されており、転籍要件の緩和にあたっては、地域間の偏りを是正する措置が必要である。

加えて現行制度では技能実習2号を満了すれば特定技能へ移行できたが、見直し後は新たに技術試験と日本語能力試験の合格が要件(N4~N3レベル)となり、特定技能へ移行する外国人材の減少が懸念されるため、日本語教育に係る環境整備や支援が必要である。

2 本県は、国産豊表需要のほとんどを担ういぐさの一大産地であり、熊本県議会議員提案による「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例」を制定した(R7年3月)。本県のいぐさの生産状況は農家数、栽培面積減少が続き、加えて令和7年8月豪雨による甚大な被害や、相次ぐ専用機械の製造中止により、産地維持がさらに難しくなっており、いぐさの担い手が意欲を持って営農継続と規模拡大に取り組めるよう恒久的に支援することが重要である。

3 本県では、高齢化等の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。

4 半導体企業の集積が進む県北・菊池地域では、農地の売買や賃借契約の解除等により、飼料生産や堆肥の還元を支障が生じている。このような状況を踏まえ、県・関係市町・関係団体が連携して畜産農家全戸を対象に意向調査を実施し、地域の実情に基づく営農継続構想を取りまとめた。本構想の実現に向けては、地域未来交付金等を活用し、地域住民との共生を図りつつ、自給飼料の確保、家畜排せつ物の適正な処理、堆肥の広域流通などの取組みを推進することとしている。これらの取組みを着実に進めるため、助言・指導並びに継続的な支援をお願いしたい。

5 (1) 増加する自然災害等に対し、農業者のセーフティネットへの更なる加入を促進するため、より農業経営の安定に資する制度とすることが必要である。

収入保険においては、補填額が農業者の再生産可能な収入を確保できるよう、特に基準収入金額の算定に当たっては、資材・飼料等の物価上昇を踏まえた制度にするなど、農業者が安心して加入を継続するための対策をお願いしたい。

(2) 農業においては、災害時に被災した農業施設に対する支援制度(農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ))により、手厚い支援を受えられることから、水産業においても養殖施設等の復旧に関する同様の支援制度を創設する必要がある。

6 (1) アフリカ豚熱(以下「ASF」という。)は、有効なワクチンや治療法がないことから、国内で発生した場合の畜産業への被害は甚大なものとなる。ASFウイルス侵入防止対策については畜産だけでなく、野生いのししへのウイルス伝播及び死亡個体の処理など環境にも配慮した防疫対策が重要である。また、ASF等の海外悪性伝染病を国内へ侵入させないために、外国からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等の水際防疫対策をさらに強化する必要がある。とりわけ熊本空港では、台湾や韓国との往来が増加しており、感染症侵入リスクの高まりを踏まえた対策強化が求められている。

国内線が到着する空港における靴底消毒は、関係機関と調整して推進するよう依頼があっているが県の責任において実施すべきなのか不明確である。負担を軽減する方法も含めて、消毒の必要性や効果について明らかにする必要がある。

さらに、九州全域において飛来が高頻度で確認されているミカンコバエや九州本土で上

陸が確認されたアリモドキゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウ、沖縄と鹿児島で発生したセグロウリミバエ、加えて、中国において発生が確認され、宿主植物（花粉等）の輸入が停止されたナシ火傷病、ランピースキン病のベクターであるサシバエ、ヌカカ、ネッタイシマカなど重要病害虫の侵入警戒やまん延防止を図る必要がある。特に、ミカンコミバエについては、隣接県でミカンコミバエが多数誘殺された場合や防疫対策を強化する際には、航空防除などの県域を越えた広域な対策が迅速かつ効率的に実施できるよう、国の主導的かつ柔軟な対応をお願いしたい。また、まん延防止対策等の防疫強化対策については、植物防疫事業交付金及び消費・安全対策交付金の弾力的な運用と十分な予算確保をお願いしたい。

国内で令和6年11月に初めて確認されたランピースキン病の主要な感染経路はサシバエ等の吸血昆虫による機械的伝播とされており、個体数が多いことと吸血頻度が多いことから、特にサシバエ対策が重要である。

また、九州本土で確認はされていないものの、本州等において分布が拡大している特定外来生物のクビアカツヤカミキリに対するモニタリング手法の確立と水際対策の強化が求められている。

- (2) 豚熱については、岐阜県での発生以降、6年が経過し、北海道以外の全地域で継続したワクチン接種が実施されている。打ち手の確保として知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種も可能となったが、ワクチンの管理は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針により都府県が実施するものと規定されている。ワクチン接種を行っている限り、豚熱の清浄化は長期的である。また、豚熱ワクチンは国内承認を受けたワクチンであるとともに、過去には市場流通していたものであることから、家畜生産農場衛生対策事業を活用するなど民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計の見直しが必要と考える。これにより、現時点で生じている都道府県によるワクチンの管理や事務手続き等の家畜防疫業務の負担軽減につながる。なお、ワクチン接種農場の監視は、都府県による免疫付与確認検査により徹底可能である。

一方、平時も含めた調査・報告等の家畜防疫業務に対する負担は年々増加しており、現に通常業務がひっ迫している。また、近年の鳥インフルエンザや豚熱の国内発生及びASF等の防疫対策として、家畜だけでなく、野生いのししに対する防疫対応も増えていることから、県の負担軽減が図られるよう業務の整理が必要である。

- (3) ランピースキン病が流行した際の感染牛の症状や、症状を呈さない感染牛の存在など、病態については未だ不明な点が多いことから、本病の発症機序や治癒の経過に関する検証と見直し及び発生予察を行うことが必要である。令和7年7月28日付けで政令が改正され、法に基づく殺処分や移動制限等、適正な防疫措置が可能となった。一方で、本病のワクチンは未承認ワクチンであるため、現状では家畜防疫員が接種を担わざるを得ない状況にある。今後、媒介昆虫が活発化する時期に複数の農場で同時に発生した場合等は、発生農場での防疫対応に追われ、接種人員の不足が懸念される。このため、本病ワクチンの早急な承認又はそれに代わる迅速かつ安定的な接種体制の構築が必要と思われる。また、農場の環境や季節の変動を背景としたサシバエなどの吸血昆虫の生態や有効な防除対策についても調査を進める必要がある。

- 7 近年、農林水産業を担う技術系職員は、採用の申込者数が減少傾向にあり、気象災害や悪性家畜伝染病等の緊急時の対応をはじめ、平時の業務においても不足している状況にある。

そのため、国において、農業生産基盤の整備や新技術の普及を行う農林水産系の技術職員の魅力を発信するためのキャンペーンを実施するなど、学生等に対してその重要性を訴求されるとともに、県独自の技術職員確保のための広報・周知に対しての支援が必要である。

中山間地域農業・農村の持続的な発展に向けた総合的な支援

提案・要望事項

【農林水産省】

中山間地域における農業・農村を維持継承していくための支援の強化・充実

【提案・要望の内容】

中山間地域は、平坦地に比べて、厳しい地形条件や生産条件、深刻な鳥獣被害などにより、担い手の減少や高齢化などが加速度的に進んでおり、今後、農業の維持だけでなく、集落そのものの維持が困難になることが懸念されている。

また、国におかれては、令和7～11年度の5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・導入等を集中的・計画的に推進されているところであるが、中山間地域は平坦地と比べ取り組みづらく、条件不利地域が取り残されることが不安視されている。

このため、中山間地域における担い手の維持・増加につながるよう、担い手の確保・育成はもとより、地形条件・生産条件の改善や有害鳥獣による農作物被害防止などの環境整備並びに集落維持や地域資源を活用した新たな価値を創出する取組み等に対する中山間地域への支援（補助事業や交付金等）の強化・充実をお願いしたい。また、中山間地域の農業者が積極的に活用できるよう都道府県が行う周知活動へのご協力をお願いしたい。

なお、特に中山間地域への支援を強化・充実していただきたい補助事業や交付金等は以下のとおり。

地形条件の改善

- ① 農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）及び中山間地域農業農村総合整備事業で実施する基盤整備において、省力化整備の実施状況や収益率等に応じた促進費の導入や中山間地域の多面的な価値を適切に評価した新たな促進費メニューの創設。
- ② 中山間地域での基盤整備は、平坦地と比べて事業費が大きくなることから、地方自治体の費用負担に対して地方財政措置の充実（起債充当率90%→100%、地方負担に対する交付税措置率20%→50%）。
- ③ 日本型直接支払制度において、地域の共同活動、営農や集落機能の維持に向けた取組を継続的に実施できるよう要望量に見合う十分な予算確保。また、県や市町村の事業推進のための十分な予算確保。
- ④ 中山間地域等直接支払交付金において、中山間地域と平場との生産費の格差の実態を踏まえた水準に向けた交付単価の引き上げ
- ⑤ 水利施設管理強化事業において、農業用水を活用した冬期湛水などの地下水涵養に伴う、農業水利施設の施設管理の掛かり増し経費に対する費用負担の軽減策の創設。

生産条件の改善

- ① 新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、地方財政措置の充実・強化、農業構造転換集中対策期間の別枠予算も含めた国予算の確保とともに、県及び市町村の負担を軽減するために地方債の対象拡大。【再掲】
- ② 主要農作物種子（米・麦・大豆）の生産基盤強化のための「産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠）」の継続と十分な予算確保。【再掲】

- ③ スマート農林水産業の普及推進において、引き続き農業構造転換集中対策期間の別枠予算を含めた必要な関連事業の十分な予算確保とともに、中山間地域を含む現地実装を加速化させるための低コストや小型化などの生産現場の実態に応じた技術の早期開発。【再掲】
- ④ 令和9年度からの環境保全型農業直接支払交付金の見直しにあたっては、農業者がさらに意欲を持ち、環境保全型農業に継続して取り組めるよう配慮。
- ⑤ 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）における十分な予算確保及び支援メニューの充実

有害鳥獣による農作物被害防止

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金における必要な予算の確保及び捕獲補助金の上限単価の引上げ及び効果的な被害防止対策に関し地域の実情に応じた手法の分析・確立

担い手の減少・人口減少対策

- ① 農村型地域運営組織（農村RMO）形成における補助金の自己負担分への配慮や、事業終了後の自走化への支援の充実。
- ② 経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業における引き続きの十分な予算確保並びに確実な地方財政措置及び都道府県の財政負担軽減のための負担割合の見直しなどより一層の国の支援【再掲】
- ③ 地域農業構造転換支援事業における現状の要件の維持及び引き続き十分な予算確保【再掲】

【現状・課題】

中山間地域は、県内経営耕地面積の約4割を占め、約半数の販売農家が生産活動を展開するなど、県農業を支える重要な存在であり、生産条件が不利な中山間地域も農業振興を図るうえでは、重要な地域である。

しかし、県の中山間農業における調査では、担い手・後継者の高齢化による人材不足、鳥獣被害の深刻化、条件の悪い農用地を引き受ける農業者の不足が課題としてあげられており、今後は、条件不利地域ほど過疎化・高齢化が進行することになり、農業だけでなく集落を維持するだけの担い手がいなくなることが懸念されている。

中山間地域の農業・農村が持続的に発展するためには、担い手の確保・育成が重要であり、厳しい地形条件・生産条件の改善や有害鳥獣による農作物被害防止などの環境整備、地域資源を活かした新たな価値創造への取り組みを加速度的に推進するためのインセンティブとして、中山間地域に対する支援の強化・拡充が必要である。

地形条件の改善

- ① 中山間地域の基盤整備において、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の強化が必要である。また、促進費助成対象は集積のみならず、地域用水への活用など多面的機能を有している点も加算対象とすることが必要である。
- ② 中山間地域での基盤整備は、平坦地と比べて事業費が大きくなる傾向にあることから、地方自治体財政負担が大きくなっている。食料安全保障の強化のための重点対策では、農地の大区画化と併せて中山間地域においてきめ細やかな整備を実施することとされており、農業構造転換集中対策（農地の大区画化等）に係る地方財政措置は、新たに農業構造転換集中対策事業債（起債充当率100%、交付税措置率50%）が創設されたところである。中山間

地域の持続的な農業の実現のために実施する農作業の省力化に資する農地法面勾配の緩傾斜化等、きめ細やかな整備を確実に進めるためにも、農業構造転換集中対策の要件を満たすことが困難な当該地域の基盤整備についても地方財政措置の充実による財政負担の軽減が必要である。

- ③ 日本型直接支払制度は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。地域の共同活動、営農や集落機能の維持に向けた取組を継続的に実施できるよう引き続き十分な予算確保が必要である。また、人口減少や高齢化が進む中、活動組織の計画的な取組みの実施と体制整備に向けて、推進交付金の十分な予算確保が必要である。
- ④ 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域と平場との生産費の格差を是正するため、地域の実態を踏まえた水準へ交付単価の引き上げを行う必要がある。
- ⑤ 県内では農業用水を活用した冬期湛水などの地下水涵養の取組みが進められており、これらの取組みは多面的機能の発揮に寄与している一方、土地改良区などの施設管理者は農業水利施設の施設管理の掛かり増し経費が生じていることから、施設管理者に対する費用負担の軽減策が必要である。ついては、水利施設管理強化事業の特別型の拡充をお願いしたい。

生産条件の改善

- ① 新基本計画実装支援・農業構造転換支援事業については、共同利用施設の老朽化が進んでいることから、農業構造転換集中対策期間において、施設の再編集約・合理化の実施による産地の生産基盤の強化を図るための別枠予算を含めた予算確保が必要である。併せて、財政力に制限のある本県及び市町村が地方財政措置を十分に活用するため、農協のみならず全ての事業主体に対する県及び市町村の上乗せ補助が起債の対象となる必要がある。
- ② 主要農作物種子（米・麦・大豆）を安定的に生産・供給するため、産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠）の継続と十分な予算確保が必要である。
- ③ 本県では、高齢化の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。
- ④ 環境保全型農業直接支払交付金も、農業者が安心して継続的に取り組めるよう、予算の十分かつ安定的な確保をお願いしたい。また、令和7年度から有機農業の取組みは単価が上がったが、堆肥の施用など単価が下がった取組みもあり、令和9年度からの制度見直しにおいては、農業者の意欲向上につながるような事業メニュー及び単価設定をお願いしたい。また、農業者が提出する書類は専門的な内容が多く複雑なため、確認事務の簡素化と負担軽減が必要である。
- ⑤ 本県では農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）を積極的に活用しているが、採択方法の変更や支援水準の引き下げにより取組の停滞を懸念している。また、R7経済対策で措置された新メニュー（元気な地域創出モデル支援のうち地域力活用）については当初予算の通常メニューとしていただくことで、中山間地域での収益力向上等の取組が拡大すると認識。

有害鳥獣による農作物被害防止

- ① 本県における有害鳥獣による農作物被害について、令和6年度は6億円を超え増加傾向にある。鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結していることから、被害の減少に向けて、有害鳥獣の生息環境管理、侵入防止対策、捕獲及びジビエ利活用、並びに

これらを実践する人材の育成等を強化していく必要がある。このことから、これらを実施する鳥獣被害防止総合対策交付金について、継続的かつ必要な予算の確保や捕獲経費の実態や物価高騰等による影響を考慮した捕獲補助金の上限単価の上げが必要である。

また、被害減少のためには、地域における鳥獣被害の実態や野生鳥獣の生息状況を踏まえた手法を選択・実施することが重要である。このため、国における伴走支援を通じて、全国で実施している取組みの効果を分析・検証し、集約のうえ提示していただきたい。

担い手の減少・人口減少対策

- ① 農村RMOの形成補助のR 9以降の新規取組には協議会等の自己負担が必須となり、経営や財政基盤が厳しい地域は取組をためらう可能性がある。また、集落の維持に向けては、事業終了後の自走化への支援の充実も必要である。
- ② 基幹的農業従事者の減少と高齢化が急速に進む中、親元就農者は地域の農業やコミュニティーの発展にも寄与できることからその確保・育成がますます重要となっている。
- ③ 地域農業構造転換支援事業については、国の要件見直し（担い手への目標集積率8割→6割に緩和）により地域計画実現に向け要望が増加している。県としても、担い手への農地集積を進めるうえで本事業を推進しており、次年度以降も更なる要望が見込まれている。

燃料・肥料・飼料等生産資材の安定供給及び価格高騰対策

提案・要望事項

【農林水産省】

中東情勢の緊迫化による燃料や生産資材等の供給不足及び価格高騰の影響を最小化するための生産資材等の安定確保・供給に向けた対応や、燃油価格や肥料価格等の高騰に対応する経営安定対策の充実

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）の恒久化、十分な予算確保、発動基準価格の上限設定等制度の拡充
- 2 石油由来の生産資材等の安定確保・供給に関する取組み及び価格高騰に対する支援制度の創設並びに気候変動への対応に係る十分な予算の確保
- 3 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準等の明確化と化学肥料の代替となる家畜排せつ物由来堆肥等の地域資源の利活用への支援
- 4 耕畜連携等による国産飼料増産に係る施策の充実・強化、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に必要な十分な予算確保及び各種畜産経営安定対策の柔軟な運用と十分な予算確保
- 5 漁業経営セーフティネット構築事業（配合飼料価格安定対策事業）の十分な予算の確保と制度の充実

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 令和10年度が事業期限となっている施設園芸等燃料価格高騰対策については、恒久化するとともに十分な予算確保をお願いしたい。
(2) 施設園芸セーフティネット構築事業および茶セーフティネット構築事業は、発動基準価格に上限を設定するとともに、国負担割合の拡大をお願いしたい。
(3) 燃油・ガス等の燃料を利用する全ての農業者が、燃料価格高騰対策・セーフティネット構築事業への加入が可能となるよう制度の拡充をお願いしたい。
- 2 中東情勢の緊迫化により燃料や生産資材の供給不足の懸念や価格高騰が生じている。産地への影響を最小化するため、被覆資材をはじめとする生産資材の安定確保・供給に対する国の働きかけをお願いしたい。加えて、ハウス被覆フィルムやマルチ、養殖用支柱やロープ等の生産資材のより一層の価格高騰も懸念されていることから、持続的な経営につながるような生産資材に対する支援制度の創設をお願いしたい。加えて、中東情勢の緊迫化に伴い原油由来資材の供給が途絶する恐れが払拭できない中、農林水産物の生産・流通等の在り方について検討するとともに、生産価格のコスト上昇を踏まえた適正価格での流通実現に向けた関係者や消費者への更なる機運醸成や普及啓発をお願いしたい。また、夏季の高温対策として、生産現場で新たに必要となる遮光・遮熱資材等の導入に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 3 肥料価格費の急激な変動に対応するため、次の事項をお願いしたい。
(1) 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準や補助率等の明確化
(2) 家畜堆肥を利用した混合肥料の開発や下水汚泥等の未利用資源の肥料化に向けた施設整備及び機械導入支援に係る十分な予算の確保
(3) 家畜排せつ物由来堆肥について、畜産農家等での良質堆肥生産のための施設や耕種農家の円滑な活用を推進するための機械・施設等の整備に係る十分な予算の確保をお願いしたい。

- 4 (1) 本県では稲WCSが全国1位の生産面積であり、堆肥の耕種農家利用が行われているだけでなく、その裏作でイタリアンライグラス等を生産する農業生産法人が畜産農家に販売するなど、水田活用直接支払交付金を活用した耕畜連携が定着している。この耕畜連携が大きく減退することがないように、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、これまでの本県の水田を活用した耕畜連携事例を畑作においても展開・発展できるように、助成水準の維持と十分な予算確保及び必要な対策を講じていただきたい。
 - (2) 飼料価格の更なる高騰により畜産農家の経営が圧迫されることのないよう、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に必要な十分な予算を確保していただきたい。また、生産者の自助努力のみでは吸収できないコスト上昇が生じた時には、適切な支援措置を講じるなど、柔軟な対応をとっていただきたい。
 - (3) 畜産経営安定対策について引き続き状況に応じた柔軟な運用と十分な予算の確保をお願いしたい。
- 5 配合飼料の更なる高騰により養殖業者の経営が圧迫されることのないよう、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料価格安定対策事業）の十分な予算の確保と中小養殖業者の負担割合を現状の国対養殖業者の1対1から2対1へ拡大いただきたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 農業者と国の拠出により、燃料価格が一定の基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸等燃料価格高騰対策事業については、令和10年度が事業期限となっている。
 - (2) 発動基準価格は過去5か年、急騰特例基準価格は過去3年の平均単価を基に算定される。令和2年以降、燃油価格の高止まりが続いており、現状の算定方法では、今後発動基準価格等が上昇し、補填が受けられない事態が生じることが懸念される。
また、燃油以外の様々な生産資材コストも上昇しており、農業者の経営が厳しくなっているため、現在、国と農業者で1:1の負担となっている積立金について負担軽減が必要である。
 - (3) 現行の対策では、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が支援対象となっているが、本県の特産作物である、いぐさ、葉たばこが、乾燥工程において、重油、灯油を使用しているにも関わらず、対象外となっており、支援が必要である。
- 2 農業者は、燃料だけでなく、ビニルなどの被覆資材はこの3年間で13%程度高騰しており、農業所得が減少している。漁業者においても、養殖用飼料だけでなく、漁業生産に必要な養殖用資材や出荷用資材等がこの2年間で13%程度高騰しており、漁家経営を圧迫している。
林業・木材産業では、木材製品を梱包するための梱包資材の価格高騰や調達が困難な状況が出始めとなっている。また、合板メーカーにおいては、接着剤の調達不安から生産量を減じ、原料である原木の受入れを抑えている。
住宅着工が縮小する中、このような資材の価格高騰や調達不安から、さらなる住宅市場の低迷が懸念され、木材需要に影響を及ぼすことが予測される。
今後、生産コスト上昇分を価格転嫁した適正価格での取引の実現に向けた意識醸成の取組みや、原油由来資材の供給が途絶えるという最悪の状況を想定した、農林水産物の生産・流通等の在り方の検討を行う必要がある。
また、本県では、2年連続の記録的な猛暑となっており、高温障害の発生による農畜産物の品質・収量低下が懸念されている。令和6年度から米、野菜、果樹、畜産において農業団体と県を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、生産現場で遮光・遮熱資材の導入などの対応策等に取り組んでいるが、本格的な暑熱対策の普及には国からの支援が必要である。
農業者や漁業者が安心して営農を継続することができるよう、生産資材の安定供給及び価格高騰に対する対策または支援制度の創設が必要である。

3 原油価格や物流コストの高騰に加え、中国によるリン酸肥料原料の輸出検査厳格化の継続や円安の影響、中東情勢の緊迫化に伴う原材料価格の再上昇などから、肥料価格は依然として高止まりしている。県内の令和8年度の春肥価格（R7年11月～R8年5月供給分）は、高騰前である令和3肥料年度秋肥と比較して、26.7ポイントもの上昇となっている。

国において、令和6年3月、国内肥料資源利用拡大対策事業に肥料価格急騰時の影響緩和対策が盛り込まれたが、発動基準や補助率等は明確化されていない。

一方で、国際価格の影響を受けにくい体質とするため、化学肥料の代替となる家畜ふん堆肥を利用した混合肥料の開発や、下水汚泥等の未利用資源の肥料化など国内資源の活用を推進することが必要である。

また、化学肥料代替として堆肥を利用する際の課題である良質堆肥生産や堆肥のストックヤード及び堆肥散布に係る機械や散布労力を確保するためには、耕種農家が組織的に機械や施設を整備し、散布体制を確立することが必要である。

4 (1) 価格高騰時の公的な支援制度のない粗飼料や単体の飼料穀物については、国内の自給率を向上させることが肝要であるが、畜産農家の持つ土地基盤や労働力のみでは長大作物や牧草類、子実用とうもろこし等の国産飼料の増産に限界があるため支援の充実が必要である。

(2) 配合飼料価格安定制度は、価格高騰時の激変緩和を目的とした制度であり、現在のように価格が高止まりしている状況下では補てんが発動されないことは承知している。

しかし、昨今の世界情勢等を踏まえると、今後の更なる価格高騰の可能性も否定できず、農家負担の軽減につながる柔軟な対応と支援が必要である。

(3) 各種畜産経営安定対策等についても、飼料等の高騰の影響による個別経営体の資金繰りが悪化しており、状況に応じて経営安定対策の生産者負担金の納付猶予等、柔軟な運用をお願いするとともに、これらの制度が適切に機能するよう、十分な予算の確保が必要である。

5 養殖生産コストの約7割を占める配合飼料は、ここ3年間でも1.1倍に上昇するなど養殖業者の経営を圧迫している。配合飼料の高騰は、養殖業者の自助努力では対応できないことから、養殖業者の経営を安定化させるため、漁業経営セーフティネット構築事業（配合飼料価格安定対策事業）の十分な予算の確保と中小養殖業者の負担割合を現状の国対養殖業者の1対1から2対1へ拡大が必要である。

海洋環境の変化に伴う赤潮被害対策等への支援

提案・要望事項

【総務省、農林水産省、環境省】

- 1 海洋環境の変化に伴う被害軽減技術等の確立
- 2 事業継続・経営安定に関する支援
 - (1) 漁業災害補償制度（養殖共済）の見直し
 - (2) 運営資金の融資に関する支援
 - (3) 赤潮被害抑制の取組みに関する支援
 - (4) 高水温や赤潮による被害軽減のための施設整備に関する支援
- 3 高水温や赤潮対策などに取り組む地方公共団体に対する財政的支援

【提案・要望の内容】

令和7年度も赤潮への最大限の警戒をする中で、シャットネラ属赤潮により養殖シマアジ6,500尾、ヘテロカプサ サーキュラリスカーマ赤潮により養殖アコヤガイ510,780個がへい死する被害が発生した。令和3年度から5年連続での赤潮被害となり、被害総額は50億円を超えている。

また、夏季の高水温化に伴い、魚類養殖では、マダイの体表のスレや脱鱗を伴うへい死が、ブリやシマアジでは成長の停滞が確認されており、有害赤潮による影響も相まって、養殖業者の経営に甚大な影響を及ぼしている。さらに、ノリ養殖では、今期もこれまでで最も遅い11月6日から種付けが開始されるなど、養殖期間が短くなり生産量が減少している。この状況を養殖業者の経営努力と共済制度の枠組みや県、関係市町による支援だけで乗り越えていくことは困難であることから、養殖業者の希望の灯が消えないよう特段のご配慮をお願いしたい。

- 1 赤潮の発生メカニズムは不明な点が多く、現状の被害防止対策の効果は限定的であることから、養殖業者が安心して持続的に養殖を営んでいくためには、有害赤潮による被害を最小化するための更なる研究・技術開発が不可欠である。

このため、発生メカニズムの解明や発生防止対策の確立を進めるとともに、効果的かつ経済的な防除技術や赤潮に強い養殖魚の育種など被害軽減技術の開発及び早期の実用化をお願いしたい。

また、令和6年度のように広域に有害赤潮が発生し、複数の県で被害が発生する場合、単県では対応が困難であることから、国主導の下、防除対策をお願いしたい。

さらに、本県養殖業の維持・発展には、環境変動に対応するための抜本的な対策が不可欠であるため、国が主体となり、海水温が上昇しても養殖可能なブリ、マダイ、ノリなどの養殖用種苗等の研究開発をお願いしたい。併せて、海水温の上昇など環境変動が水産動植物に及ぼす影響について、国と関係県が連携しての評価・検証をお願いしたい。

- 2 (1) 養殖対象種毎の共済単価について、近年の養殖経営に係るコスト上昇に見合う見直しを行うとともに、柔軟な制度の運用をお願いしたい。その際、新たな掛金負担とならないように措置するようお願いしたい。

なお、かけ流し式のトラフグの陸上養殖についても、漁業共済の対象とするよう制度の拡充をお願いしたい。

また、赤潮被災漁場の生残魚については、エラの損傷や長期に亘る餌止め等により品質や歩留まり低下が生じるため、こうした赤潮に起因する二次被害についても赤潮特約で対応するようお願いしたい。

(2) 赤潮により被害を受けた養殖業者に対する利子助成について、農林漁業セーフティネット資金等に対する国の無利子化措置の上限（現行1千万円上限）を、養殖業者の経営実態に鑑み、概ね1億円を上限とするようお願いしたい。

熊本県における令和5年及び令和6年の赤潮被害において赤潮被害を受けた養殖業者の運転資金の借入れについては、国の無利子化措置の上限を超える部分で、以下の件数・借入金額に対して利子助成を行っている。

令和5年の赤潮被害：5件/3億6千2百万円

令和6年の赤潮被害：2件/1億2千万円

利子助成の対象となる借入金額の内訳は、1億円が2件、9千万円が2件、5千万円が1件、3千2百万円が1件、2千万円が1件である。

(3) 養殖業者等による赤潮被害の発生抑制に向けた自主的な取組を推進するため、自動観測機器や養殖業者等による赤潮モニタリング体制の高度化、AIによる赤潮増殖予察システムの開発やICTを用いた監視体制整備、より効果の高い赤潮駆除剤や底質改良剤の散布などの取組みに対して引き続き支援をお願いしたい。

(4) 高水温や赤潮発生時の被害を軽減するため、生簀の大型化や足し網の導入に必要な施設整備に対する定額支援をお願いしたい。

また、高水温や赤潮による被害を回避する新規漁場の整備にかかる係留施設や消波施設等の設置について有八特措法等に基づく補助率のかさ上げ対象とするなど特段の支援をお願いしたい。

3 赤潮被害対策費用については、国により特別交付税の措置がなされているが、被害を受けた養殖業者に対する支援やへい死魚の処分費用など、高水温や頻発する赤潮への対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となることから、新たな国庫補助制度の創設とそれに伴う地方財政措置による更なる財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

1～3 令和3年度から5年連続で発生した八代海における赤潮被害は、5年間の被害総額が50億円を超えており、本県の養殖業に深刻な影響を与えている。

また、昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により、養殖業者は厳しい経営環境に置かれている中、5年連続の赤潮による甚大な被害を受けた養殖業者からは、将来に向けた事業継続を不安視する声が挙がっており、事業継続や赤潮対策への支援が急務となっている。

さらに、魚類養殖では、マダイで夏場を中心に体表のスレや脱鱗を伴うへい死が、ブリやシマアジで高水温期に成長の停滞が確認されている。ノリ養殖では、高水温により種付け時期が遅くなり養殖期間が短くなることで、生産量が減少している。

表 有害赤潮による漁業被害の状況（令和3年度～令和7年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
被害尾数	65千尾	2,916千尾	1,124千尾	665千尾	7千尾	4,777千尾
被害金額	91百万円	1,965百万円	1,544百万円	1,480百万円	2百万円	5,082百万円

地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 物価高騰や人手不足、急激な最低賃金の引上げ等の経営環境の変化への対応に向けた事業者の新たな取組み等への継続支援
- 2 物価上昇に対する賃上げのための労務費等の適切な価格転嫁施策の継続・強化
- 3 官公需における適切な価格転嫁の推進
- 4 最低賃金制度の適切な運用
- 5 円滑な事業承継促進のための支援の継続
- 6 更なる人材確保のための多様な正社員雇用に対する税制優遇措置等による企業へのインセンティブの拡充
- 7 商工会・商工会議所が行う伴走型支援の機能強化のための経営発達支援計画実施への継続支援
- 8 米国の関税措置等に対する対策の実施

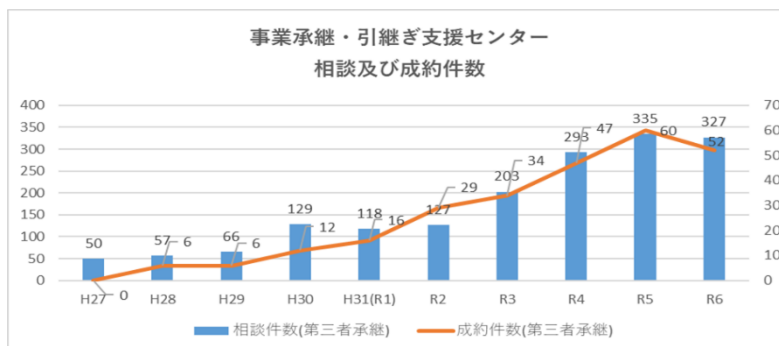
【提案・要望の内容】

- 1 物価高や人手不足等の経営環境の変化に対応するためには、中小企業者の生産性向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等の取組みが重要であることから、引き続き、中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金等にかかる予算の確保をお願いしたい。併せて、物価高等の経済情勢で苦しむ事業者に対しては、状況に応じた資金繰り支援の継続や、経営改善・事業再生に対する支援の強化をお願いしたい。
また、今後の更なる最低賃金の引上げにより厳しい経営環境となる事業者に対し、賃上げの環境整備のため、生産性向上や事業効率化といった取組みへの継続的な支援をお願いしたい。
- 2 賃上げや原材料・燃料等の物価高騰に対応するための労務費等の適切な価格転嫁を促すため、取引調査員(取引Gメン)による訪問調査や、中小受託事業者との取引の適正化を推進することを目的として設置された“取引かけこみ寺”での相談受付等の取組みの継続及び強化をお願いしたい。
- 3 地方公共団体の発注において物価上昇等を踏まえた価格転嫁が可能となるように引き続き財政的な支援をお願いしたい。
- 4 最低賃金について、地方最低賃金審議会における公労使によって、法の趣旨および法に定める三要素に基づき、労働者と使用者双方の実態を十分に踏まえた審議がなされるよう、制度の適切な運用をお願いしたい。
- 5 熊本のみならず、全国的に企業の後継者不足が深刻となる中、地域経済を維持・発展させるためには、さらなる円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が必要であることから、事業承継・M&A補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等に対し、引き続き強力で支援いただきたい。
- 6 更なる人材確保のため、正社員として働く意欲はあるものの、子育てや介護その他の事情によりフルタイムでの就業が難しく現在就業していない方々の就労を促進するため、企業が職務・勤務地・時間を限定した多様な正社員を新たに雇用した場合、一定の税制優遇など一層のインセンティブの拡充をお願いしたい。
- 7 商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の策定及び計画の実行に必要な経費の支援(伴走型小規模事業者支援推進事業補助金)を継続いただきたい。

- 8 米国の関税措置がもたらす経済への影響等について分析を行い情報提供を行うとともに、関税の影響を大きく受ける輸出関連企業や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援、経営指導等、地方の産業や雇用への影響を最小限にするため、躊躇なく追加的に必要な対応を引き続き実施していただきたい。

【現状・課題】

- 1 物価高や人手不足等、事業者を取り巻く経営環境が変化し、その先行きが不透明感を増す中、事業者の事業継続と成長を促進させるためには、その生産性の向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等にしっかりと取り組むことが重要である。現在、国が実施される中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金（通常枠・特別枠）等は、これらの取組みにとって効果的であることから、事業者の継続的な活動を強力に後押しするため、その継続が必要である。
また、急激な最低賃金の引上げにより、商工団体が会員企業に行った調査では、その7割以上が「今回の最低賃金の引上げが経営に大きな影響がある」と回答しており、併せて、物価高等の影響による資金繰り・経営の悪化が懸念されることから、状況に応じた資金繰り支援の継続や、経営改善・事業再生に対する支援の強化が引き続き必要である。
- 2 労務費等の適切な価格転嫁を促すため、取引Gメンによる訪問調査や取引かけこみ寺での相談受付等の取組みが行われているが、現在も取引かけこみ寺には年間100件を超える相談があっており、価格転嫁の早期実現が喫緊の課題となっている。
- 3 従来からの物価高に加え、急激な労務費の上昇により、県内の中小企業・小規模事業者から経営環境への影響を懸念する声が出ており、民間の取引だけでなく、官公需においても適切な価格転嫁による適正価格での取引の実施が求められている。
- 4 最低賃金法は、労働者の生活の安定等を趣旨としたものであるが、都道府県によっては地方最低賃金審議会での実際の議論において、他県への人口流出を意識するあまり、過度な他県への競争を意識した議論となる傾向にあることや、審議会の多数決の場で委員の一部が退席するなど、公労使それぞれの理解のうえで審議がなされていない場合もあり、特に県内商工団体からは、その体制や審議の方法について見直しの必要性が指摘されている。
- 5 本県では、事業承継診断を行った事業者のうち、約4割の事業者が「後継者候補はいない」と回答しており、円滑な親族内承継の推進とともに後継者不在企業への支援が重要となっている。事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、相談件数・成約件数ともに年々増加傾向にあるが、事業承継の取組みをさらに後押しするため、事業承継・M&A補助金により、専門家の活用や事業承継・引継ぎ後の設備投資等への支援の継続が必要である。



- 6 厚生労働省の「雇用均等基本調査（令和6年度）」によると、多様な正社員制度「あり」と回答した事業所は24.3%となっている。人材不足対策は喫緊の課題であり、短時間正社員制度など多様な働き方の推進を加速するため、キャリアアップ助成金の「多様な正社員制度規定に関する加算措置」に加えて、企業が職務・勤務地・時間を限定した多様な正社員を新たに雇用する場合の一定の税制優遇措置など一層のインセンティブの拡充が必要である。

- 7 商工会・商工会議所による経営発達支援計画（小規模事業者支援法）に基づく小規模事業者への伴走型支援の更なる推進と機能強化に必要な所要額の確保に向け、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金による支援の継続が必要である。
- 8 令和7年7月23日に関税措置について日米間で合意に至り、相互関税や自動車関税は15%とすることとされた。当初の関税率から引き下げられたものの一定の関税率が課されることから、中長期的に見ると本県のあらゆる産業への影響が懸念される。また、相互関税に対する違憲判決を受けて令和8年2月24日から10%の代替関税が発動されており、米国の関税措置の動向を引き続き注視する必要がある。

F I T 期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

- 1 F I T 期間終了後の太陽光発電施設放置ゼロに向け、撤去資金を「貯める」、F I T 期間終了後も「使う」、適切な「リサイクル」を促進する取組みの強化
- 2 地域共生型の再エネ導入「推進」と「抑制」との両立が可能となる仕組みの構築

【提案・要望の内容】

1 F I T 固定価格買取制度の期間満了後、太陽光発電事業の廃止や太陽光パネルの大量廃棄、さらには撤去されず放置されることを懸念しており、「太陽光F I T 後放置ゼロ」に向けた取組みをしっかりと進める必要がある。そのため本県では、学識経験者、事業者（発電、リサイクル）及び行政で構成する「熊本県太陽光F I T 後パネル等放置ゼロ対策検討会議」を設置し、残されたF I T 期間内に効果的な対策が実施できるよう検討した。

この検討会議では、地球環境だけでなく、豊かな自然環境も未来に残すためにも、撤去資金を「貯める」、F I T 期間終了後も「使う」及び適切な太陽光パネルの「リサイクル」が必要とされており、次の取組みをお願いしたい。

(1) 撤去資金を「貯める」

- ・物価高騰によって、撤去を行う際の資金不足の懸念があり、撤去積立の積み増し及び発電事業者への周知を行うこと。
- ・物価高騰の影響を踏まえ、解体・撤去費用の積算について再度検証すること。
- ・F I T 期間終了前に、各事業者の撤去資金の確保状況等に関する調査を実施し、その結果を自治体と共有すること。また、資金不足が明らかで、撤去ができない恐れがある発電事業者等に対しては、「F I T 交付金の一時停止措置」も含めた対応も検討すること。

(2) F I T 期間終了後も「使う」

- ・地球温暖化対策の推進には、再エネの更なる推進が必要であり、国内企業による中小規模の発電施設の集約化など、再エネの長期安定電源化に向けた取組みを推進すること。

(3) 適切な「リサイクル」を促進

- ・太陽光パネルのリサイクル義務化を行わなければ、埋立（最終処分）に流れ、最終処分場の容量を圧迫するおそれがあることから、早期に廃棄の量に関わらずすべての太陽光パネルのリサイクルを義務化すること。
- ・国は「多量事業用太陽電池廃棄者」に対する規制を行う方針だが、分割して撤去するなど、容易に義務を免れることができないようにすること。
- ・ガラスの水平リサイクルに加え、自動化など経済性を向上する技術開発及び支援を行うこと。

2 再エネを「促進」すべきは「促進」し、「抑制」すべきは「抑制」することができるよう、地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定だけでなく、「抑制区域」（仮称）の設定など、再エネ導入と抑制との両立が可能となる仕組みの構築をお願いしたい。

【現状・課題】

1 平成24年（2012年）のF I T 制度の創設により、全国で太陽光発電施設が急速に普及。今後も地球温暖化対策の推進には、再エネの更なる推進が必要である。F I T 制度開始から10年以上が経過し、F I T 期間の折り返しを過ぎる発電施設も生じる中、「太陽光パネルが撤去されず放

置されるのでは」、「太陽光発電の大規模な停止が起こるのでは」、「大規模な太陽光パネルの廃棄が生じるのでは」といった懸念が生じている。F I T後の太陽光パネル等の処理が適切になされなかった場合、再エネ自体の批判につながり、更なる再エネの推進に対する逆風になりかねない。

そのため、まず、太陽光パネルが撤去されず放置されることがないように、撤去に必要な資金を確実に「貯める」必要がある。現在、国が解体費用等積立基準額を定め、F I T制度の中で積み立てる「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」が令和4年（2022年）7月に開始済みだが、①物価高騰、②傾斜地などの設置場所、③リサイクル関係費用増などにより、同制度による資金のみでは撤去資金が不足することが懸念されることから、必要額の再検証、撤去積立の積み増しや発電事業者への周知が必要である。また、資金確保については全国的な課題であるため、その状況把握に努めるとともに、自治体に現状を周知していただきたい。また、「F I T交付金の一時停止措置」などを活用し、発電事業者等に対し適切な対応を促すことも検討していただきたい。

また、温暖化対策のためには、F I T期間終了後も太陽光発電を継続して「使う」ことが必要であり、F I T期間終了後も長期安定電源として活用される必要がある。そのために有効である国内企業等による中小発電施設の集約化などを促進していただきたい。

一方、災害リスク、景観・自然等に支障、不適切管理など課題がある太陽光発電施設もあることから、県・市町村から事業者に対し、事業終了後の太陽光パネルの撤去と、そのための資金確保等を実施するよう働きかけを実施していく予定。そのためにも、2の「抑制区域（仮称）」の指定などが重要となる。

さらに、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が令和8年（2026年）4月に閣議決定され、「多量事業用太陽電池廃棄者」に対する規制を行うこととされているが、今後太陽光パネルが安易に埋立（最終処分）に流れ、最終処分場の容量を圧迫することを避けるため、早期に廃棄の量に関わらずすべての太陽光パネルを対象としたリサイクル義務化を実現いただきたい。

また、太陽光パネルは、屋外でも長期間発電できる頑丈な構造で、非常にリサイクルし難いため、リサイクル費用の軽減が図られるよう、ガラスをリサイクルする技術開発だけでなく、処理の自動化やガラスの性状に応じた効率的処理など、経済的に成り立つ高度なリサイクル施設の社会実装等に対して柔軟に支援していただきたい。

さらに、製品を製造・輸入する段階からリサイクルに不向きな材料等が使用されないよう、リサイクルがしやすい製品の普及を義務づける措置を早急を実現いただきたい。

併せて、太陽光パネル放置のリスクを低減するため、売電していない太陽光パネルを撤去せず放置した場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）上の不法投棄への該当性を通知で明確化し、自治体の指導力を強化するとともに、廃掃法に基づく処理責任を果たすよう指導できるようにするなど、放置・不法投棄を防止する対策を強化していただきたい。

2 令和4年（2022年）4月、改正地球温暖化対策推進法において、地域共生型再エネの立地を促進するために市町村が指定する「促進区域」の制度が創設されたことを受けて、本県では、促進区域の設定に関する県基準の策定や、基準の内容を可視化したゾーニング図の公表などの取り組みを進めている。しかし、令和8年（2026年）3月時点で、促進区域の設定は球磨郡山江村、球磨村及び熊本連携中枢都市圏のうち10市町に留まっており、県内全域に至っていない。

一方で、県内では、阿蘇地域のメガソーラーなど、環境・景観への懸念等から、再エネの抑制を求める声も根強く、昨年7月、阿蘇地域の自然をメガソーラーの設置から守るため、抑制すべきエリアを市町村と連携して明確に示し、阿蘇地域において抑制すべきエリアの全体像を可視化した阿蘇地域太陽光抑制エリア図を公表。市町村では、不適地での再エネを抑制する意向があるため、再エネ導入「推進」と「抑制」の両立に向け、促進区域だけでなく、再エネを抑制し、環境や景観等を保全するエリア設定が可能となるような措置が講じられる必要がある。

燃料油価格高騰に伴う生活者・事業者に向けた支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

燃料油価格の高騰に対する県民生活の安定化や事業者等の事業継続に向けた支援

【提案・要望の内容】

現在、中東情勢が緊迫化し、原油の供給をめぐる問題が長期化することも予想される中、燃料油価格の高騰に伴い、県民生活はもとより運輸業、農林水産業、製造業、卸売・小売業、建設業などの幅広い産業活動及び事業者の経営に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

ついては、県民生活の安定と地域経済の持続的発展に向け、以下事項について特別な配慮をお願いしたい。

- 1 燃料油価格激変緩和事業の継続及び燃料油の安定的確保
 - ・ 現行の激変緩和措置に係る補助水準の引上げ及び期間延長。
 - ・ 中東情勢の長期化を見据えた安定的な燃料油の確保。
- 2 社会生活基盤の維持や生活困窮者に向けた支援
 - (1) 医療機関等の社会生活基盤の維持に向けた支援
 - ・ 原油由来の製品を含む資材・燃料等の流通、供給への影響により、医療・介護・福祉等のサービス提供に支障が生じないように、需給状況を把握し、必要な対策を迅速に講じること。
 - ・ 燃料油や石油製品の調達への影響により、ごみの収集、運搬、処分に支障が生じないように、需給状況を把握し、必要な対策を迅速に講じること。
 - (2) 生活困窮者に向けた支援
 - ・ 物価高騰対策として、生活困窮者への生活支援を拡充すること。
- 3 事業者等の事業継続に向けた支援
 - (1) 事業者に対する燃油及び石油化学製品の安定供給及び価格高騰対策。
 - (2) トラック・バス・鉄道・航路等の物流・交通事業者への燃料費等支援及び価格転嫁の環境整備。
 - (3) 航空機燃料に係る補助の拡充。

【現状・課題】

- 1 中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置を講じられている一方で、今後、事態が長期化することも予想される中、運輸業や1次産業事業者が廃業に追い込まれることや、原油価格高騰に伴う物価上昇により、特に低所得世帯や高齢世帯に対する影響が懸念される。

そのため、県民生活の安全化や各産業分野における事業継続のため、軽油・重油・灯油も含めた燃料油の価格に対する継続的かつ安定的な支援が必要である。

【参考：政府による燃料油価格に関する支援】

油種	ガソリン	軽油	灯油・重油	航空機燃料
補助額		39.7円		15.8円
補助率		170円超過分 (10/10)		ガソリン補助額 4割程度

(令和8年4月30日以降の支給単価)

- 2 (1) 医療現場では、原油を精製してできるナフサ由来の使い捨てプラスチック製品として注射器、カテーテル、透析回路等が使用されている。また、介護福祉等の現場でもプラスチック製品等が使用されているほか、送迎車両の燃料への影響も懸念される。必要な方々に対して安定的にサービスが提供できるよう状況に応じて対応が必要である。

また、廃棄物処理事業では、石油燃料が焼却の助燃、収集車等に利用されており、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図る必要がある。

- (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し生活困窮者支援を行っているが、物価高騰が長期化し既存支援では生活不安の解消が十分ではない場合は、支援需要が増す可能性がある。
- 3 (1) 原油価格の高騰により、い草や茶などの特産農産物や施設園芸、漁船漁業や養殖業、農林畜水産物の輸送などにおいて、燃料油の安定的確保や燃料経費の上昇が懸念されるほか、供給不足の粗製ガソリンを原料とする住宅関連製品（断熱材等）や梱包資材等の価格高騰による農林水産業への影響が懸念される。

また、シンナー、インク・塗料、潤滑油、塩化ビニール・ポリエステル製品等の資材の仕入不安定化により、受注停止などの影響を受けたことによる運転資金の相談が増加している。

- (2) 軽油価格の高騰で燃料費の支払いが困難となる事業者が出始める一方、中小運送事業者が多く多重下請け構造の中で価格転嫁が進みにくいため、燃料費支援と価格転嫁の環境整備の一体的な支援が必要である。

また、重油・軽油等燃料の供給量が減少することへの懸念等から、小売事業者による販売制限の動きがみられている。公共交通は住民の生活を支える重要な移動手段であることから、安定的な運行継続のための支援が必要である。

- (3) 燃油の供給量減少及び仕入燃油価格の高騰により、航空機の運航に支障を来す懸念がある。

特に天草エアラインのような経営規模が小さい地域航空会社にとっては、燃油価格高騰の影響を大きく受けることから地域住民の生活を支える路線の持続的・安定的な運航継続のため支援が必要である。

【参考：県内事業所からの相談件数（「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口受付分」）】

期間	R8.3.23～R8.4.30
相談件数	318 件

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 社会資本整備の着実かつ計画的な推進のため、補正を含めて前年度を上回る予算総額の確保
- 2 老朽化対策に対する持続的な支援

【提案・要望の内容】

- 1 激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、地方創生に向けた取組を下支えするため、さらに持続的な経済成長の実現を図り、農山漁村の安全・安心の実現や生産性の向上を図るためには、道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道・公営住宅などの社会資本整備を着実かつ計画的に推進する必要がある、現下の資材価格の高騰を踏まえた必要な予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていくために必要な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県における社会資本の整備状況の一例として、道路改良率は60.6%（全国32位、道路統計年報2025 都道府県別道路現況）であるなど依然として低い水準である。
また、社会資本の整備は安全・安心な社会を実現するだけでなく、TSMCの進出に伴う企業立地、雇用、民間投資の誘発に加え観光客の増加といった地方創生及び持続的な経済成長の実現に向けた様々な効果を発揮するものであることから、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。
- 2 道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道・公営住宅などの社会資本の整備は、未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組みながら、その社会資本を将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。
令和7年1月には埼玉県八潮市内において、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、周辺住民への日常生活に支障が生じるなど、全国的にも社会的に影響の大きい事案が発生している。高度経済成長期に整備され老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であり、計画的な維持修繕や更新への継続的な支援が必要である。
特に、老朽化（共用開始30年以上経過）が進行した排水機場が5割を超えるなど土地改良施設の老朽化が進んでおり、管理者である市町村や土地改良区等の維持、補修費用がかさんでいるため、支援が必要である。

土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

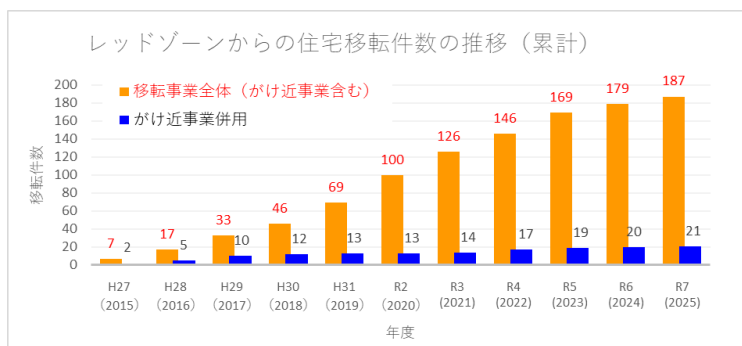
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等

【提案・要望の内容】

頻発する土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等をお願いしたい。

【現状・課題】

- 熊本県内の土砂災害警戒区域約2万6千箇所（指定予定含む）の約9割で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定（予定）されており、そこには2万戸以上の人家が立地している。
- 土砂災害を防止する為のハード対策は人家5戸以上の限られた区域が対象となっている。一方で、土砂災害は毎年各地で頻発しており、土砂災害から人命を守り、地域の防災力の向上を図るためには、効果的なハード対策と合わせてソフト対策の強化が不可欠である。
- 熊本県では土砂災害から人命を守るために、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を平成27年度から県単独事業で実施しており、令和8年3月末までに187件が土砂災害警戒区域外の安全な地域へ移転されている。
- 地方では、少子高齢化・人口減少が深刻化しており、ハード対策の対象外となる地域の更なる増加が懸念され、危険箇所から住宅を移転することは人命を守るために極めて有効なソフト対策であると考えられる。
- このためレッドゾーンから安全な地域への移転に要する経費等への補助を行う「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「居住誘導促進事業」等の既存制度の要件拡充や新たな事業制度の創設等、危険箇所からの住宅移転を促進し住民の生命・身体を守るための財政支援が必要である。



阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇山直轄砂防事業の促進に必要な予算の確保
- 2 事業箇所の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇地域の住民の生命、財産を守るため、土石流・流木による被害を防止・軽減する「阿蘇山直轄砂防事業」に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 荒廃が著しい箇所の対策を行うため、事業箇所の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

1 阿蘇地域は、全国平均の約2倍の年間降水量や、火山性の脆い地質のため、土砂災害が起りやすい地域である。平成28年の熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生するとともに、膨大な量の不安定土砂が残存し、土砂災害の発生リスクが高まった状態となった。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等の採択を受け、砂防堰堤等の整備を進めることとなったが、流域の荒廃は著しく、更なる対策が必要な状況にあった。

このような中、阿蘇地域における土石流・流木災害から、人命・財産を守るとともに、白川・黒川流域の土砂・洪水氾濫リスクの低減を図るため、平成30年度から国交省による阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和3年4月には、対策工事の本格化に向け阿蘇砂防事務所が開設され、強力に事業を推進していただいております。事業予定箇所（25箇所程度）のうち、これまでに13箇所の整備が完了し、現在12箇所で事業が進められている。

2 熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、昨今の激甚化・頻発化する豪雨や火山性の脆い地質と地震による地盤の緩みにより、今後大量の不安定土砂が長期間にわたって流出を続けることが懸念されている。このため、現在実施中の施設整備を集中的に進めていただくとともに、阿蘇地域の防災まちづくりとの連携にむけ、地域特有の土砂災害リスクの調査を実施するなど、将来にわたり対応が必要である。

阿蘇山直轄砂防事業	期 間：平成30年度～令和9年度（予定）
	総事業費：約256億円
	箇所数：25箇所程度

夜峰山2砂防堰堤(南阿蘇村) 令和6年3月完成



中山川砂防堰堤(高森町) 令和7年9月完成



水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援

提案・要望事項

【総務省、国土交通省】

水道事業の経営基盤強化等に向けた財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

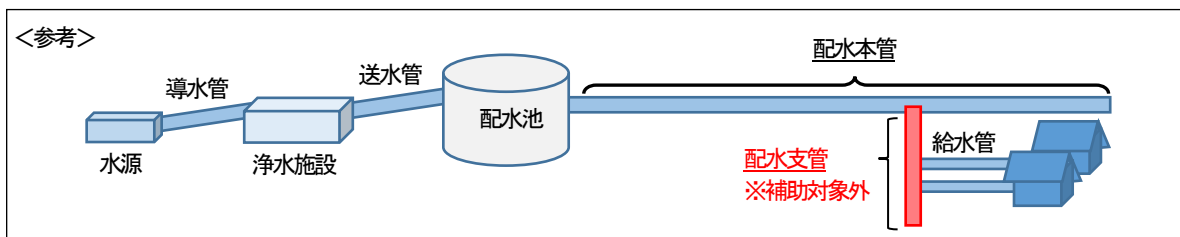
水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等を推進するために、次の事項についてお願いしたい。

- (1) 水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業）の要件緩和
- (2) 老朽化対策や耐震化の推進に向けた補助対象施設の拡大及び補助率の引上げ
- (3) 簡易水道事業の整備について、その財源となる過疎対策事業債の必要額確保

【現状・課題】

- (1) 人口減少により料金収入が減少する中、水道事業の安定的な経営には、広域化による効率的な事業運営が有効な手段の一つとされている。しかしながら、事業運営の一体化が要件とされており、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者に対してもインセンティブが働き、広域化の取組が進むよう、事業統合等を伴わない施設の共同化（管路整備含む）などの事業についても交付対象とするなど補助採択基準を緩和する必要がある。
- (2) 能登半島地震を受け、浄水場など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所など重要施設に接続する上下水道管路等の一体的耐震化に関する支援制度が拡充等されたが、これらに該当しない配水管の更新等において活用する「水道管路緊急改善事業」については、令和7年度から補助率が引き下げ（1/3→1/4）られた。全国的にも水道管の老朽化による漏水事故が発生し、老朽化・耐震化への対応が急務となる中、市町村の財政負担が大きくなり、配水管の更新等への影響が懸念される。

このため、経営環境の厳しい水道事業者においても、配水支管を含めた管路の更新や耐震化が計画的に進められるよう、水道施設の老朽化対策や耐震化の推進に係る支援制度全般について、補助対象施設の拡大（配水支管を追加）及び補助率の引上げが必要である。



- (3) 簡易水道事業の整備は、地方負担額の50%までについて過疎対策事業債（ハード分）を活用できることとなっているが、当県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%、令和6年度が78.6%、令和7年度が81.2%という状況にある。

水道は、住民生活に必要不可欠なライフラインであり、整備に当たっては緊急性が求められることから、必要となる財源は国により確保される必要がある。

九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

1 幹線道路ネットワークの整備推進

- 九州中央自動車道
- 南九州西回り自動車道
- 中九州横断道路
- 有明海沿岸道路
- 熊本天草幹線道路
- 熊本西環状道路
- 国道3号植木バイパス

2 道路関係予算の安定的な総額確保

【提案・要望の内容】

1 熊本地震や豪雨災害など、近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、強靱で信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築や平常時・災害時を問わない安全・円滑な人流・物流を支え、地域活性化や生産性向上、ひいては地方創生の実現のため道路ネットワークの構築が重要である。

本県においては、中九州横断道路「熊本環状連絡道路」の令和7年度事業化や南九州西回り自動車道「芦北出水道路」の供用年度の明示、さらには「大津西IC～下硯川IC」間の有料道路事業の導入決定など、幹線道路整備を大きく推進いただいている。

これらの取組みをさらに加速させ、県内はもとより九州全体の発展につなげるため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

○九州中央自動車道

- ・「清和～蘇陽」間の早期事業化、「蘇陽五ヶ瀬道路」の早期整備、「矢部清和道路」の事業推進

○南九州西回り自動車道

- ・「芦北出水道路」の令和10年度内での1日も早い開通

○中九州横断道路

- ・「大津熊本道路」、「熊本環状連絡道路」の整備加速化、「滝室坂道路」の令和8年度内での1日も早い開通、「竹田阿蘇道路」の早期整備、「大津道路」の事業推進

○有明海沿岸道路

- ・「三池港IC連絡路」の早期整備、「荒尾道路」の事業推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期事業化に向けた取組みの推進

○熊本天草幹線道路

- ・「大矢野道路」、「本渡道路Ⅱ期」の早期整備のための所要額確保
- ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備、「宇土三角道路」の事業推進

○熊本西環状道路

- ・中九州横断道路と連動し相乗効果を発揮する「砂原工区」の早期整備のための所要額確保

○国道3号植木バイパス

- ・熊本都市圏における渋滞緩和に大きく寄与する事業中区間（3—1工区）の早期整備、未事業化区間（1工区）の早期事業化

2 資材価格などの上昇に対応する中でも計画的かつ長期安定的な道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設等により、道路関係予算は、所要額の満額確保をお願いしたい。

また、国土強靱化実施中期計画を踏まえた関係予算については、予算編成過程で資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、頻発する災害も踏まえ通常予算とは別枠で必要な予算の満額確保をお願いしたい。

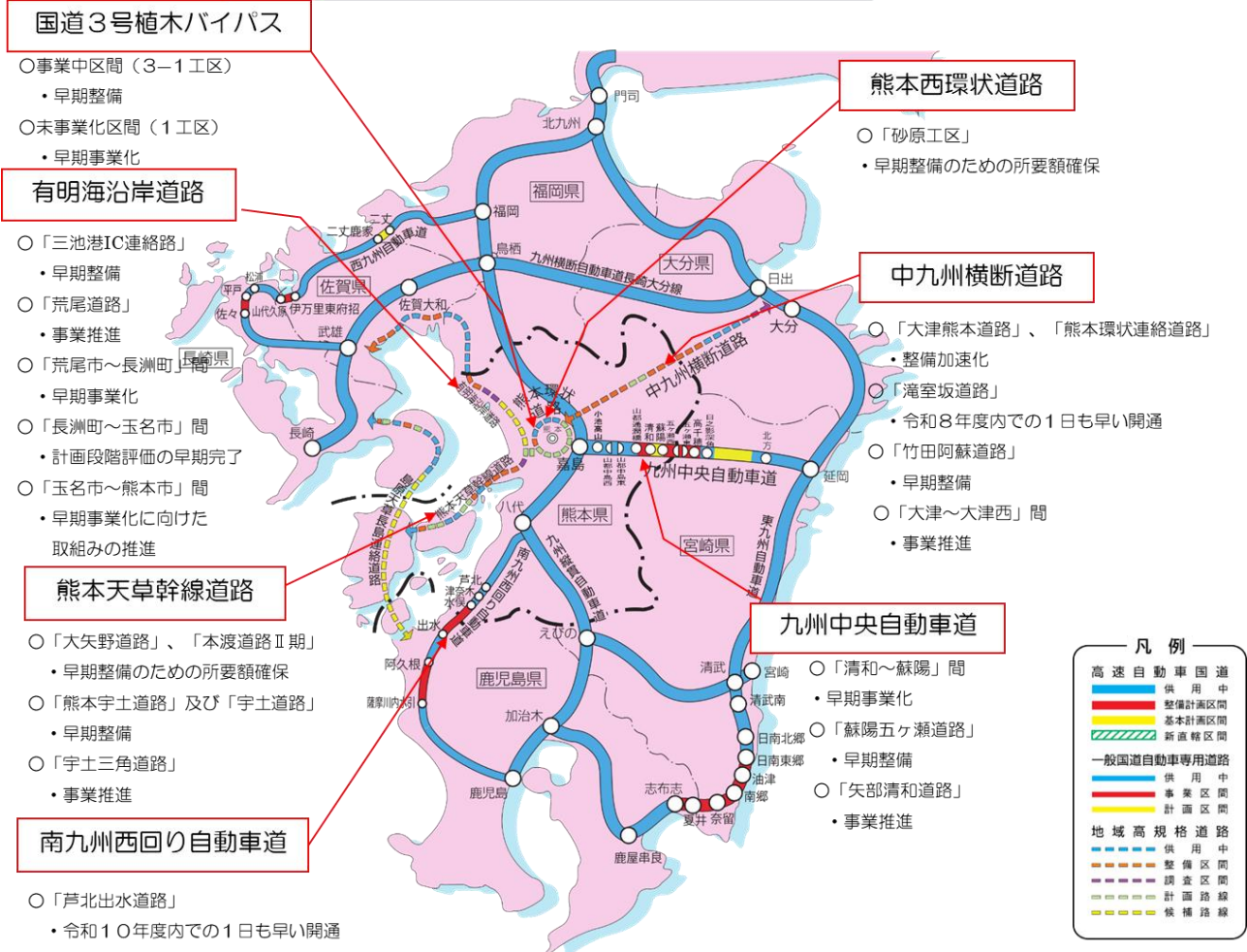
【現状・課題】

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えのもと、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成28年熊本地震をはじめ、令和2年7月豪雨や令和8年7月豪雨における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備等を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

県内はもとより、九州全体の発展につなげるため、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路、熊本西環状道路など、本県の高規格道路の整備や国道3号植木バイパスなどの一般広域道路整備をさらに加速させる必要がある。

九州の高規格幹線道路概要図



熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた最大限の支援

【提案・要望の内容】

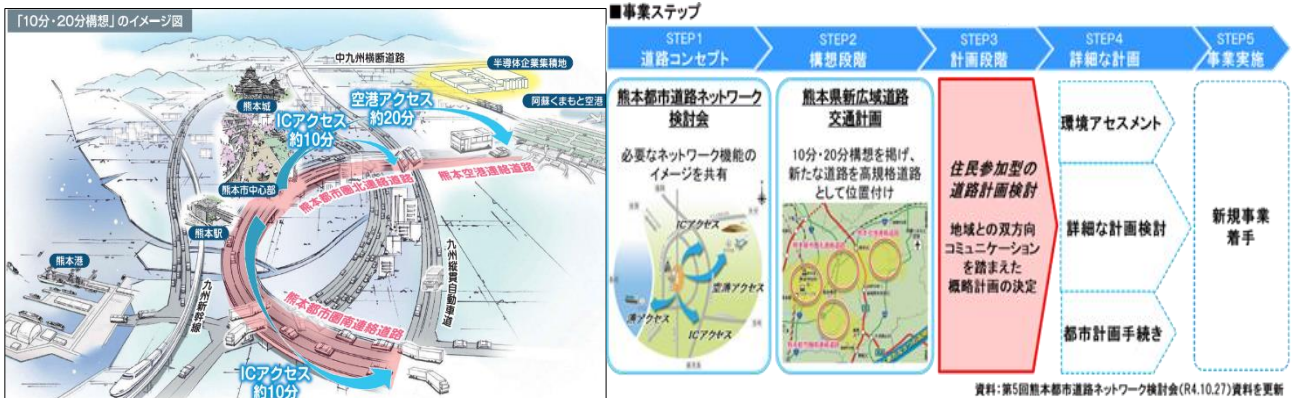
熊本都市圏の円滑な交通に資する都市交通ネットワークを形成するため、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路（以下、熊本都市圏3連絡道路）の早期実現に向け、以下の事項について最大限の支援をお願いしたい。

- 1) 概略ルート帯や構造等の決定に向けた道路計画検討に係る技術的支援
- 2) 早期整備のための有料道路制度の活用を含む事業手法の検討に係る支援

【現状・課題】

熊本都市圏においては、熊本市中心部の平均旅行速度及び主要渋滞箇所数がいずれも3大都市圏を除く政令指定都市ワーストワンであるなど、常態化した交通渋滞により市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

そのような中、令和3年6月に熊本県・熊本市により策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本市中心部から九州縦貫自動車道までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ「10分・20分構想」を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏3連絡道路を新たな高規格道路として位置づけた。令和4年8月に熊本都市圏の市町村や経済界と「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」を設立。現在、道路計画の具体化に向けて、「住民参加型の道路計画検討」を進めており、令和8年3月31日に「第3回熊本都市圏3連絡道路有識者委員会」を開催し、本道路が果たすべき役割、いわゆる政策目標の妥当性を確認した。今後、政策目標や技術的検討を踏まえ、令和8年度内を目標に複数のルート帯案を提示し、再度意見聴取を行い、有識者の助言をいただきながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査・検討を進めることとしている。しかしながら、都市部における大規模な道路計画立案であり高度な知見を要する。世界的半導体企業であるTSMCの進出を九州全体の発展につなげるためにも、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向け、技術面や財政面等、国の絶大な支援が必要不可欠である。



住宅耐震化の推進

提案・要望事項

【財務省、国土交通省】

住宅耐震化の推進に必要な財政支援

【提案・要望の内容】

住宅の耐震化は、住民の生命・財産を守るために不可欠であり、被害を最小限に抑えるため、住宅耐震化の推進に関する予算総額を確保するとともに、引き続き事業を継続し、耐震診断や、改修設計費及び工事監理費を含めた改修工事に対する補助率の引上げなど地方負担の軽減をお願いしたい。

【現状・課題】

今般、全国的に大規模な地震が発生しているが、本県においても、今後30年以内のM7.5程度の地震発生確率がSランクと高く評価されている日奈久断層帯による地震に備え、平成28年熊本地震の経験や、令和6年能登半島地震の甚大な被害を教訓とし、木造住宅の耐震化に取り組んでいる。

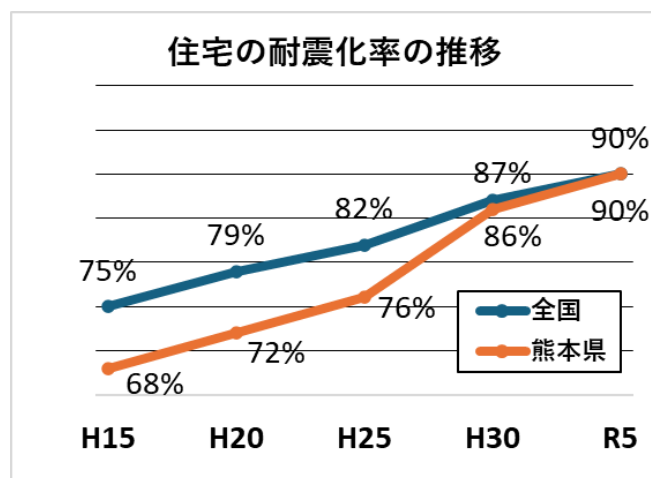
令和5年度時点で県内の住宅の耐震化率は約90%となったものの、近年、耐震化率は伸び悩んでおり、特に高齢化が進む中山間地域などでは耐震化率が低い傾向にあるなど、住宅の耐震化を更に加速化する取り組みが必要である。

そのため、本県においては、旧耐震基準（昭和56年以前）の住宅や高齢者等世帯住宅への補助額の増額や、新耐震基準（平成12年以前）の住宅への補助対象拡大を行い、住宅所有者や事業主体となる市町村の負担軽減を行っている。

今後も、人件費や建築資材物価の高騰が続き、耐震診断や耐震改修工事に要する費用が所有者の大きな負担となっていることから、補助制度の継続が重要である。

耐震化の必要性については、市町村と連携し普及啓発に取り組んできた結果、県民の関心も高まっており、耐震診断や改修の補助申請は、増加傾向にあり、今後も県及び市町村の負担は大きくなると想定される。

耐震化を着実に進めていくため、地方の負担が軽減されることにより、限られた地方の予算の中でより多くの所有者に対して確実に補助が行えるよう、予算総額を確保するとともに、補助制度の拡充が必要である。



並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、国土交通省】

- 1 並行在来線の鉄道施設・設備や車両に係る修繕・更新費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保
- 2 並行在来線に対する赤字補填・運営費助成等の財政支援制度及び地元負担に対する地方財政措置の構築
- 3 自然災害等による鉄道ネットワーク不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合における支援制度の構築

【提案・要望の内容】

- 1 並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたものであり、極めて厳しい経営状況が続いている。安全かつ安定的な運行に必要な不可欠な鉄道施設等は、今後、老朽化による多額の費用負担が見込まれることから、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における国庫補助事業の十分な予算枠の確保をお願いしたい。また、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しについて、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう新たな仕組みづくりをお願いしたい。
- 2 鉄道施設等の維持には多額の費用を要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されている。そのため、現行の鉄道施設等の修繕・更新費に対する補助制度のみならず、赤字補填や運営費補助等の新たな財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置（路線バスと同等の特別交付税措置）の構築をお願いしたい。
- 3 自然災害等による鉄道ネットワークの不通は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼすだけでなく、並行在来線各社において鉄道施設等の修繕・更新費の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう影響が生じた場合の支援制度の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 貨物調整金制度については、平成27年1月14日付け政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」により制度見直しの方向性が示され、令和13年度以降は「貸付料を財源とせずに、並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する」とされている。
- 2 R6決算では経常損益が9.3億円の損失計上となり、開業（H16）以降、19年連続で赤字となっている。中期経営計画を策定し、経営改善に向けた各種取り組みを実施しているが、沿線の人口減少や燃料価格高騰等の影響を大きく受け、未だ改善の見通しは立っていない。
- 3 H30年7月に発生した西日本豪雨において山陽本線が不通となった際、同年7月～10月にわたってJR貨物の貨物列車が運休減便となり、線路使用料収入が約40,000千円減額。当初予定していた鉄道施設等の修繕・更新を翌年度に繰り延べるなどで対応している。

地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

提案・要望事項

【総務省、国土交通省】

- 1 路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助の必要な予算額の確保
- 2 事業構造の変更を行った地域鉄道の維持や運営に対する財政支援制度の構築
- 3 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法の見直し
- 4 地域公共交通の新たなマネジメント組織の取組みに対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組み等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にある。特に鉄道の車両検査費について、過去に、再構築事業者であっても要望満額で予算措置がなされないケースがあったことから、路線バスや地域鉄道の確保・維持等に必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 本県においては、熊本地震で被災した南阿蘇鉄道や令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道の復旧にあたり、「上下分離方式」を導入し、地方において鉄道施設等の維持管理に公的支援を行っているが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されることから、将来にわたって安定的に維持確保できるよう、路線の維持や運営に対する財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置の構築をお願いしたい。
- 3 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分(補助ブロック)ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価(R7:349.88円)が適用されているが、実態に即していない状況となっていることから、北九州ブロック単価(R7:442.01円)の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などの見直しをお願いしたい。
- 4 本県のバス事業者5社は、令和3年(2021年)4月から重複区間の最適化など共同経営を展開しているが、各社とも運転士不足等に直面するなど、厳しい経営環境に置かれている。そこで、現行の共同経営の取組みをさらに深化させ、行政と民間による公共交通ネットワークの維持と最適化を図る新たなマネジメント組織の構築及び当該構築に向けて実施する公共交通施策に対する支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 過去に、路線バスに対する地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について減額査定の可能性が示唆されたり、地域鉄道に対する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について所要額の予算が確保されないことがあった。令和8年度においては再構築事業者以外への地域鉄道の車両検査費に対する補助の配分がなされていない。安全輸送や路線維持に支障をきたさないよう所要額の確保をお願いしたい。

- 2 本県においては、熊本地震で被災した南阿蘇鉄道や令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道の復旧にあたっては、「上下分離方式」を導入し、地方において鉄道施設等の維持管理を行っていくこととしているが、資材の物価高騰等もあり、鉄道施設の維持管理に要する経費は今後増大していくことが予想される中、地方における財政事情の悪化もあり、今後の路線の維持管理が危惧される状況。
- 3 県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、南九州ブロック単価（R6：330.72円）を大幅に上回っている状況（A社：約388円）にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。
- 4 国においては、地域交通の「リ・デザイン」の議論を踏まえ、バス・タクシー等の「エリア一括協定運行事業」及び「共創・MaaS実証プロジェクト」をはじめとした支援制度を創設しているところではあるが、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、車両・人員・営業所等の経営資源の共有化や、車両の標準化等を進めることで、運営の一層の効率化や余剰資源によるサービス水準の向上を図るとともに、災害時等における迅速かつ柔軟な相互協力体制の構築を推進する必要がある。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 天草・県南地域の海上交通の維持確保及び充実を図るために必要な支援の拡充
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」及び「八代・天草シーライン構想」の具体化

【提案・要望の内容】

- 1 海に囲まれた「天草地域」、八代市を中心とする「県南地域」は、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るため、国庫補助対象航路の拡大など必要な支援の拡充をお願いしたい。
- 2 九州地方新広域道路交通計画で構想路線として位置付けられた「島原・天草・長島架橋構想（島原天草長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。構想段階にある交通ネットワークの具体化推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 天草地域及び県南地域では、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況悪化などのため、多くの定期航路が休廃止されており、航路の維持確保が喫緊の課題となっている。本県では、地元自治体と連携して、国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路に運営費補助を行っているが、船舶の老朽化に伴う修繕費の増加や代替船建造等が課題となっている。
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」においては、関係機関と連携しながら、実現に向けて要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、600人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。
「八代・天草シーライン構想」においては、知事を会長とし、県議会、地元首長、県の商工団体が参画する協議会を令和3年2月に設置。協議会設置後は、毎年、構想推進大会を開催し、構想の早期実現を国に要望している。また、令和6年3月に国、県、市で構成する勉強会を設置。令和8年3月25日に第4回勉強会を開催。



熊本港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

耐震強化岸壁の整備推進

【提案・要望の内容】

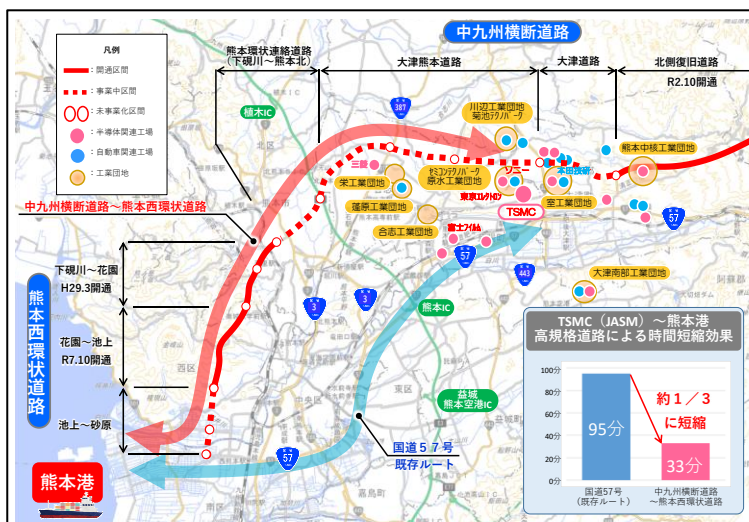
熊本港が熊本都市圏の防災拠点としての機能を発揮するとともに、大規模地震等災害発生時に世界的半導体企業であるTSMCや関連企業を含む背後圏企業のサプライチェーンの維持、更には、特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するため、港湾予算の総枠の確保と耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

平成28年熊本地震では、港を利用した緊急支援物資の搬入や給水・入浴支援、ホテルシップなど、海上支援の重要性が認識された。将来、発生が懸念される南海トラフ地震等災害発生時において、災害支援や経済活動を支える九州の広域防災拠点として熊本港の役割が期待される。更に令和6年8月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の早期実現も求められている。

また、熊本港の背後圏では半導体関連産業の集積や設備投資の活発化、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進んでいる。令和7年1月には新たなガントリークレーンの整備も完了し、コンテナ取扱貨物量も堅調に増加するなど物流拠点として重要性が高まるなかで、企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模地震等災害発生時にも物流機能を確保し、サプライチェーンの維持を支援していく必要がある。

そのためにも、港湾予算の総枠の確保が必要であり、特に熊本港においては、防災機能の強化と取扱貨物の安定的な荷役に対応するため、耐震強化岸壁の整備推進が重要である。



【熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク】



【耐震強化岸壁着工式 R6.6.8】



【完成したTSMC (JASM) 工場】

八代港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 水深12m岸壁の新規事業化
- 2 水深14m航路等の整備推進

【提案・要望の内容】

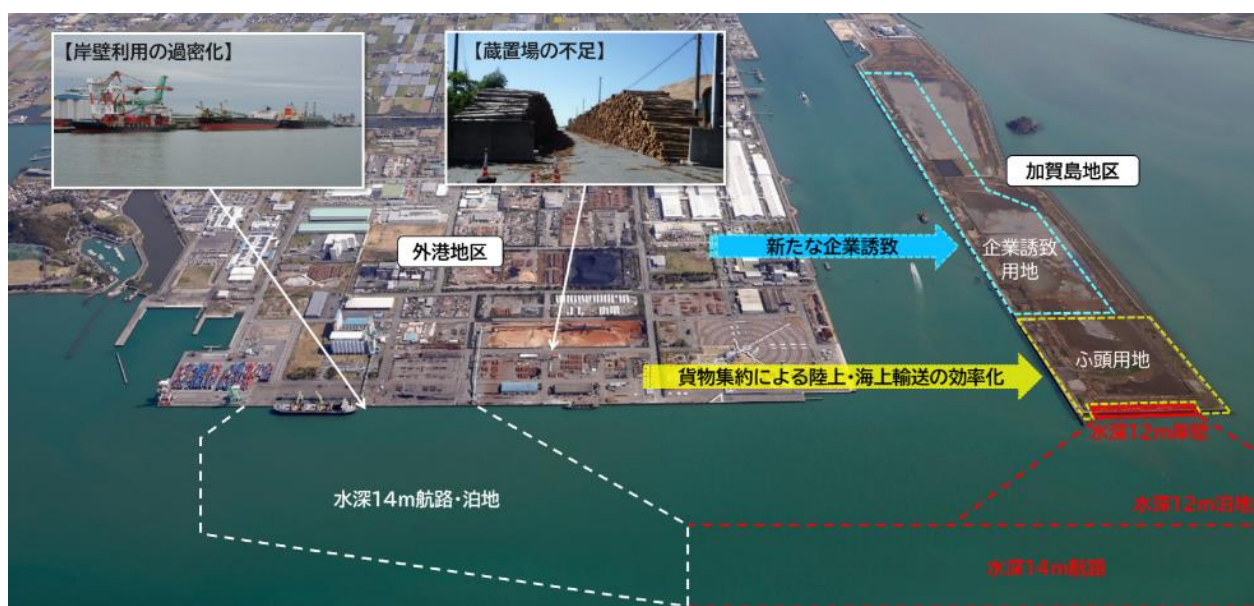
- 1 林産品の外貨貨物需要に対応する物流機能の一層の効率化及び企業立地の促進を図るため、総枠の確保と加賀島地区における水深12m岸壁の令和9年度新規事業化をお願いしたい。
- 2 県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化と特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するために必要な水深14m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 八代港は近年の海外における原木需要の高まりに伴う原木の取扱いの急激な増加、また令和6年6月にはバイオマス発電所の稼働に伴う木質ペレットの輸入が開始された。さらに今後、加工製材の輸出を主体とする企業の立地も期待されているなか、外港地区では蔵置場不足や岸壁利用調整の過密化、工業用地不足が課題となっている。

これらの課題に対処するため、県では加賀島地区において工業用地の整備を進めており、加えて、荷役の効率化のため水深12m岸壁を含む新たな公共埠頭の整備が求められている。

- 2 港内最大の水深14m岸壁及び前面泊地は平成25年度に完成しているが、航路については現在も整備中のため船舶の大型化に対応した水深が十分確保されておらず、船舶は積荷を軽減するなどの非効率な輸送を強いられている。また、令和6年8月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の実現のためにも、早期の水深確保が求められている。



天草エアラインへの支援

提案・要望事項

【財務省、国土交通省】

地域のライフラインを担う天草エアラインへの支援の充実・強化

【提案・要望の内容】

天草エアラインの地域航空ネットワークを安定的に維持・確保するため、更なる「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくり、「地域航空路線（高速交通空白地域）における航空機等購入や運航費等への支援制度創設」などの支援の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

天草エアラインは、天草地域と熊本・福岡都市圏とを結ぶ唯一の高速交通機関として大幅なアクセス時間短縮を図るとともに、ビジネスや観光等による交流人口の増加に伴う天草地域の振興や、医療従事者の通勤利用に伴う天草地域医療体制の充実（「命の翼」）に大きく貢献している。

一方で、天草エアラインでは、就航当初より1機運航による高コスト化、機材不具合時の後続便の欠航などの構造的課題を抱えている。

加えて、天草地域の人口減少等に伴う利用者の減少や、昨今の燃油・物価高騰に伴う運航コストの増加など、経営的課題がこの状況に拍車をかけている。

このような中、日本エアコミューター社との機材整備に係る協業（H30～）や「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合（EASLLP）」（現在は、「地域航空サービスアライアンス協議会（EAS Alliance）」）における系列を超えた各種協業の推進（R1～）による運航品質の向上、並びに、「小規模・地域密着」型の旅行商品造成・販売を目的とした旅行業としての登録や航空運賃の値上げなどによる収支改善に努めているが、安定運航・収益改善のためには、「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくり、「地域航空路線（高速交通空白地域）における航空機等購入や運航費等への支援制度創設」などの支援の充実・強化が必要である。

天草地域におけるナショナルサイクルルート指定

提案・要望事項

【国土交通省】

天草地域におけるサイクルツーリズム推進に資するサイクリングルート「あまいち」のナショナルサイクルルート指定

【提案・要望の内容】

地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進による国内外からの誘客促進と地域活性化を図るため、ナショナルサイクルルート（NCR）の候補ルートに選定された天草のサイクルルート「あまいち」について、九州では初となるNCRの指定をお願いしたい。

【現状・課題】


天草地域のサイクリングルートは、本県を代表する観光地を周遊できるだけでなく、高低差が比較的小さく誰もが快適に走行できるルートであり、九州・山口広域推奨ルートの一部にもなっている。官民連携で設立された「天草地域サイクルツーリズム推進協議会」と連携してNCR指定に向けた取組みを推進しているところ。

走行環境の面においては、自転車の安全な通行を促す矢羽根型路面標示、ルート方向・分岐を示す案内路面標示、案内看板の設置等、令和8年4月に整備が完了。

受入環境の面では、ホテルや旅館などの宿泊施設においてサイクリストが利用するための機能の整備が進んでおり、NCR指定要件を満たす10施設の整備が完了。また、道の駅等の休憩施設となるサイクルステーションについても、サイクルラックの設置が概ね完了するなど、受入環境整備を進めている。

情報発信・機運醸成については、多言語表記のホームページ等の作成を行うとともに、サイクリストをはじめ家族連れなど多様な誘客を促進するためのプロモーション活動を強化することとしている。

今後も引き続き、国内外への情報発信を強化するとともに、サイクリングルートのブランド価値の向上を図り、サイクルツーリズムを契機とした交流人口の拡大や地域活性化に繋げていく。



「あまいち」サイクリングルート図


「あまいち」名称理由、ロゴデザイン

ルート名称 **「あまいち」**
「Ama-ichi」


◆名称の理由
 ○あま・天草（あまくさ）の「あま」を表現
 ○いち・天草地域を「一周」すること
 天草地域が「一体」となって取り組むこと
 天草地域で「一番」の場所を見つけて欲しいこと をイメージ

ロゴマーク

◆デザインコンセプト
 ○「あまくさ」の「あま」と自転車を組み合わせたデザイン



ルート名称等の記者発表 (2025. 12. 24)



ゼロカーボン社会の実現

提案・要望事項

【内閣官房、総務省、経済産業省、環境省】

- 1 原油価格高騰等を踏まえた省エネルギー施策等の更なる推進、地域脱炭素の推進に必要な交付金の継続・拡充等
- 2 脱炭素先行地域に係る計画変更等における柔軟な制度運用
- 3 脱炭素に取り組む市町村に対する支援の継続
- 4 デコ活推進に取り組む地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援の拡充
- 5 ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及及びカーボンニュートラル燃料の普及に向けた環境整備等

【提案・要望の内容】

- 1 原油価格高騰等の社会情勢を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用に向けた取組の重要性がこれまで以上に高まっており、国においては、時機を捉えた主体的な取組及び地方への支援の拡充をお願いしたい。また、地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業等）（以下「脱炭素交付金」という。）について、既に採択されている事業の実施に十分な財政措置を引き続きお願いしたい。さらに、地方における脱炭素に向けた取組を推進するに当たり、令和9年度以降の新規事業においては、採択要件の緩和・簡素化や地域での事業実施に向けた支援の拡充など、地方自治体を取り組みやすい制度設計を御検討いただきたい。
- 2 脱炭素先行地域に関し、経済情勢の変化や物価高騰、国の制度改正等様々な要因で、計画の変更が必要となっているが、当該事業をより円滑に推進するため、事業間の事業費の調整を含め計画変更の手続きをより柔軟に運用し、効率化を図っていただきたい。
- 3 市町村の脱炭素化については、財源や専門知識の不足のほか、地域脱炭素を推進する人員等の不足も深刻である。そのため、補助金・交付金など国の財政支援の継続に加えて、国において市町村のニーズにワンストップで対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保につながる支援の継続・拡充をお願いしたい。
- 4 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）については、地球温暖化対策に関する地域住民への普及啓発等を推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターの事業への安定的な財政支援をお願いしたい。
- 5 廃食油を精製してつくられる高純度バイオディーゼル燃料（BDF）等のカーボンニュートラルな燃料の更なる利活用に向けた環境整備について後押しするなど、ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及について、国による積極的な取組・支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 昨今の原油価格高騰等は、国を挙げて対応すべき課題であり、省エネルギー等に向けた国の主体的な取組の拡充が不可欠である。また、本県では、脱炭素交付金を活用して、脱炭素先行地域

である阿蘇くまもと空港周辺地域の脱炭素化や県の率先行動として県有施設の脱炭素化を加速し、市町村等への横展開を含めた脱炭素の基盤作りに取り組んでいる。脱炭素交付金について、令和8年度以降の新規採択は全て停止となったが、既採択の事業を着実に実施し、県内における脱炭素化を促進させるためには、引き続き、財政措置が必要である。また、県内市町村の多くは、限られた人員で様々な業務を行っており、脱炭素の推進に関するノウハウや情報が十分でなく、脱炭素交付金活用の検討に当たり、先進性が求められる計画の策定や実施体制の確保は難しい状況にある。今後、地域の脱炭素化を確実に進めるためには、市町村等が取り組みやすい採択要件を設定し、アドバイザーの派遣や先行事例の共有等を含め、市町村等の実情を踏まえた支援の拡充が必要である。

- 2 脱炭素先行地域については、昨今の物価高騰、人材不足等の影響など経済状況の変化や、国の制度見直し等、様々な要因で、計画の見直しが生じている（太陽光発電設備の導入について、事業者とも調整の上、導入量は変えずに事業方式のみを変更した場合でも、計画の変更を求められる、など）。現在は、計画の変更部分に加え、更なる取組等が、協議の中で追加されるなど、より良い事業計画になるように取り組まれている。今後は、先行地域も増加し、今まで以上に計画変更の手続きが煩雑化・長期化することが懸念される。物価高騰の影響や国の制度改正の関係で事業ごとの必要額に増減が生じており、計画した事業全体に影響がない事業間調整など、一定規模の変更であれば、変更内容の見直しのみにするなど、事務の簡素化をお願いしたい。
- 3 本県では、ゼロカーボンシティ宣言を行った市町村が28に上る一方で、多くの市町村が専門知識、財源、人材の不足により、単独で脱炭素の計画を立案、実行していくことへの負担を感じている。そのため、地域脱炭素を推進するためには、市町村に対する財政的な支援を含め、専門人材の派遣や人材育成など必要な施策の構築に取り組むことで市町村への負担を最小化する必要がある。
- 4 地域地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発の活動については、営利目的が馴染まない一方で、脱炭素の取組を地域に普及するための事業実施には費用を要する。地域地球温暖化防止活動推進センターへの支援について、令和6年度以降、段階的に補助率が下げられているが、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするためにセンターの活動は必要であり、充足した財政支援が必要である。

<参考：地域地球温暖化防止活動推進センターへの補助率の推移>

～令和5年度補助率 9/10、令和6年度補助率：7/10、令和7年度補助率：5/10、
令和8年度補助率 5/10

- 5 高純度バイオディーゼル燃料（BDF）は、電化等が困難な建設現場の重機等の軽油の代替燃料として活用されており、CO₂削減に大きく貢献している。今後の利活用の拡大に向けては、揮発油等の品質の確保等に関する法律で規格が定められ品質が保証されている「B5（軽油にBDFを5%混合したもの）」に加え、「B30」「B100」など、よりBDFの割合が多く、CO₂削減効果の高い燃料の普及に向けた環境整備等についても国による後押しが必要である。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 公式確認70年を機に、水俣病に関する正しい理解をより一層促進するための積極的な啓発事業の実施
- 2 水俣病関係団体からの要望の実現に向けた取組の実施
- 3 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加への適切な対応
- 4 認定審査において、申請者の負担軽減等を図り、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策の構築
- 5 水俣病発生地域の医療・介護・福祉の充実等のために必要な予算額及び人材の確保等の支援
- 6 「第八次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業の推進に必要な財源の措置並びにより一層の地域振興を図るための予算及び制度の拡充
- 7 チッソ金融支援に係る所要の措置
- 8 「環境調査研修所」の研修の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 公式確認70年を機に、水俣病に関する正しい理解をより一層促進するため、本県で実施する啓発事業に対する支援とともに、国としても積極的な啓発の取組を行っていただきたい。
- 2 「離島加算の増額」「通院等の交通手段の確保」などの団体からの要望について、特段の配慮をお願いしたい。
- 3 救済措置に係る本県の財政負担に今後も対応いただくとともに、関係市町の国民健康保険財政の負担増について、国の特別調整交付金等での適切な対応を図っていただきたい。
- 4 申請者の負担軽減等を図り、認定審査業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。
- 5 水俣病発生地域の医療・介護・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も必要となる予算額の確保及び人材確保に向けた支援を講じていただきたい。また、平成7年政治解決に伴い地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）等の拠点として、国、県及び関係市町の出資により建設された「もやい直しセンター」について、当該施設の老朽化対策や機能強化等に必要な関係市町における費用負担の軽減を図るため、財政支援を講じていただきたい。
- 6 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づく「第八次水俣・芦北地域振興計画」を、令和7年7月に策定しており、同計画に掲げる事業の着実な推進のため、必要な財源措置を講じていただくとともに、公式確認70年を機に、より一層の地域振興を図るため、予算及び制度の拡充をお願いしたい。
- 7 チッソ株式会社に対する金融支援として、これまでに発行した県債の償還や、県が支払猶予等を行う場合に、県財政に支障をきたさぬよう、引き続き閣議了解に基づいた所要の措置を講じていただきたい。
- 8 水俣病の歴史と教訓を現地で学ぶことによる国・地方公共団体職員の意識向上及び交流人口の拡大等による水俣・芦北地域の発展のため、同地域における「環境調査研修所」の研修の内容や定員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 昨年、大手教育事業者や県内の自治体において水俣病に関する誤った情報が発信される問題が発生しており、水俣病に関する正しい理解をより一層促進していくことが必要。本県としても、令和8年の公式確認70年を機に、啓発事業を強化していく予定であるが、県内のみならず国内外に効果的な情報発信を行うため、国とも一体となって啓発の取組を進めていく必要がある。
- 2 水俣病関係団体との意見交換を踏まえ、本県では、環境省に対し繰り返し要望を行ってきた。令和7年度予算には、離島加算の増額、令和8年度予算には、療養手当における物価スライドの導入が盛り込まれるなど、一部要望に沿った対応をいただいたものの、離島加算の更なる増額などの支援が必要である。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市 町 名	令和6年度
水 俣 市	612,909(2)
芦 北 町	653,224(1)
津 奈 木 町	598,740(3)
天 草 市	526,808(12)
上 天 草 市	580,388(5)
県内市町村平均	477,788

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

- 3 平成7年の救済措置対象者は7,992人、水俣病特措法救済措置対象者は37,613人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。
- 4 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度以降1,857件の審査を行った。令和7年度末時点の認定申請者は221人となっており、申請者の負担軽減等を図り、認定審査業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

水俣病認定申請数（各年度末）

（単位：人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1,264	1,146	890	632	419	359	369	380	344	257	221

- 5 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更には地域振興等のために、継続的な予算額の確保が必要である。

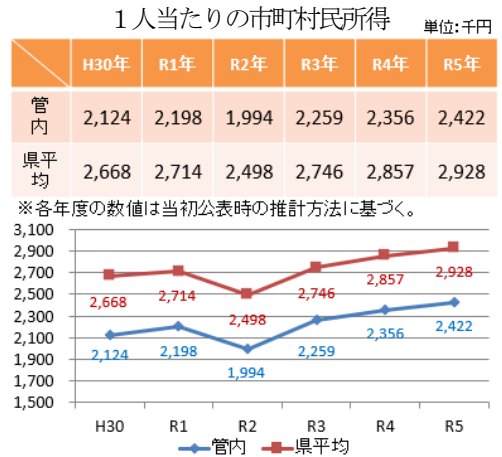
特に胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

また、平成7年政治解決時に国、県及び関係市町の出資により建設された、水俣市及び芦北町の「もやい直しセンター」3施設については、地域の保健・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）を進めるための重要な拠点であるが、いずれの施設も開館から約30年が経過し老朽化が進んでいる。また、施設設置の目的達成のためには、現場のニーズに即した機能強化等を図る必要があるが、関係市町における運営費用の負担は年々増加傾向にあり、国の財政支援がなければ対応が困難な状況となっている。

さらに、水俣芦北地域の中核病院である水俣市立総合医療センターでは常勤医師の確保が困難な診療科があり、また、胎児性患者等を支援する事業者において介護職員が不足している。水俣病被害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう医療・介護・福祉人材を確保していく必要がある。

6 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たりの市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、「第八次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について国の財源措置が必要である。また、公式確認70年を機に、まちづくりや産業振興、雇用確保等、より一層の地域振興を図るため、予算及び制度の拡充が必要である。

〔水俣・芦北地域〕R6年10月1日時点高齢化率：県内最高の45.7% R5年度一人当たり市町村民所得：2,422千円



(出典：令和5年度市町村民経済計算)

7 熊本県のチッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高（元利合計）は以下のとおり。

【熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計）】 R8.3.31 現在（単位：億円）

	患者県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	13.1	0.2	37.9	42.4	93.6

8 平成28年（2016年）3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、「環境調査研修所」の研修機能の一部移転が決定し、平成28年度から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されている。令和7年1月の環境問題史研修には環境省職員を含む30名が参加されたが、水俣病問題に対する更なる理解促進に向けて、現地研修の内容や定員の拡充が必要である。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

「水銀フリー社会」の実現に向けた本県の取組に対する財政支援と連携、国内外に向けた国の積極的な取組の推進

【提案・要望の内容】

- 1 水銀を使用しない「水銀フリー社会」の実現に向けた取組を今後も着実に進めていくため、本県の取組に対する継続的な財政支援や、様々な場面での連携をお願いしたい。
- 2 国が率先して「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組を全国の地方公共団体と連携して行っていただくとともに、国内外への情報発信や国際貢献等に一層ご尽力いただきたい。

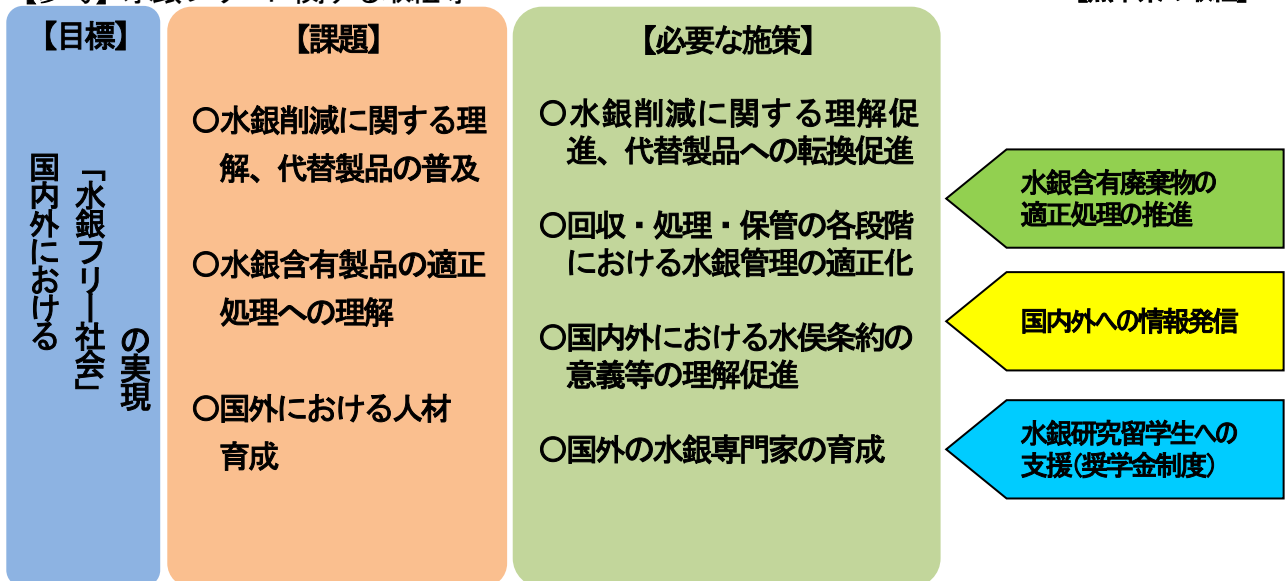
【現状・課題】

水俣病を経験した本県では、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」を契機に、本県では水銀を使用しない「水銀フリー社会」の実現に向けて、国内外への情報発信や水銀専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。令和7年度から環境省の水俣病総合対策費補助金を活用して当該事業を進めているが、令和8年5月に水俣病公式確認70年、令和9年8月に水俣条約発効10年の節目を迎え、改めて水銀に対する国内外の関心が高まる中、今後の着実かつ効果的な事業実施のため、継続的な財政支援や、国・県での連携した周知啓発等が必要である。

また、令和9年末に蛍光灯の製造・輸出入禁止を控える中、国内外における「水銀フリー社会」の実現に向けて、国においては、本県をはじめとする地方公共団体と連携し、水銀含有製品の使用削減、適正処理の理解促進、代替製品への転換促進などの取組を着実に進めていただくとともに、我が国の経験や技術・ノウハウを生かした国内外への情報発信、途上国の水銀対策強化への貢献等が必要不可欠である。

【参考】水銀フリーに関する取組等

【熊本県の取組】



有明海・八代海等の再生

提案・要望事項

【農林水産省、国土交通省、環境省】

- 1 有明海・八代海等の再生に係る具体的な目標・再生手順の提示、国が主体となった抜本的な底質改善対策の実施など必要な事業・調査等の予算確保
- 2 有明海における国と沿岸4県協調による調査・実証事業等の継続・拡充及び国が主体となった大規模な海底耕うん等の実証事業の実施
- 3 八代海湾奥部をはじめとした八代海における調査等の充実・強化
- 4 漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等の予算確保、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減及び大雨等により漁場に堆積した土砂撤去等の底質環境改善対策の予算確保
- 5 閉鎖性海域へのプラスチックごみ排出抑制・回収強化、マイクロプラスチック調査実施
- 6 特定外来生物スパルティナ属の防除に必要な財源措置

【提案・要望の内容】

- 1 本県では、泥質化、藻場干潟の消失等を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法としての効果はあるものの永続的ではないため、関係省庁が連携し、国が主体となって泥土堆積や底質悪化のメカニズムを解明のうえ、底質環境改善の抜本的対策を実施していただきたい。
また、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に示された再生方策の「河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元の見直し等」について令和8年度有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に向けて着実に推進し、森里川海のつながりを活かし、流域全体を再生していただきたい。
さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係」を解明するための調査研究を行い、その結果を踏まえ、必要な具体的方策を報告に盛り込んでいただきたい。
- 2 有明海について、国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組により実施している調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を実施し、有明海の再生の更なる加速化を図っていただきたい。
また、令和7年度に創設された有明海再生加速化対策交付金については、各県漁業団体及び各県の意見を十分に踏まえつつ、柔軟な制度運用と十分な予算確保をお願いしたい。
- 3 八代海については、有明海に比べ海域環境や水産資源に関する調査、分析等が不足しているため、令和8年度の有明海・八代海等総合調査評価委員会において、専門的な知見に基づき、より詳細な現状分析を行い、今後の再生方策を具体化していただきたい。特に、八代海の現状に鑑み、多様な生態系等を有する豊かな海に回復するための調査研究の拡充や実証事業の実施をお願いしたい。また、土砂堆積による影響が懸念される八代海湾奥部については、生態系の維持や「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第20条に基づく自然災害の発生の防止のため、関係省庁が連携し、近年の気候変動の影響を踏まえた将来的な影響等の調査についても確実に実施していただきたい。
- 4 河川を介して流入する流木等の漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化を招くため、引き続き回収・処理等に係る予算の確保及び補助率の嵩上げ等により地元負担を軽減いただくとともに、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。また、近年頻発している豪雨災害に伴い、漁場への土砂の流入、堆積による底質環境の悪化が深刻化しており、迅速な対応が必要であることから、底質環境改善対策に係る財源を確保していただきたい。

- 5 海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全のため、陸域での発生抑制及び海域への流出を防止する対策をお願いしたい。また、海域におけるマイクロプラスチックの更なる実態解明に向け、有明海・八代海等での調査を実施していただきたい。
- 6 海岸近くの河口域に生育する特定外来生物スパールティナ属は繁殖力が強いいため、短期間で防除するために必要な財源の確保及び直轄事業の実施をお願いしたい。また、防除後の再発箇所への対応など継続的な活用を可能とする特定外来生物防除等対策事業の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 有明海・八代海等の再生に向けて、国や関係県と連携しながら総合的な対策に取り組んでいるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。再生への取組を効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。本県では、泥質化、藻場干潟の消失等を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されており、抜本的な底質改善対策の実施が急務である。

さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源量」との関係について、社会的関心や調査研究に対するニーズが高まってきていることから、国における調査研究及び調査結果に基づいた具体的方策を検討の上、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書への反映が必要である。
- 2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されるべき重要な取組であり、事業を継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模に事業を展開することで、再生への動きを更に加速化する必要がある。

また、有明海再生加速化対策交付金については、地元漁業者が、より効果的な取組を実施できるよう、現場の状況に応じた柔軟な制度運用と支援の継続が必要である。
- 3 八代海は、有明海に比べ海域環境や水産資源に関する調査等が不足しており、その充実・強化が必要である。また、海域の現状を踏まえると、多様な生態系等を有する豊かな海へ回復するための対策が必要である。また、八代海湾奥部では、沿岸域で内水被害が発生しているほか、土砂堆積による干潟の生態系への悪影響が懸念されている。加えて、排水不良が起り、地元でも災害等に対する不安が広がっている。今後、気候変動の影響により潮位や雨量の変化も予測されることから、生態系の維持や自然災害の発生の防止に向けて将来的な影響等の調査が必要である。
- 4 漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化の原因や漁具の破損や船舶航行の妨げになるなどの弊害をもたらしているが、漁業者等の回収処理には限界があるため、予算確保をはじめ、財源確保と併せて国主導による大規模な回収処理が必要である。さらに、海岸漂着物の回収処理に支援いただいている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業についても補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減が必要である。

また、近年、頻発している豪雨災害により漁場に土砂が大量に流入、堆積し底質環境の悪化が深刻になっているため、土砂除去等による底質環境改善に速やかに取り組むための財源確保が必要である。
- 5 有明海・八代海に流れ込んだプラスチックごみの多くが外洋に出ず、海域内を回遊しながら漂着するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、一度河川に流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。そのため、陸域や水路・河川での回収、さらには海洋へ排出されない仕組みづくりが必要である。また、同海域を回遊する過程で劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念されるため、経年変化の確認や実態解明に向けて、マイクロプラスチックの調査・分析が必要である。
- 6 スパールティナ属は、国内では愛知県、山口県及び熊本県のみで生育が確認されている。本県では平成23年に確認された後、当初に形成された大規模群落は防除を完了したものの、防除後も散発的再発生への対応、状況確認、財源確保等が必要である。

国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援

提案・要望事項

【環境省】

阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園への誘客等の推進に向けた取組に必要な財源の確保

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園について、「世界水準のデスティネーション」を目指し、自然景観の保護と公園利用の好循環につなげるため、雄大な景観を代表する草原景観の維持・再生や各利用拠点のインフラ整備などに必要な財源の確保をお願いしたい。
- 2 雲仙天草国立公園について、令和8年7月20日には天草地域が国立公園指定70周年を迎えることを契機として更なる誘客を推進するため、天草西海岸の夕日やキリシタンに関連する史跡など、当公園が持つ優れた資源を十分に活用することが求められる。このため、多くの来訪者が利用する施設の整備や改修などのインフラ整備に必要な財源の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園は、平成28年7月に国が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定されており、現在、本県では、世界水準のデスティネーションとなることを目指して、令和3年3月に「国立公園満喫プロジェクト阿蘇くじゅう国立公園地域協議会」により策定された「ステップアッププログラム2025」に沿って、関係機関と連携しながら各種事業を実施している。なお、令和8年度中に次期「ステップアッププログラム」が同協議会で策定される予定である。
今後、観光客が安心安全に利用できる受入環境を整備するとともに、更なる上質化を目指して自然景観の保全・回復、景観への配慮等を図っていく必要がある。
- 2 雲仙天草国立公園においても、令和4年3月に本県において満喫プロジェクトの取組方針を策定し、現在、同方針に基づき、海や山の豊富な自然資源とキリシタン文化を活かした誘客の推進に取り組んでいる。
引き続き、優れた自然資源や歴史・文化を活用し、その場所でしか味わえないコンテンツを造成・磨き上げるとともに、令和8年7月20日には天草地域が国立公園指定70周年を迎え、これを絶好の機会ととらえ、機運醸成を図り更なる誘客を推進するため、インバウンド対策を含む受入環境の整備等に取り組んでいく必要がある。

プラスチックの資源循環等の促進に向けた支援

提案・要望事項

【総務省、経済産業省、環境省】

プラスチックの資源循環等の促進に向けた財源の確保及び市町村への財政支援

【提案・要望の内容】

令和4年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく取組が進むよう、十分な財源確保をお願いしたい。特に、市町村が新たに分別収集等に取り組むことで生じる負担の最小化に向け、地域の実情を踏まえた必要な財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

プラスチック製品廃棄物の排出を抑制し、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び資源化を円滑に進めるには、プラスチック資源循環促進法に基づく、事業者、消費者、自治体の取組を後押しするための十分な財源確保が必要である。現在、市町村に対しては処理量に応じた特別交付税措置を講ずることとされている。しかしながら、特に人口密度が低い市町村は収集運搬費用等の負担が大きく、プラスチック製品の分別収集・再商品化が円滑に進まないため、地域の実情を踏まえた財政支援が必要である。

容器包装プラスチック（1品目以上）の分別収集実施	45市町村／県内45市町村
プラスチック使用製品廃棄物の資源化等（※）実施	14市町村／県内45市町村

(R7.7現在)

※14市町村中、5市町村（荒尾市、山都町、宇城市、美里町、人吉市）はプラスチックごみを再商品化（再資源化のために処理委託）、6市町村（阿蘇地域）は燃やすごみとともにRDF（固形燃料）化、3市町村（宇土市、八代市、氷川町）はリサイクル業者へ売却している。

治安基盤の整備充実

提案・要望事項

【警察庁、総務省】

- 1 警察官の増員による人的基盤の充実
- 2 警察装備等の物的基盤の整備・充実

【提案・要望の内容】

- 1 地域社会の安全・安心の確保のため、警察官の増員による人的基盤の充実をお願いしたい。
- 2 地域社会の安全・安心の確保のため、物的基盤の整備・充実をお願いしたい。

【現状・課題】

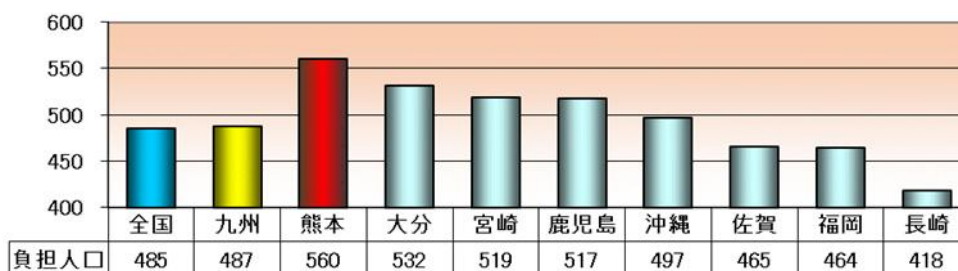
1 本県の人口は、令和8年4月1日現在で、九州で2番目に多く、また、本県は、九州に存在する3つの政令指定都市のうちの1つを有するなど、九州において重要な位置付けにあるが、その重要な位置付けにもかかわらず、本県警察の警察官一人当たりの負担人口が九州で最も多い状態が20年以上続いている。

本県警察では、このような限られた人的リソースで十分な警察力を発揮できるよう、所属・部門を超えたリソースの重点化や能率的でメリハリのある組織運営、先端技術の活用等による警察活動の高度化、働きやすい職場環境の形成等、更なる業務の合理化・効率化に向けた取り組みを進めている。

しかしながら、本県における犯罪情勢では、特殊詐欺事件の被害金額が前年比で2.5倍となるなど極めて甚大な被害が発生しているほか、治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループの台頭、SNS上で犯罪の実行者を募集する「闇バイト」情報の氾濫を始めとするサイバー空間をめぐる脅威の深刻化等、治安上の重要課題が山積している。

このような情勢の中、令和8年度地方警察官の増員において、本県に7人の増員措置が講じられたところではあるが、これらの課題への適切な対応を一層推進し、安全で安心して暮らせる熊本を実現するためには、更なる人的基盤の強化が必要であるため、本県警察官の増員をお願いしたい。

※ [九州各県の警察官一人当たりの負担人口]



※ 負担人口については、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数で除したものと

2 あらゆる警察事象に迅速、的確に対処するために必要となる警察車両を始めとする装備資機材の整備及び令和9年3月から運用開始予定の刑事手続IT化に伴い、国が推進する施策に的確に対応するために必要となる物的基盤の整備・充実（必要経費に対する国庫補助の充実等）をお願いしたい。